# 別表 2 (継続検討リスト)

	法令名	 所管省庁名	条項	規制等の内容概要	 規制等の類型
1	火薬類の運搬に関する内閣府令		第15条第1項	運搬方法	
2	核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令		第4条第1項第6号	指示	目視規制
3	牧然村物員寺の建蔵の加山寺に関する内閣が下  地域警察運営規則		第18条第2項	立番、見張及び在所	目視規制
4	地域警察運営規則	警察庁	第27条第4項	警備派出所	目視規制
5	地域警察運営規則		第28条第4項	検問所	目視規制
6	特定物質の運搬の届出等に関する規則			指示	目視規制
7			第3条第4項 第3条第4号へ	指示	目視規制
	届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則			<u> </u>	
8	放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令	警察庁	第3条第1項第6号	指示	目視規制
9	被収容者処遇規則	法務省	第2条の2	意見聴取等	目視規制
10	被収容者処遇規則	法務省	第14条第1項	事故の防止等	目視規制
11	調査報告に関する規則	外務省	第1条	調査報告書の作成	目視規制
12	私立学校教職員共済法	文部科学省	第46条第1項	報告の請求及び検査	目視規制
13	私立学校教職員共済法	文部科学省	第46条第2項	報告の請求及び検査	目視規制
14	文化財保護法	文部科学省	第55条第1項	立入り調査	目視規制
15	文化財保護法	文部科学省	第131条第1項	立入り調査	目視規制
16	文化財保護法	文部科学省	第171条	実地調査	目視規制
17	文化財保護法	文部科学省	第191条第2項	文化財保護指導委員	目視規制
18	文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令	文部科学省	第5条第1項第12号	貸付条件	目視規制
19	医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令	厚生労働省	第17条第2項	報告の徴収等	目視規制
20	医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令	厚生労働省	第17条第3項	報告の徴収等	目視規制
21	介護保険法	厚生労働省	第172条第1項	報告の徴収等	目視規制
22	介護保険法	厚生労働省	第197条第4項	報告の徴収等	目視規制
23	健康保険法	厚生労働省	第198条第1項	立入検査等	目視規制
	建設業附属寄宿舎規程	厚生労働省	第3条の2第1項	寄宿舎管理者の職務	目視規制
25	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	厚生労働省	第16条第1項	報告の請求及び検査	目視規制
26	高齢者の医療の確保に関する法律	厚生労働省	第134条第1項	報告の徴収等	目視規制
27	高齢者の医療の確保に関する法律	厚生労働省	第134条第2項	報告の徴収等	目視規制
28	高齢者の医療の確保に関する法律	厚生労働省	第152条第1項	報告の徴収等	目視規制
29	国民健康保険法	厚生労働省	第106条第1項	報告の徴収等	目視規制
30	児童福祉法	厚生労働省	第21条の3第1項	療育の給付	目視規制
31	児童福祉法施行令	厚生労働省	第35条の4	事業、養育里親及び児童福祉施 設	目視規制
32	児童福祉法施行令	厚生労働省	第38条	事業、養育里親及び児童福祉施 設	目視規制
33	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則	厚生労働省	第27条第1項第2号	食鳥検査の方法及び手続	目視規制
24	新型インフルエンザ等対策特別措置法第六十四条の規定による医薬		₩FF & ₩ 1 TF / W 1 O D	(A) 1.1 (A) 11L	D 40 40 411
34	品等の譲渡等の特例の手続に関する省令	厚生労働省	第5条第1項第12号	貸付条件	目視規制
35	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に 関する法律	厚生労働省	第85条第1項	報告の請求及び検査	目視規制
36	生活保護法	厚生労働省	第54条第1項	実地検査	目視規制
	石綿障害予防規則	厚生労働省	第3条第7項	事前調査及び分析調査	目視規制
38	戦傷病者特別援護法	<u> </u>	第16条第1項	報告及び検査	目視規制
39	戦場柄有付別抜設広 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律	<u> </u>	第31条第1項	報告の徴収等	目視規制
40	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律		第31条第2項	報告の徴収等	目視規制
41	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律	厚生労働省 厚生労働省	第37条第1項	報告の徴収等	目視規制
42	調剤業務のあり方について(平成31年4月2日薬生総発0402第1号)		1、2	調剤の目視義務	目視規制
	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法	厚生労働省	第24条第1項	保険医療機関等に対する報告の	目視規制
44	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法	厚生労働省	第35条第1項	徴収等 報告の徴収等	目視規制
45	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に	厚生労働省	第7条第2項	許可の基準等	日視規制
46	関する法律 労働安全衛生規則	厚生労働省	第11条第1項	衛生管理者の定期巡視及び権限	目視規制
40	刀 刺 久 王 雨 王 がだり	子工刀 벵目	カ11木か1切	の付与	口力表表中
47	労働安全衛生規則	厚生労働省	第15条第1号	産業医の定期巡視	目視規制
48	労働安全衛生規則	厚生労働省	第6条第1項	安全管理者の巡視及び権限の付 与	目視規制
49	核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規 則	国土交通省	第1項第2号	立入禁止措置	目視規制
50	核燃料物質等車両運搬規則	国土交通省	第16条	見張人	目視規制
	核燃料物質等車両運搬規則	国土交通省	第17条の2第5項	特定核燃料輸送物等の運搬に係る措置等	目視規制
01					

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型
53	航空法施行規則	国土交通省	第92条第7号	空港等の機能の確保に関する基 準	目視規制
54	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規 則	国土交通省	第7条第3項二	船舶指標対応措置	目視規制
55	国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令	国土交通省	第4条第1項第12号	貸付条件	目視規制
56	水防法	国土交通省	第9条	河川等の巡視	目視規制
57	船員法施行規則	国土交通省	第3条の6第2項	巡視制度	目視規制
58	船舶設備規程	国土交通省	第146条の46第2項	監視装置	目視規制
59	道路法施行規則	国土交通省	第4条の5の5	占用物件の維持管理に関する基 淮	目視規制
60	特定複合観光施設区域整備法	国土交通省	第14条	認定都道府県等の指示等	目視規制
61	放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関す る規則	国土交通省	第1条第1項第5号	応急の措置	目視規制
62	放射性同位元素等車両運搬規則	国土交通省	第15条	見張人	目視規制
63	放射性同位元素等車両運搬規則	国土交通省	第16条の2第1項第6号	特定放射性同位元素の運搬に係 る措置等	目視規制
64	無軌条電車運転規則	国土交通省	第10条第2項	電力設備の巡視	目視規制
65	環境省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則	環境省	第4条第1項	特定評価書についての関係都道	目視規制
66	大気汚染防止法	環境省	第18条の15第1項	県知事等の意見提出の期間 解体等工事に係る調査及び説明	目視規制
				等	
67	大気汚染防止法施行規則	環境省	第16条の5第1号	解体等工事に係る調査の方法	目視規制
68	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律	法務省 厚生労働省	第14条第1項第2号	機構による事務の実施	目視規制
69	社会福祉に関する科目を定める省令	文部科学省 厚生労働省	第9条第2項	資料の提出等	目視規制
70	精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令	文部科学省 厚生労働省	第7条第2項	資料の提出等	目視規制
71	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則	経済産業省 環境省	第14条第1項	フロン類の充塡に関する基準	目視規制
1	人事院規則10―4(職員の保健及び安全保持)	人事院	第20条	定期健康診断	定期検査
2	人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)	人事院	別表第4第2項	指導区分の決定を受けた職員の 経過観察のための検査	定期検査
3	道路交通法	警察庁	第101条第5項	運転免許証更新申請時の適性検 査	定期検査
4	貸金業法	金融庁	第13条の3	基準額超過極度方式基本契約へ の該当の定期調査	定期検査
5	貸金業法施行規則	金融庁	第1条の2の4第4項第3号	特定非営利活動貸付けに係る契 約相手方等の財務状況の定期調 査	定期検査
6	貸金業法施行規則	金融庁	第10条の25	基準額超過極度方式基本契約へ の該当の定期調査	定期検査
7	住民基本台帳法	総務省	第34条	住民票記載事項の定期調査	定期検査
8	地方公営企業法施行令	総務省	第22条の5	地方公営企業の会計事務の定期 検査	定期検査
9	地方自治法施行令	総務省	第158条の2	地方公共団体の会計事務の定期 検査	定期検査
10	地方自治法施行令	総務省	第168条の4	地方公共団体の会計事務の定期 検査	定期検査
11	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給 与に関する法律	外務省	第7条第1項	在外公館所在地の物価情報当に 関する調査報告	定期検査
12	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造 販売後安全管理の基準に関する省令	厚生労働省	第11条	製造販売後安全管理に関する業 務についての定期自己点検	定期検査
13	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法 律	厚生労働省	第68条の14	再生医療等製品に関する感染症 定期報告	定期検査
14	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法 律	厚生労働省	第68条の24	生物由来製品に関する感染症定 期報告	定期検査
15	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法 律施行規則	厚生労働省	第28条の25第3号	再生医療等製品の感染症定期報 告	定期検査
16	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法 律施行規則	厚生労働省	第63条	医療用医薬品の市販後の安全性 定期報告	定期検査
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法		1	†	-

法令名   所管告行名   条項	務について 定期検査 定期検査 定期検査 定期検査 定期検査 定期検査 定期検査 定期検査
18   医素品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省合   厚生労働省   別表第13 (第9条の8   投作接受水器等表別   投作接受水器等表別   投作接受水器等表別   投作接受水器等表別   現の企業保守点接   投作接受水器等表別   理から   投作表別   原生労働省   第53条第1項   健康診断 (鉛業務) (鉛業務) (鉛業務)   投作表別   原生労働省   第53条第1項   理添款所 (鉛業務) (鉛業務)   日本   分析・評価 (分素   分析・評価 (分素   分析・評価 (分素   分析・評価 (分素 ) 分析・評価 (分素 ) 表別   日本   分析   日本	定期検査 定期検査 定期検査 定期検査 定期検査 定期検査 定期検査 に期検査 に期検査 に対けをする に対ける に対けをする に対ける に対けをする に対ける に対ける に対ける に対ける に対ける に対ける に対ける に対け
20   総存法施行規則	定期検査 定期検査 定期検査 定期検査 に期検査 に期検査 に期検査 に対検体等の検 定期検査 に対検体等の検 定期検査 に対検査 に対検査 に対検査 に対してに対してに対してに対してに対しています。 に対しています。 に対していまする に対していまする。 に対していまする。 に対していま
20	定期検査 定期検査 定期検査 定期検査 に期検査 に期検査 に期検査 に対検体等の検 定期検査 に対検体等の検 定期検査 に対検査 に対検査 に対検査 に対してに対してに対してに対してに対しています。 に対しています。 に対していまする に対していまする。 に対していまする。 に対していま
21	定期検査
22 介護保険法 厚生労働省 第115条の45の2第2項 査・分析・評価 (介 索生活支援総合主導 五規総操症の患者に対する医療に関する法律施行規則 厚生労働省 第7条の4第1項 五規総操症の患者の患者の患者に対する医療に関する法律施行規則 厚生労働省 第7条の4第1項 五規総操症の患者の患者の患者の患者の患者の対象性の患者に対する医療に関する法律施行規則 厚生労働省 第7条の4第2項第2号 極	期的な調
22 介護保険法 厚生労働省 第115条の45の2第2項 査・分析・評価(介 常生活支援終合者業 五類感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 厚生労働省 第7条の4第1項 査 数率症の患者に対する医療に関する法律施行規則 厚生労働省 第7条の4第2項第2号 査 五類感染症の患者の 査 査 新発薬症の患者に対する医療に関する法律施行規則 厚生労働省 第7条の4第2項第2号 (無極 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 厚生労働省 第31条の27第1項第12 号イ 培のための定期点核 第6条至の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 厚生労働省 第31条の27第1項第12 号イ 持のための定期点核 持めための定期点核 持めための定期点核 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	護予防・日 定期検査 (注)
第4年/13   京東佐の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則   厚生労働省   第7条の4第1項   五類感染症の患者の   五類感染症の患者の   五類感染症の患者の   五類感染症の患者の   五類感染症の患者の   五類感染症の患者の   五類感染症の患者の   五類感染症の患者の   五類感染症の患者の   金染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則   厚生労働省   第31条の27第1項第12   一種病原体等取扱術   持のための定期点移   持のための定期点移   持のための定期点移   持のための定期点移   持のための定期点移   一種病原体等取扱術   持のための定期点移   持のための定期点移   一種病原体等取扱術   持のための定期点移   一種病原体等取扱術   持のための定期点移   一種病原体等取扱術   持のための定期点移   一種病原体等取扱術   持のための定期点移   一種病原体等取扱術   持のための定期点移   一種病原体等取扱術   持のための定期点移   一種病原体等取扱所   持のための定期点移   第31条の30第1項第7号   一種病原体等取扱所   持のための定期点移   第31条の30第1項第7号   一種病原体等取扱所   持のための定期点移   一種病原体等取扱所   持のための定期点移   「中生労働省   第3条の18第1項第7号   持のための定期点移   一種病原体等取扱所   持のための定期点移   「中生労働省   第3条の18第1項第7号   持のための定期点移   「中生労働省   第3条の18第1項第3号   施設内の動物に対す   旅設内の動物に対す   旅設内の動物に対す   旅設内の動物に対す   旅設内の動物に対す   原生労働省   第3条の18第1項第3号   一定生労働省   第3条の18第1項第3号   全業物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   厚生労働省   第3条の18第1項第3号   飲料小の水質検査   建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   厚生労働省   第4条第1項第3号   飲料小の水質検査   建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   厚生労働省   第4条第1項第3号   飲料小の水質検査   建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   厚生労働省   第4条第1項第4号   飲料小の水質検査   算年等助における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   厚生労働省   第4条第1項第4号   飲料小の水質検査   数料小の水質検査   第4条第1項第4号   飲料小の水質検査   数料の水質検査   第4条第1項第4号   飲料小の水質検査   数料の水質検査   第4条第1項第4号   飲料小の水質検査   日本等助における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   厚生労働省   第4条第1項第4号   飲料小の水質検査   第4条第1項第3号   飲料小の水質検査   日本等助における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   厚生労働省   第4条第1項第3号   飲料小の水質検査   日本等助における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   厚生労働省   第4条第1項第3号   飲料小の水質検査   第4条第1項第3号   飲料小の水質検査   日本等助における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   原生労働省   第4条第1項第3号   飲料小の水質検査   第4条第1項第3号   飲料小の水質検査   第4条第1項第3号   飲料小の水質検査   第4条第1項第3号   飲料小の水質検査   日本等助における衛生の環境の確保に関する法律施行規則   厚生労働省   第4条第1項第3号   飲料小の水質検査   第4条第1項第3号   飲料小の水質が表述を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を	<ul> <li>注)</li> <li>) 検体等の検</li> <li>定期検査</li> <li>定期検査</li> <li>定期検査</li> <li>定期検査</li> <li>定期検査</li> <li>ご設の機能維定期検査</li> <li>ご設の機能維定期検査</li> <li>ご設の機能維定期検査</li> <li>ご設の機能維定期検査</li> <li>ご設の機能維定期検査</li> <li>ご設の機能維定期検査</li> </ul>
第1	<ul> <li>注)</li> <li>) 検体等の検</li> <li>定期検査</li> <li>定期検査</li> <li>定期検査</li> <li>定期検査</li> <li>定期検査</li> <li>ご設の機能維定期検査</li> <li>ご設の機能維定期検査</li> <li>ご設の機能維定期検査</li> <li>ご設の機能維定期検査</li> <li>ご設の機能維定期検査</li> <li>ご設の機能維定期検査</li> </ul>
23	検体等の検 定期検査 定期検査 に に で に で に で に で に で に で に で に で に で
23	定期検査 定期検査 定期検査 に体の検査に 検 定期検査 に設の機能維 定期検査 に設の機能維 定期検査 に設の機能維 定期検査 に設の機能維 定期検査 に設の機能維 定期検査
空染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則   厚生労働省   第7条の4第2項第2号   五類感染症の患者の   査   金染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則   厚生労働省   第31条の27第1項第12   一種病原体等取扱施   持のための定期点核   存立めの定期点核   京31条の30第1項第7号   持のための定期点核   持のための定期点核   持のための定期点核   持のための定期点核   持のための定期点核   存在の表述性の表述性が行規則   厚生労働省   第31条の30第1項第7号   持のための定期点核   存在の表述性が行規則   存生労働省   第3条の18第1項第2号   持のための定期点核   接案物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   厚生労働省   第3条の18第1項第3号   空気調和設備内の制   原生労働省   第3条の18第1項第3号   空気調和設備内の制   原生労働省   第3条の18第1項第3号   空気調和の利   前点核   全案物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   厚生労働省   第4条第1項第3号   飲料水の水質検査   在案物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   厚生労働省   第4条第1項第3号   飲料水の水質検査   資本物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   厚生労働省   第4条第1項第4号   飲料水の水質検査   2条物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   厚生労働省   第4条第1項第4号   飲料水の水質検査   2条第1項第4号   飲料水の水質検査   2条物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   厚生労働省   第4条第1項第4号   飲料水の水質検査   2条物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   厚生労働省   第4条第1項第4号   飲料水の水質検査   2条第1項第4号   飲料水の水質検査   2条物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   厚生労働省   第4条第1項第4号   飲料水の水質検査   2条第1項第4号   2条第1項第4号   2条第1項第4号   2条第1項第4号   2条第1項第4号   2条第1項第4号   2条第1項第4号   2条第1項第4号   2条数における衛生の環境の確保に関する法律施行規則   2年列機会   2年列権会	定期検査  に体の検査に に対検 に対検査
24	定期検査  に体の検査に に対検 に対検査
京8条第5項第2号(機械 器具保守管理標準作業 密み症の耐体、病房 の	定期検査  「設の機能維 定期検査  「設の機能維 定期検査  「設の機能維 定期検査  「設の機能維 定期検査  「設の機能維 定期検査  「設の機能維 定期検査
25         感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則         厚生労働省         器具保守管理標準作業 書の項)         感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則         厚生労働省         第31条の27第1項第12         一種病原体等取扱漁 持のための定期点核持のための定期点核持のための定期点核持のための定期点核持のための定期点核持のための定期点核持のための定期点核持のための定期点核病などの患者に対する医療に関する法律施行規則         厚生労働省         第31条の29第1項第7号         上種病原体等取扱漁 持のための定期点核病の必要期点核病などの患者に対する医療に関する法律施行規則         厚生労働省         第31条の30第1項第7号         上種病原体等取扱漁 持のための定期点核持のための定期点核持のための定期点核持のための定期点核持のための定期点核持のための定期点核持のための定期点核持のための定期点核持のための定期点核がための定期点核持のための定期点核持のための定期点核持のための定期点核持のための定期点核持のための定期点核持なための定期点核持なための定期点核持なための定期点核持なためで定期点核持な内が表していました。         厚生労働省         第31条の30第1項第7号         中種病原体等取扱漁 持のための定期点核施設内の動物に対す持のための定期点核持な内が表していました。         東生労働省         第3条の18第1項第2号         冷却格の病の病病病病病病病病病病病病病病病病病病病病病病病の病病病病病病病病病病	定期検査  「設の機能維 定期検査  「設の機能維 定期検査  「設の機能維 定期検査  「設の機能維 定期検査  「設の機能維 定期検査  「設の機能維 定期検査
書の項) 係る定期的な保守点	検 定期検査 定期検査 定期検査 に関係を 定期検査 に関め機能維 定期検査 に関係を 定期検査 に対して に対して ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない
26 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 厚生労働省 第31条の27第1項第12 一種病原体等取扱施持のための定期点核 持のための定期点核 原生労働省 第31条の28第1項第7号 一種病原体等取扱施持のための定期点核 原生労働省 第31条の28第1項第7号 持のための定期点核 原染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 厚生労働省 第31条の29第1項第7号 持のための定期点核 原染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 厚生労働省 第31条の30第1項第7号 持のための定期点核 持のための定期点核 原染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 厚生労働省 第31条の30第1項第7号 持のための定期点核 原染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 厚生労働省 別表第1第2号 疾病の病原体等取扱施 持のための定期点核 原染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 厚生労働省 第3条の18第1項第2号 冷却塔の汚れの状況 連築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第3条の18第1項第3号 加温装置の汚れの状況 原生労働省 第3条の18第1項第3号 原生労働省 第3条の18第1項第3号 空気調和設備内の排 原生労働省 第3条の18第1項第3号 空気環境の定期測定 原生労働省 第3条の2第3項 空気環境の定期測定 原生労働省 第4条第1項第3号イ 飲料水の水質検査 理築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第4号 飲料水の水質検査 36 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第4号 飲料水の水質検査 37 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第4号 飲料水の水質検査 38 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第4号 飲料水の水質検査 38 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第4号 飲料水の水質検査 39 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第4号 飲料水の水質検査 39 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第4号 飲料水の水質検査 39 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第3号 飲料水の水質検査 39 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第3号 飲料水の水質検査 49 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第3号 飲料水の水質検査 49 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第3号 飲料水の水質検査 40 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第3号 飲料水の水質検査 40 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第3号 40 飲料水の水質検査 40 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第3号 40 飲料水の水質検査 40 整殊物における衛生的環境の確保に関する法律が行規則 厚生労働省 第4条第1項第3号 40 飲料水の水質検査 40 飲料水の水質な 40 飲料 40 変物における衛生の療養 40 飲料水の水質な 40 飲料など 40 飲料な	定期検査 (記数の機能維定期検査) (記数の機能維定期検査) (記数の機能維定期検査) (記数の機能維定期検査)
原生労働省   長来症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則   厚生労働省   第31条の28第1項第7号   持のための定期点核   持のための定期点検   別表第1第2号   開的な検査   期的な検査   第3条の18第1項第7号   共都の売れの状況   建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   厚生労働省   第3条の18第1項第3号   空気調和設備内の割   加湿装置の汚れの状態   建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   厚生労働省   第3条の2第3項   空気調和設備内の割   加湿接面の正保に関する法律施行規則   厚生労働省   第3条の2第3項   空気調和設備内の割   対理物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   厚生労働省   第4条第1項第3号   飲料水の水質検査   数料水の水質検査   第4条第1項第3号   飲料水の水質検査   新4条第1項第4号   飲料水の水質検査   新4条第1項第4号   飲料水の水質検査   建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   厚生労働省   第4条第1項第4号   飲料水の水質検査   建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   厚生労働省   第4条第1項第4号   飲料水の水質検査   建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   厚生労働省   第4条第1項第4号   飲料水の水質検査   建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   厚生労働省   第4条第1項第4号   飲料水の水質検査   建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   厚生労働省   第4条第1項第7号   飲料水の水質検査   建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   厚生労働省   第4条第1項第3号   飲料水の水質検査   建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   厚生労働省   第4条第1項第3号   飲料水の水質検査   建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   厚生労働省   第4条第1項第3号   飲料水の水質検査   財料水の水質検査   日本の経済・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	定期検査 (記数の機能維定期検査) (記数の機能維定期検査) (記数の機能維定期検査) (記数の機能維定期検査)
一切	記設の機能維 定期検査 認の機能維 定期検査 記数の機能維 定期検査
27   感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則   厚生労働省   第31条の28第1項第7号   持のための定期点核	定期検査 記設の機能維 定期検査 記設の機能維 定期検査
持のための定期点検   接談内の動物に対す   施設内の動物に対す   旅設内の動物に対す   旅設内の動物に対す   旅設内の動物に対す   大海で病病体の有無   期的な検査   31 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   3 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   2 全気調和設備内の排   加温装置の汚れの状   検   空気調和設備内の排   期点検   3 は築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   2 年労働省   第3条の18第1項第3号   第3条の18第1項第4号   第3条の2第3項   空気調和設備内の排   期点検   第3条の2第3項   空気調和設備内の排   期点検   3 は築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   厚生労働省   第4条第1項第3号 の飲料水の水質検査   3 は築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   原生労働省   第4条第1項第4号 の飲料水の水質検査   4 は と 対 は 対 な が な が な が な が な が な が な が な が な が な	設の機能維 定期検査 設の機能維 定期検査
歴染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則   厚生労働省 第31条の29第1項第7号   持のための定期点検   施設内の動物に対す   疾病の病原体の有無   期的な検査   第3条の18第1項第2号   沖がな検査   第3条の18第1項第2号   沖がな検査   第3条の18第1項第3号   沖がな   第3条の18第1項第3号   沖がな   第3条の18第1項第3号   沖がな   第3条の18第1項第3号   沖がな   第3条の18第1項第3号   沖がな   第3条の18第1項第3号   沖がな   第3条の18第1項第3号   東生労働省   第3条の18第1項第4号   第3条の18第1項第4号   第3条の18第1項第4号   第3条の2第3項   空気調和設備内の排   期点検   第3条の2第3項   空気調和設備内の排   第3条の2第3項   空気環境の定期測定   東生労働省   第4条第1項第3号   第4条第1項第3号   前がよかの水質検査   第4条第1項第3号   前がよかの水質検査   第4条第1項第4号   第4条第1項第4号   前がよかの水質検査   第4条第1項第4号   前がよかの水質検査   第4条第1項第4号   前がよかの水質検査   第4条第1項第4号   前がよが、の水質検査   第4条第1項第3号   前がよが、の水質検査   第4条第1項第3号   前がよが、の水質検査   第4条第1項第3号   前がよが、の水質検査   第4条第1項第3号   前がよが、の水質検査   第4条の2第1項第3号   前がよが、の水質を放置   第4条の2第1項第3号   前がよが、の水質などが、の水質などが、の水質などが、の水質などが、のれば、のれば、のは、のれば、のれば、のは、のれば、のれば、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、	定期検査 設の機能維 定期検査
持のための定期点核   持のための定期点核   持のための定期点核   持のための定期点核   持のための定期点核   控心ための定期点核   接線症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則   厚生労働省   第31条の30第1項第7号   施設内の動物に対す   疾病の病原体の有無   期的な検査   第3条の18第1項第2号   冷却塔の汚れの状況   建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   厚生労働省   第3条の18第1項第2号   冷却塔の汚れの状況   建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   厚生労働省   第3条の18第1項第3号   投   第3条の18第1項第3号   投   全 第3条の18第1項第3号   投   全 第3条の18第1項第3号   投   全 第3条の18第1項第4号   関	設の機能維定期検査
29 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 厚生労働省 第31条の30第1項第7号 持のための定期点核 施設内の動物に対す	定期検査
持のための定期点核	定期検査
30 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 厚生労働省 別表第1第2号 疾病の病原体の有無期的な検査 実築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第3条の18第1項第2号 冷却塔の汚れの状況 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第3条の18第1項第3号 加湿装置の汚れの状況 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第3条の18第1項第3号 空気調和設備内の排期点検 空気調和設備内の排期点検 空気調和設備内の排期点検 空気調和設備内の排期点検 空気調和設備内の排期点検 空気調をではいまける衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第3号イ 飲料水の水質検査 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第3号イ 飲料水の水質検査 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第3号ロ 飲料水の水質検査 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第4号ロ 飲料水の水質検査 37 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第4号ロ 飲料水の水質検査 38 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第4号 飲料水の水質検査 39 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第4号ニ 飲料水の水質検査 40 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第7号 飲料水の水質検査 41 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第7号 飲料水の水質検査 41 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条の2第1項第3号ハ 維用水の水質検査	į
30   感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則   厚生労働省   別表第1第2号   疾病の病原体の有無期的な検査   期的な検査   第3条の18第1項第2号   冷却塔の汚れの状況   2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   厚生労働省   第3条の18第1項第3号   放出装置の汚れの状況   原生労働省   第3条の18第1項第3号   空気調和設備内の排期点検   空気調和設備内の排期点検   第3条の18第1項第4号   空気調和設備内の排   東生労働省   第3条の2第3項   空気環境の定期測定   空気環境の定期測定   京本物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   厚生労働省   第4条第1項第3号イ   飲料水の水質検査   数料水の水質検査   数料水の水質検査   数料水の水質検査   数単築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   厚生労働省   第4条第1項第3号ロ   飲料水の水質検査   36 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   厚生労働省   第4条第1項第4号ロ   飲料水の水質検査   37 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   厚生労働省   第4条第1項第4号ロ   飲料水の水質検査   38 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   厚生労働省   第4条第1項第4号口   飲料水の水質検査   39 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   厚生労働省   第4条第1項第4号こ   飲料水の水質検査   40 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   厚生労働省   第4条第1項第7号   飲料水の水質検査   41 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   厚生労働省   第4条第1項第3号ハ   数料水の水質検査   41 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   厚生労働省   第4条の2第1項第3号ハ   雑用水の水質検査	
期的な検査 31 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第3条の18第1項第2号 冷却塔の汚れの状況 加湿装置の汚れの状況 原生労働省 第3条の18第1項第3号 加湿装置の汚れの状況 原生労働省 第3条の18第1項第3号 か 加湿装置の汚れの状況 原生労働省 第3条の18第1項第3号 空気調和設備内の制期点検 空気調和設備内の制期点検 空気調和設備内の制期点検 空気調和設備内の制度 第3条の2第3項 空気環境の定規測定 原生労働省 第3条の2第3項 空気環境の定期測定 原生労働省 第4条第1項第3号イ 飲料水の水質検査 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第3号イ 飲料水の水質検査 36 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第3号ロ 飲料水の水質検査 37 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第4号ロ 飲料水の水質検査 38 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第4号ロ 飲料水の水質検査 39 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第4号ニ 飲料水の水質検査 40 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第4号ニ 飲料水の水質検査 40 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第7号 飲料水の水質検査 41 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第7号 飲料水の水質検査 41 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第3号ハ 雑用水の水質検査	
31 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第3条の18第1項第2号 冷却塔の汚れの状況 加湿装置の汚れの状況 原生労働省 第3条の18第1項第3号 欠	(A)
32 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第3条の18第1項第3号 検 空気調和設備内の排 期点検 第3条の18第1項第4号 第3条の18第1項第4号 空気調和設備内の排 期点検 第3条の18第1項第4号 空気調和設備内の排 期点検 第3条の2第3項 空気環境の定期測定 享生労働省 第3条の2第3項 空気環境の定期測定 35 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第3号イ 飲料水の水質検査 36 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第3号ロ 飲料水の水質検査 37 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第4号ロ 飲料水の水質検査 38 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第4号ロ 飲料水の水質検査 39 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第4号ニ 飲料水の水質検査 40 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第4号ニ 飲料水の水質検査 40 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第7号 飲料水の水質検査 40 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第3号ハ 雑用水の水質検査 41 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第3号ハ 雑用水の水質検査	この定期点検 定期検査
72   建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   厚生労働省   第3条の18第1項第3号   検   空気調和設備内の排期点検   原生労働省   第3条の18第1項第4号   空気調和設備内の排期点検   第3条の2第3項   空気環境の定期測定   第4条第1項第3号   飲料水の水質検査   第4条第1項第3号   飲料水の水質検査   第4条第1項第3号   飲料水の水質検査   第4条第1項第4号   飲料水の水質検査   第4条第1項第3号   飲料水の水質検査   第4条第1項第3号   飲料水の水質検査   第4条第1項第3号   飲料水の水質検査   第4条第1項第3号   雑用水の水質検査   第4条の2第1項第3号   雑用水の水質検査	
33 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第3条の18第1項第4号 空気調和設備内の排 期点検 34 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第3条の2第3項 空気環境の定期測定 35 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第3号イ 飲料水の水質検査 36 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第3号ロ 飲料水の水質検査 37 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第4号ロ 飲料水の水質検査 38 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第4号ロ 飲料水の水質検査 39 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第4号ロ 飲料水の水質検査 40 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第4号ニ 飲料水の水質検査 40 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第7号 飲料水の水質検査 41 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第3号ハ 雑用水の水質検査	定期検査
33建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則厚生労働省第3条の18第1項第4号 期点検34建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則厚生労働省第3条の2第3項空気環境の定期測定35建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則厚生労働省第4条第1項第3号イ飲料水の水質検査36建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則厚生労働省第4条第1項第4号ロ飲料水の水質検査37建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則厚生労働省第4条第1項第4号ロ飲料水の水質検査38建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則厚生労働省第4条第1項第4号ハ飲料水の水質検査39建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則厚生労働省第4条第1項第4号ニ飲料水の水質検査40建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則厚生労働省第4条第1項第7号飲料水の水質検査41建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則厚生労働省第4条の2第1項第3号ハ雑用水の水質検査	- L = L = -
34 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第3条の2第3項 空気環境の定期測定 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第3号イ 飲料水の水質検査 36 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第3号ロ 飲料水の水質検査 37 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第4号ロ 飲料水の水質検査 38 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第4号ハ 飲料水の水質検査 39 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第4号ニ 飲料水の水質検査 40 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第4号ニ 飲料水の水質検査 41 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第3号ハ 飲料水の水質検査 41 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第3号ハ 維用水の水質検査	定期検査
35 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第3号イ 飲料水の水質検査 36 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第3号ロ 飲料水の水質検査 37 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第4号ロ 飲料水の水質検査 38 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第4号ハ 飲料水の水質検査 39 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第4号ニ 飲料水の水質検査 40 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第4号ニ 飲料水の水質検査 41 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第7号 飲料水の水質検査 41 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条の2第1項第3号ハ 雑用水の水質検査	
36 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第3号ロ 飲料水の水質検査 37 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第4号ロ 飲料水の水質検査 38 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第4号ハ 飲料水の水質検査 39 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第4号ニ 飲料水の水質検査 40 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第7号 飲料水の水質検査 41 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第7号 飲料水の水質検査 41 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条の2第1項第3号ハ 雑用水の水質検査	
37 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第4号ロ 飲料水の水質検査 38 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第4号ハ 飲料水の水質検査 39 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第4号ニ 飲料水の水質検査 40 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第7号 飲料水の水質検査 41 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条の2第1項第3号ハ 雑用水の水質検査	定期検査
38 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第4号ハ 飲料水の水質検査 39 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第4号ニ 飲料水の水質検査 40 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第7号 飲料水の水質検査 41 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条の2第1項第3号ハ 雑用水の水質検査	定期検査
39 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則     厚生労働省     第4条第1項第4号ニ     飲料水の水質検査       40 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則     厚生労働省     第4条第1項第7号     飲料水の水質検査       41 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則     厚生労働省     第4条の2第1項第3号ハ     雑用水の水質検査	定期検査
40 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条第1項第7号 飲料水の水質検査 41 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条の2第1項第3号ハ 雑用水の水質検査	定期検査
41 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条の2第1項第3号ハ 雑用水の水質検査	定期検査
	定期検査
42 建築物における衛生的環境の確保に関する注建施行担則 原生労働会 第4条の7第1百第4早日 歴史セの少歴検索	定期検査
〒	定期検査
43 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 厚生労働省 第4条の2第1項第5号 雑用水の水質検査	定期検査
4.4 7年年版における年代開発の7次月に関するは4年代4月間 原出光線像 第4名の5年3万年1日 ねずみ等の発生防止	のための生
44   建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則   厚生労働省   第4条の5第2項第1号   息調査等	定期検査
45 高気圧作業安全衛生規則 厚生労働省 第38条 健康診断(高気圧業	務) 定期検査
健康診断(四アルキ	・ル鉛等業
46   四アルキル鉛中毒予防規則   厚生労働省   第22条第1項   務)	定期検査
健康診断(四アルキ	・ル鉛等業
47   四アルキル鉛中毒予防規則   厚生労働省   第22条第3項   務)	定期検査
1377	
48   児童福祉法施行令   厚生労働省   第35条の4第1項   況の実地検査	定期検査
一	道守状況の
49   児童福祉法施行令   厚生労働省   第38条第1項   完重価征施設の基準 実地検査	定期検査
	☆ 古 世 半 1 =
小規模住居型児童養	
50   児童福祉法施行規則   厚生労働省   第1条の29   おける委託児童の状	∵況の定期調 ┃   定期検査
查 	たが決旦
1   大会福祉法   厚生労働省   第107条第3項   計画の定期的な調査   1   1   1   1   1   1   1   1   1	
(市町村地域福祉) (本)	・分析・評
計画の定期的な調査	・分析・評定期検査
52 社会福祉法 厚生労働省 第108条第3項 価(都道府県地域福	:・分析・評 定期検査 計画)
画)	<ul><li>・分析・評</li><li>計画)</li><li>こ・分析・評</li></ul>
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	<ul><li>・分析・評</li><li>計画)</li><li>こ・分析・評</li></ul>
53 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 厚生労働省 第88条の2第1項 計画の定期的な調査	<ul><li>・分析・評</li><li>計画)</li><li>・分析・評</li><li>・分析・評</li><li>証 支援計</li><li>定期検査</li></ul>

		法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型
大型の機能性						
2年	54	水迫法施行規則	厚生労働省	第15条の4第2号	検査	定期検査
特別の対象性	55	水道注施行規則	<b>原生労働省</b>	第15冬の4第4号口	水道事業者等が行う定期の水質	定期給杏
大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大	33	71. NO. 17. NO	<b>存工</b> 勿關目	NITOW OD AND THE		人为小人且
2月 大阪北京市の町   第重の管理   10.588.2	56	水道法施行規則	厚生労働省	第15条の4第6号		定期検査
野生の物質   田田の名   野生の物質   田田の名   田田のの名   田田のの名   田田のの名   田田のの名   田田のの名   田田のの名   田田のの名	F 7	小光汁並仁相則	原生兴趣少	第16夕第2百		中田を木
万年の日本日の日本日の日本日の日本日の日本日の日本日の日本日の日本日の日本日の日本						
第一条地影中地画学的報刊   第一条 を						
20						
20	62	有機溶剤中毒予防規則	厚生労働省	第29条第2項第4号	健康診断(有機溶剤業務)	定期検査
7年	63	臨床検査技師等に関する法律施行規則	厚生労働省	検査機器保守管理標準		定期検査
	6.1	<b>兴</b> 蘇宁(秦) 中国	<b>原</b> 上		<b>宁</b> 扣 伊 <b>唐</b> 沙 斯	宁期检本
の主労働金 (株) 別数を表示行規則 (中国主労働金 (株) 別数を表示の表示の表示である。 定別検支 (大) 対し、 (大) を与うの強と事項制制 (大) を与うの強と事項制制 (大) を対し、 (大) を与うの他と事では、 (大) を与うの他と事項制制 (大) を対し、 (大) を	64	方側女生得生規則	厚生分割 自	<b>- 544</b> 余	正期健康診断	正期快宜
野生労働組				別表第1(第34条の3関	訓練生を危険有害業務等に就か	
中学生 元	65	労働基準法施行規則	厚生労働省	,		定期検査
株田30年の何末9835    日本20年間   日本20年   日		751532 1 1836 153003	.,,		る定期測定	7277772
1 日本				条第33号の項下欄第3号		
10   10   10   10   10   10   10   10			- ローナダル	ME F A ME CIT	計画の定期的な調査・分析・評	
日土交通名   日土交通名   第5条の5第1項第2字   一次 会社維持のために 安平和文本総合の定開創検 会工程	00	外国人観光旅各の米訪の促進寺による国際観光の振興に関する法律	国工父进自	<b>弗</b> 5余弗0垻	価 (外客来訪促進計画)	正期快宜
国土交通名   新島県の第山県東2年   お島県の第山県東2年   お房県の東川直接   京開株査   京開株査   日土交通名   第11条   日土交通名   第11条   日土交通名   第11条   日土交通名   第15条第7項   日本交通法   日本交通法   日本交通法   日本交通法   日本交通名   日本交通法   日本会通法   日本会通					整備手順書の設定	
おの歌曲作業規程年則   国土交通名   第11条   第12報 (外調度) における定 定期検査   22   2   2   2   2   2   2   2   2	67	航空法施行規則	国土交通省	第5条の5第1項第2号	(設計上、安全性維持のために	定期給杏
8   大震調査作業規程学則   国土交通者   第11条   国土調査 (水調費) における定   定期検査   第5条第2項   国土交通者   第5条第2項   国土交通者   第5条第2項   国土交通者   第5条第2項   国土交通者   第19条   第5条第2項   東京・会計状況の定期検査 (水 定期検査   元表費目売用共/他財務ニ開スル件)   国土交通者   第19条   第19条   第5条第2項   国土交通者   京和検査   東地監査   東地部におりる財務金   東地監査   東地部におりる場所を対してもままが発売を   東北外部省   東北外部省   東北外部省   東北外部省   東北外部省   東北外部省   東北外部省   東北外部省   東北外部省   東北州部   東北州和   東北州和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和	01	测定法/宏胞11 残积		N10W 00 ON 1 DEN 1	必要不可欠な航空機の定期点検	ALMINE.
国土交通者   第11条   第05 年末   第15条   第05 年末   第15条   第05 年末   第15条						
69 内成配配給送館計調查規則 明治四十一年内籍合常十三号(水電子前組合法一依ル予算測製/ 式度責品用支 / 他財務一間スル件)         国土交通省         第5条第2項         自家州和船舶送集議開查         定期検査           1 国家公務員共済組合法         財務省         第28条第3項         国家公務員共済組合法         東地監查           2 国家公務員共済組合法         財務省         第28条第3項         国家公務員共済組合法 ける第五による業務監查         実地監查           2 国家公務員共済組合法         財務省         第116条第3項         務員共済組合協会合立における財 務金額成による共済組合協会合立における財務を 行う共済組合等を所管する他庁 の長による共済組合等資金受払 状況実施監查           3 国民年金法施行令         文部科学省 厚生労働省         大済私の基礎年会支払事務を 行う共済組合等資金受払 状況実施監查         大済私の基礎年会支払事務を 行う共済組合等資金受払 状況実施監查         大済基地合等資金受払 状況実施監查           4 国民年金法施行令         第60条第1項         基地局における機械警備業務管 程名の責任         実地監查           2 營備業法         警察庁         第42条第1項         基地局における機械警備業務管 程名の責任         常駐専任           3 遺路交通法         警察庁         第74条の3第1項         本事所等における受金運転管 理者の事任         常駐専任 者の選任           4 道路交通法         警察庁         第79条第1項第2号         指定自動車表置所における技能 教定員の基任         常駐専任 者の選任           5 道路交通法         警察庁         第99条第1項第2号         指定自動車教置所における校能 教定員の基任         常駐専任 者の選任           6 道路交通法         警察庁         第99条第1項第2号         指定自動車教置所における教習 指定自動車教置所における支援         常駐専任 報事具の基任           8 第庁         第39条第1項第2号         指定自動車教置所における教習 指定自動車教置所における教部 指定自動車教置所における教部 計画を通知表面         常駐車任 報事員の基任         常駐車任 報事員の <td< td=""><td>68</td><td>水質調査作業規程準則</td><td>国土交通省</td><td>第11条</td><td></td><td>定期検査</td></td<>	68	水質調査作業規程準則	国土交通省	第11条		定期検査
70						
国土交通会   第19条   本子的組合   定期検査   定期検査   定期検査   2 日家公務員共済組合法   財務省   第28条第3項   国家公務員共済組合連合会における財務   対務省   第28条第3項   可必能率はよる差殊態重   実地監査   国家公務員共済組合法   支援を占される財務   対象省   対象省   対象者   対象を構造しておりを財務とよる業務を整置   大済払いの基礎年金支払手務を   行う共済組合等を所管する自行   交による共和組合等を全立   大済払いの基礎年金支払手務を   行う共済組合等を所管する自行   交による共和組合等金を支援   大済払いの基礎年金支払手務を   行う共済組合等を所管する自行   交による共和組合等金を支援   大済払いの基礎年金支払手務を   行う共済組合等金を所管する自行   交による共和組合等資金受払   大済払いの基礎年金支払手務を   行う共済組合等資金受払   大済払いの基礎年金支払手務を   行う共済組合等資金受払   大済払いの基礎年金支払手務を   行う共済組合等資金受払   大済払いの基礎年金支払手務を   行う共済組合等資金受払   大済払いの基礎年金支払事務を   大済払いの基礎年金支払事務を   大済私いの基礎年金支払事務を   大済政・総合を所管する自行   支地監査   支地によれて受機を関係を表示的で   大済政・総会を所管   全の長による共済組合等資金受払   大済実地監査   基準の専任   本の専任   本の専任   本の専任   本の専任   本の専任   本の専任   本の専任   本の専任   本の専任   本の事任   本の専任   本の専任   本の専任   本の専任   本の専任   本の専任   本の事任   本の専任   本の専任   本の専任   本の専任   本の専任   本の事任   本の専任   本の専任   本の専任   本の事任   本の専任   本の専任   本の事任   本の専任   本の専任   本の基任   本の事任   本の事任   本の事任   本の事任   本の事任   本の事任   本の事任   本の事任   本の事任   本の選任   本の選任   本の選任   本の選任   本の選任   本に対しる技能   本の選任   本に対しる対能   本の選任   本の選任   本に対しる対能   本に対しる対能   本に対しる対能   本に対しる対能   本に対しる対能   本に対しる対能   本に対しる対能   本に対しる対能   本に対しる対能   本の選任   本の選任   本の選任   本の選任   本に対しる対能   本に対しる対し、本に対しる対し、本に対しる対し、本に対しる対能   本に対しる対能   本に対しる対しる対能   本に対しる対能   本に対しる対能   本に対しる対しる対能   本に対しる対能   本に対しる対しる対能   本に対しる対能   本に対しる対し、本に対しる対し、本に対しる対し、本に対しる対し、本に対し、本に対しる対し、本に対しるが、本に対しる対し、本に対しる対能   本に対しるが、本	69		国土交通省	第5条第2項		定期検査
国家公務員共済組合法   財務省   東28条第3項   国家公務員共済組合連合会における影響を   国家公務員共済組合法   財務省   第116条第3項   第月共済組合運合会における財   実地監査     国家公務員共済組合法   財務省   大部科学名     文部科学名   大部科学名     京本科学の観合   東生労働省     日東全金法施行令   東世監査     日東全金法施行令   東世監査     日東年金法施行令   東地監査     日東年金法施行令   東田年名     日東年金法施行令   田東年金主     日東年金主   東田年名     日東年金主   日東年金主   日東年金主     日東日金主   日東年金主   日東年金主     日東日金主   日東年金主   日東年金主     日東日金主   日東年金主   日東年金主     日東日金主   日東年金主   日東年金主   日東年金主     日東年金主   日東金主   日東年金主   日東年金主   日東全   日東年金主   日東全   日東	70		国土交通省	第19条		定期検査
1 国家公務員共済組合法         財務省         第28条第3項         ける監事による業務監査         実地監査           2 国家公務員共済組合及び国家公園家公園家公園家会員共済組合及び国家会員共済組合及び国家会員共済組合人会におりる財務省別共済組合の主義を記事務を支払事務を支払事務を支払事務を支払事務を対象が関係という。         財務省 共済払いの基礎年金支払事務を 行う共済組合等負債の長による業務監査 実地監査 原生労働省 第17条第1項 原民よる共済組合等合資金受払 状況実地監査 大済払いの基礎年金支払事務を 行う共済組合等を所管する省庁の長による共済組合等企受払 状況実施監査 実施監査 東非労働省 第17条第2項 原生労働省 状況実施監查 共済払いの基礎年金支払事務を 行う共済組合等企受払 状況実施監査 第26年の表任 理者の事任 理者の事任 理者の事任 理者の事任 第4条の3第1項 基地局における機械警備業務管理者の事任 第60条第1項 基地局における機械警備業務管理者の事任 一定台数以上の自動車を使用す 常駐専任 理者の事任 第74条の3第1項 高路交通法 警察庁 第74条の3第1項 高事における支援施管 常駐専任 理者の事任 第20事任 第4条の第4項 第20事任 常駐専任 管理者の事任 常駐専任 管理者の事任 常駐専任 管理者の事任 常財の政治 常財の政治 常駐専任 管理者の事任 常財の政治 常財の政治 常駐専任 管理者の事任 常見の選任 常駐専任 教定員の選任 常財専任 常知専任 新自の選任 常財専任 常知専任 新自の選任 常財専任 常知専任 新自の選任 常財専任 常知専任 常知専任 常知専任 常知専任 新自の選任 常財専任 常知専任 常知専任 常知専任 常知専任 常知専任 常知専任 常知専任 常知		式及貸日流用共ノ他財務 - 関スル件)				
国家公務員共済組合法   財務省   第116条第3項   国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合を会におりる財   実地監査   財務省   財務省   対象相合連合会におりる財   実地監査   財務省   対象相合連合会におりる財   実地監査   大済払いの基礎年金支払事務を   行う共済組合連合等資金受払   大沢美地監査   大沢美地の連続年金支払事務を   行う共済組合等金を所管する省庁   の長による共済組合等金を対立事務を   行う共済組合等金を対立事務を   行う共済組合等金を対立事務を   行う共済組合等金を対立事務を   行う共済組合等金を対立事務を   行う共済組合等金を対立事務を   行う共済組合等金を対立事務を   行う共済組合等金を対立事務を   行う共済組合等金を対立事務を   である地方   の長による共済組合等金を対立事務を   である地方   である地方   東地監査   東地區における機械管備業務管   東地區における機械管備業務管   電車の事任   東部の事任   東部の事任   東部の事任   東部の事任   東部の事任   東京の事任   東京の憲任   東京の憲   東京の憲任   東京の憲	1	国家公務員共済組合法	財務省	第28条第3項		実地監査
2 国家公務員共済組合法     財務省     第116条第3項     務負共済組合連合会における財 実地監査       3 国民年金法施行令     財務省 文部科学省 原生労働省     共済払いの基礎年金支払事務を 行う共済組合等を所管する皆庁 の長による共済組合等資金受払 状況実地監査       4 国民年金法施行令     財務省 文部科学省 原生労働省     共済払いの基礎年金支払事務を 行う共済組合等を所管する省庁 の長による共済組合等資金受払 状況実地監査       1 警備業法施行規則     警察庁 第60条第1項 基地局における機械警備業務管 理者の専任     実地監査       2 警備業法     警察庁 第42条第1項 理者の専任     基地局における機械警備業務管 理者の専任       3 道路交通法     警察庁 第74条の3第1項 る事業所等における安全運転管理者の専任     常駐専任理者の専任       4 道路交通法     警察庁 第74条の3第4項 る事業所等における固定全運転管理者の専任     常駐専任程度の専任       5 道路交通法     警察庁 第99条第1項第1号 特定自動車教習所における管理 常駐専任 標定自動車教習所における管理 常駐専任 標定員の選任     常駐専任 標定自動車教習所における政府 常駐専任 常駐車任 標定自動車教習所における政府 常駐専任 標定員の選任     常駐専任 常財専任 常財専任 標定員の選任 常駐専任 常財専任 常財専任 常財専任 解決員の選任       8 電流法     第39条第1項第3号 指導員の選任 常財専任 常財再任     常駐専任 常財再任       8 電流法     第39条第1項第3号 指導員の選任     常駐専任 常財再任       8 電流法     第39条第1項第3号 指導員の選任     常駐専任 常財再任						
3         国民年金法施行令         財務省 文部科学省 厚生労働省         共済払いの基礎年金支払事務を 行う共済組合等資金受払 状況実地監査         実地監査           4         国民年金法施行令         財務省 文部科学省 厚生労働省         共済払いの基礎年金支払事務を 行う共済組合等資金受払 状況実地監査         大済組合等資金受払 状況実地監查         実地監査           1         警備業法施行規則         警察庁         第60条第1項         基地局における機械警備業務管 理者の専任         常駐専任           2         警備業法         警察庁         第42条第1項         理者の専任         常駐専任           3         道路交通法         警察庁         第74条の3第1項         本事所等における機械警備業務管 理者の専任         常駐専任           4         道路交通法         警察庁         第74条の3第1項         本事務所等における要全運転管 理者の専任         常駐専任           5         道路交通法         警察庁         第74条の3第4項         本事業所等における管理 者の選任         常駐専任           5         道路交通法         警察庁         第99条第1項第2号         指定自動車を習所における管理 者の選任         常駐専任           6         道路交通法         警察庁         第99条第1項第2号         指定自動車教習所における技能 検定員の選任         常駐専任           7         道路交通法         警察庁         第99条第1項第3号         無議局における技能         常駐専任           8         第25         第99条第1項         無議局における主任無線従事者         常駐専任	2	国家公務員共済組合法	財務省	第116条第3項		実地監査
財務省   文部科学省   第17条第1項   行う共済組合等を所管する省庁   仮長による共済組合等資金受払   状況実地監査   財務省   大済払いの基礎年金支払事務を   大京払いの基礎年金支払事務を   大京払いの基礎年金支払事務を   大京払いの基礎年金支払事務を   大京払いの基礎年金支払事務を   大京・大京組合等資金受払   大沢実地監査   東地監査   東地區によける機械警備業務管   東者の専任   東祖の専任   東祖の専任   東祖の専任   東祖の専任   東祖の専任   東祖の専任   東祖の専任   東祖の専任   東北専任   東祖の専任   東祖・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・					務省職員による業務等監査	
3 国民年金法施行令     文部科学省 厚生労働省     第17条第1項 行う共済組合等を所管する省庁 の長による共済組合等資金受払 状況実地監査     果地監査       4 国民年金法施行令     財務省 文部科学省 厚生労働省     共済払いの基礎年金支払事務を行う共済組合等資金受払 状況実地監査 (う共済組合等資金受払 状況実地監査 (事任 多年) の長による共済組合等資金受払 状況実地監査 (事任 3 基地局における機械警備業務管 理者の専任     素地専任 基地局における機械警備業務管 理者の専任       2 警備業法     警察庁 第60条第1項 基地局における機械警備業務管 理者の専任     常駐専任 理者の専任 (事務) (事業) (事業) (事業) (事業) (事業) (事業) (事業) (事業			D+36/JA		共済払いの基礎年金支払事務を	
厚生労働省         の長による共済組合等資金受払 状況実地監査 共済払いの基礎年金支払事務を 行う共済組合等資金受払 大況実地監査           1 警備業法施行令         第17条第2項 厚生労働省         共済払いの基礎年金支払事務を 行う共済組合等資金受払 状況実地監査           1 警備業法施行規則         警察庁         第60条第1項         基地局における機械警備業務管 理者の専任         常駐専任           2 警備業法         警察庁         第42条第1項         基地局における機械警備業務管 理者の専任         常駐専任           3 道路交通法         警察庁         第74条の3第1項         本事所等における安全運転管 理者の専任         常駐専任           4 道路交通法         警察庁         第74条の3第4項         本事所等における安全運転管 理者の専任         常駐専任           5 道路交通法         警察庁         第74条の3第4項         本事所等における安全運転管理者の専任         常駐専任           6 道路交通法         警察庁         第74条の3第4項         本事所等における資産 理者の専任         常駐専任           5 道路交通法         警察庁         第99条第1項第2号         常定自動車教習所における技能 検定員の選任         常駐専任           7 道路交通法         警察庁         第99条第1項第3号         指定自動車教習所における教習 指導員の選任         常駐専任           8 常注         第39条第1項         無線局における主任無線従事者         常駐専任	2	国兄左会计 <u>佐</u> 任会		<b>第17夕</b> 第1百	行う共済組合等を所管する省庁	中批配木
対応支地監査   対応省   対応省   対応   対応   対応   対応   対応	3	国氏牛並/広ル11 で		517米51块	の長による共済組合等資金受払	天地面且
4 国民年金法施行令     東部省 文部科学省 厚生労働省     行う共済組合等を所管する省庁 の長による共済組合等資金受払 状況実地監査       1 警備業法施行規則     警察庁 第60条第1項 基地局における機械警備業務管 理者の専任     常駐専任       2 警備業法     警察庁 第42条第1項 基地局における機械警備業務管 理者の専任     常駐専任       3 道路交通法     警察庁 第74条の3第1項 本業所等における安全運転管 理者の専任     常駐専任 理者の専任       4 道路交通法     警察庁 第74条の3第4項 本業所等における安全運転管 常駐専任 管理者の専任       5 道路交通法     警察庁 第79条第1項第1号 指定自動車を使用する事業所等における管理 常駐専任 管理者の専任       6 道路交通法     警察庁 第99条第1項第2号 指定自動車教習所における管理 者の選任     常駐専任 常駐専任 指定自動車教習所における技能 検定員の選任 常駐専任 常駐専任 報路の通任       7 道路交通法     警察庁 第99条第1項第3号 指定自動車教習所における教習 指導員の選任     常駐専任 常駐専任 常駐専任 常駐専任 常駐専任 常駐専任 報報局の選任       8 電波法     総務省 第39条第1項第3号 無線局における主任無線従事者 常駐専任					状況実地監査	
4 国民年金法施行令     文部科学省 厚生労働省     第17条第2項 の長による共済組合等を所管する省庁 の長による共済組合等資金受払 状況実地監査     実地監査       1 警備業法施行規則     警察庁     第60条第1項     基地局における機械警備業務管 理者の専任     常駐専任       2 警備業法     警察庁     第42条第1項     基地局における機械警備業務管 理者の専任     常駐専任       3 道路交通法     警察庁     第74条の3第1項     一定台数以上の自動車を使用す る事業所等における安全運転管 理者の専任     常駐専任       4 道路交通法     警察庁     第74条の3第4項     本事業所等における副安全運転 管理者の専任     常駐専任       5 道路交通法     警察庁     第99条第1項第1号     指定自動車教習所における管理 者の選任     常駐専任       6 道路交通法     警察庁     第99条第1項第2号     指定自動車教習所における技能 検定員の選任     常駐専任       7 道路交通法     警察庁     第99条第1項第3号     指定自動車教習所における教習 指導員の選任     常駐専任       8 電波法     総務省     第39条第1項     無線局における主任無線從事者     常駐専任			財務省		共済払いの基礎年金支払事務を	
厚生労働省     の長による共済組合等資金受払 状況実地監査 理者の専任       2 警備業法     警察庁     第42条第1項     基地局における機械警備業務管 理者の専任     常駐専任       3 道路交通法     警察庁     第42条第1項     基地局における機械警備業務管 理者の専任     常駐専任       4 道路交通法     警察庁     第74条の3第1項     事業所等における安全運転管 理者の専任     常駐専任       5 道路交通法     警察庁     第74条の3第4項     本事業所等における副安全運転 管理者の専任     常駐専任 管理者の専任       5 道路交通法     警察庁     第99条第1項第1号     常駐専任 者の選任       6 道路交通法     警察庁     第99条第1項第2号     常駐専任 検定員の選任     常駐専任       7 道路交通法     警察庁     第99条第1項第3号     指定自動車教習所における技能 検定員の選任     常駐専任       8 電波法     第39条第1項第3号     指導員の選任 無線局における主任無線従事者     常駐専任       8 電波法     第39条第1項     無線局における主任無線従事者     常駐専任	4	国民年金法施行令		第17条第2項		実地監査
1     警備業法施行規則     警察庁     第60条第1項     基地局における機械警備業務管理者の専任     常駐専任       2     警備業法     警察庁     第42条第1項     基地局における機械警備業務管理者の専任     常駐専任       3     道路交通法     警察庁     第74条の3第1項     る事業所等における安全運転管理者の専任     常駐専任理者の専任       4     道路交通法     警察庁     第74条の3第4項     一定台数以上の自動車を使用する事業所等における副安全運転管理者の専任     常駐専任管理者の専任       5     道路交通法     警察庁     第99条第1項第1号     指定自動車教習所における管理常規算     常駐専任管理者の選任       6     道路交通法     警察庁     第99条第1項第2号     指定自動車教習所における技能検定員の選任     常駐専任管理等任意       7     道路交通法     警察庁     第99条第1項第3号     指定自動車教習所における教習指導員の選任     常駐専任管財事任管財事任       8     電波法     総務省     第39条第1項     無線局における主任無線従事者常財事任     常駐専任				212-172/142/1-23		) ( O.M.)
1 警備業法施行規則     警察庁     第60条第1項     理者の専任     常駐専任       2 警備業法     警察庁     第42条第1項     基地局における機械警備業務管理者の専任     常駐専任       3 道路交通法     警察庁     第74条の3第1項     本事業所等における安全運転管理者の専任       4 道路交通法     警察庁     第74条の3第4項     本事業所等における副安全運転管理者の専任       5 道路交通法     警察庁     第74条の3第4項     本事業所等における副安全運転管理者の専任       5 道路交通法     警察庁     第99条第1項第1号     指定自動車教習所における管理者の選任       6 道路交通法     警察庁     第99条第1項第2号     指定自動車教習所における技能検定員の選任       7 道路交通法     警察庁     第99条第1項第3号     指定自動車教習所における教習指導員の選任       8 電波法     総務省     第39条第1項     無線局における主任無線従事者常見の選任						
2     警備業法     警察庁     第42条第1項     基地局における機械警備業務管理者の専任     常駐専任理者の専任       3     道路交通法     警察庁     第74条の3第1項     本業所等における安全運転管理者の専任     常駐専任理者の専任       4     道路交通法     警察庁     第74条の3第4項     本業所等における副安全運転常常財産の専任管理者の専任管理者の専任管理者の専任管理者の専任管理者の専任     常駐専任管理者の専任常理者の専任       5     道路交通法     警察庁     第99条第1項第1号指定自動車教習所における管理者の選任常見の選任常財産がある技能検定員の選任常財産がある技能検定員の選任常財産がある技能を対象を関係していまする教育を表現を表現していまする教育を表現していまする教育を表現していまする教育を表現していまする教育を表現していまする教育を表現していまする教育を表現していまする教育を表現していまする教育を表現していまする教育を表現していまする教育を表現していまする教育を表現していまする教育を表現していまする。     第1年年代表現を表現していまするとは、本財専任を表現していまする教育を表現していまする。       8     電波法     第39条第1項第3号無限局における主任無線従事者常見の選任     常財専任を表現していまするとは、本財専任を表現していまする。       8     電波法     第39条第1項     無線局における主任無線従事者常見の選任     常財専任	1	警備業法施行規則	警察庁	第60条第1項		常駐専任
2 警備業法     警察庁     第42条第1項     理者の専任     常駐専任       3 道路交通法     警察庁     第74条の3第1項     る事業所等における安全運転管 常駐専任 理者の専任       4 道路交通法     警察庁     第74条の3第4項     本事業所等における副安全運転 常駐専任 管理者の専任       5 道路交通法     警察庁     第99条第1項第1号     常駐専任 常駐専任 常駐専任 常駐専任 常駐専任 常駐専任 常駐専任 常駐専任						
3 道路交通法     警察庁     第74条の3第1項     一定台数以上の自動車を使用する事業所等における安全運転管理者の専任       4 道路交通法     警察庁     第74条の3第4項     一定台数以上の自動車を使用する事業所等における副安全運転常理者の専任管理者の専任管理者の専任管理者の専任管理者の専任管理者の専任指定自動車教習所における管理者の専任指定自動車教習所における管理者の専任指定自動車教習所における管理者の専任事業を表現。     常駐専任管理者の専任常定自動車教習所における管理者の専任常定自動車教習所における技能を表現。     常財専任常期・       5 道路交通法     警察庁     第99条第1項第2号指定自動車教習所における技能を定員の選任常証を表現を定員の選任常証を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	2	警備業法	警察庁	第42条第1項		常駐専任
3       道路交通法       警察庁       第74条の3第1項       る事業所等における安全運転管理者の専任       常駐専任         4       道路交通法       警察庁       第74条の3第4項       一定台数以上の自動車を使用する事業所等における副安全運転管理者の専任       常駐専任管理者の専任         5       道路交通法       警察庁       第99条第1項第1号       指定自動車教習所における管理者の選任       常駐専任管理表の選任         6       道路交通法       警察庁       第99条第1項第2号       指定自動車教習所における技能検定員の選任       常駐専任指導員の選任         7       道路交通法       警察庁       第99条第1項第3号       指定自動車教習所における教習指導員の選任       常駐専任         8       電波法       総務省       第39条第1項       無線局における主任無線従事者常計事任						
4     道路交通法     警察庁     第74条の3第4項     一定台数以上の自動車を使用する事業所等における副安全運転管理者の専任       5     道路交通法     警察庁     第99条第1項第1号     指定自動車教習所における管理者の選任       6     道路交通法     警察庁     第99条第1項第2号     指定自動車教習所における技能検定員の選任       7     道路交通法     警察庁     第99条第1項第3号     指定自動車教習所における教習 常駐専任       8     電波法     総務省     第39条第1項     無線局における主任無線従事者 常駐専任	3	道路交通法	警察庁	第74条の3第1項		常駐車任
4     道路交通法     警察庁     第74条の3第4項     一定台数以上の自動車を使用する事業所等における副安全運転管理者の専任     常駐専任管理者の専任       5     道路交通法     警察庁     第99条第1項第1号     指定自動車教習所における管理者の選任       6     道路交通法     警察庁     第99条第1項第2号     指定自動車教習所における技能検定員の選任       7     道路交通法     警察庁     第99条第1項第3号     指定自動車教習所における教習指導員の選任       8     電波法     総務省     第39条第1項		American State Control (Sept.)	E 37/1	121 121 12 12 0 ND # OK		115-07-41-17
4     道路交通法     警察庁     第74条の3第4項     る事業所等における副安全運転 管理者の専任     常駐専任       5     道路交通法     警察庁     第99条第1項第1号     指定自動車教習所における管理 者の選任     常駐専任       6     道路交通法     警察庁     第99条第1項第2号     指定自動車教習所における技能 検定員の選任     常駐専任       7     道路交通法     警察庁     第99条第1項第3号     指定自動車教習所における教習 指定自動車教習所における教習 指導員の選任     常駐専任       8     電波法     総務省     第39条第1項     無線局における主任無線従事者     常駐専任						
5     道路交通法     警察庁     第99条第1項第1号     指定自動車教習所における管理 者の選任     常駐専任       6     道路交通法     警察庁     第99条第1項第2号     指定自動車教習所における技能 検定員の選任     常駐専任       7     道路交通法     警察庁     第99条第1項第3号     指定自動車教習所における教習 指導員の選任     常駐専任       8     電波法     総務省     第39条第1項     無線局における主任無線従事者     常駐専任	4	道路交通法	警察庁	第74条の3第4項		常駐専任
5     道路交通法     警察庁     第99条第1項第1号     者の選任     常駐専任       6     道路交通法     警察庁     第99条第1項第2号     指定自動車教習所における技能 検定員の選任     常駐専任       7     道路交通法     警察庁     第99条第1項第3号     指定自動車教習所における教習 指導員の選任     常駐専任       8     電波法     無線局における主任無線従事者     常駐専任						
6     道路交通法     警察庁     第99条第1項第2号     指定自動車教習所における技能 検定員の選任       7     道路交通法     警察庁     第99条第1項第3号     指定自動車教習所における教習 指定自動車教習所における教習 指導員の選任       8     電波法     総務省     第39条第1項	Е	当吸大运计	卷 5 5 一	第00久等1百字1口	指定自動車教習所における管理	告託事が
6     道路交通法     警察庁     第99条第1項第2号     検定員の選任       7     道路交通法     警察庁     第99条第1項第3号     指定自動車教習所における教習 常駐専任       8     電波法     無線局における主任無線従事者 常駐専任	5	<b>坦岭</b> 父进法	普祭厅 	年354年1月年1号	者の選任	吊駐男仕
7     道路交通法     警察庁     第99条第1項第3号     指定自動車教習所における教習 指導員の選任     常駐専任       8     電波法     無線局における主任無線従事者     常駐専任	6	道路交通注	整宏广	第QQ条第1百第2早	指定自動車教習所における技能	党駐亩任
7     道路交通法     警察庁     第99条第1項第3号     指導員の選任       8     電波法     無線局における主任無線従事者     常駐専任	U	л=РЦ Л. Л.Ш/Д	百水/1	カット、カェペカとう	検定員の選任	LD 에스크 IT
8 雷波法 総務省 第39条第1項 無線局における主任無線従事者 常駐専任	7	道路交通法	警察庁	第99条第1項第3号		常駐専任
8 I電波法			H 2003			- 12 - 20mm - 13 - 14-
の常駐	8	電波法	総務省	第39条第1項		常駐専任
					の常駐	

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型
9	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	財務省	第86条の9第1項	酒類の販売小売場における酒類 販売管理者の選任	常駐専任
10	再生医療等の安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	第43条第1項	特定細胞加工物の加工施設における管理者の設置	常駐専任
11	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に 関する法律	厚生労働省	第86条第1項	指定医療機関における精神保健 指定医の専任	常駐専任
12	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法 建	厚生労働省	第17条第3項	製造所における管理薬剤師の常駐	常駐専任
13	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	第23条の2の14第5項	医療機器の製造業における責任 技術者の常駐	常駐専任
14	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法 律	厚生労働省	第23条の34第5項	製造所における再生医療等製品 製造管理者の常駐	常駐専任
15	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法 律	厚生労働省	第35条第1項	営業所における管理薬剤師の専 任	常駐専任
16	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法 律	厚生労働省	第35条第2項	営業所における医薬品営業者管 理者の常駐	常駐専任
17	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法 律	厚生労働省	第40条の6第1項	営業所における再生医療等製品 営業所管理者の常駐	常駐専任
18	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法 律	厚生労働省	第68条の16第1項	製造所における生物由来製品の 製造管理者の常駐	常駐専任
19	美容師法	厚生労働省	第12条の3第1項	美容所における管理美容師の専 任	常駐専任
20	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	厚生労働省	第19条の5第1項	精神科病院における指定医の専 任	常駐専任
21	クリーニング業法	厚生労働省	第4条第1項	クリーニング所におけるクリー ニング師の専任	常駐専任
22	理容師法	厚生労働省	第11条の4第1項	理容所における管理理容師の専 任	常駐専任
23	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第23条第1項	家庭的保育事業所における家庭 的保育者の常駐	常駐専任
24	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第23条第1項	家庭的保育事業所における調理 員の常駐	常駐専任
25	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第29条第1項	小規模保育事業所A型における保 育士の常駐	常駐専任
26	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第29条第1項	小規模保育事業所A型における調 理員の常駐	常駐専任
27	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第31条第1項	小規模保育事業所B型における保 育士の常駐	常駐専任
28	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第31条第1項	小規模保育事業所B型における調 理員の常駐	常駐専任
29	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第34条第1項	小規模保育事業所C型における家 庭的保育者の常駐	常駐専任
30	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第34条第1項	小規模保育事業所C型における調 理員の常駐	常駐専任
31	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第44条第1項	保育所型事業所内保育事業所に おける保育士の常駐	常駐専任
32	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第44条第1項	保育所型事業所内保育事業所に おける調理員の常駐	常駐専任
33	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第47条第1項	小規模型事業所内保育事業所に おける保育従事者の常駐	常駐専任
34	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第47条第1項	小規模型事業所内保育事業所に おける調理員の常駐	常駐専任
35	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に 関する基準	厚生労働省	第5条第1項第1号	指定児童発達支援事業所におけ る児童指導員、保育士又は障害 福祉サービス経験者の常駐	常駐専任
36	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に 関する基準	厚生労働省	第5条第1項第2号	指定児童発達支援事業所におけ る児童発達支援管理責任者の常 駐	常駐専任
37	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に 関する基準	厚生労働省	第5条第2項	指定児童発達支援事業所におけ る機能訓練指導員の常駐	常駐専任
38	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に 関する基準	厚生労働省	第5条第3項第1号	指定児童発達支援事業所におけ る嘱託医の常駐	常駐専任
39	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に 関する基準	厚生労働省	第5条第3項第2号	指定児童発達支援事業所におけ る看護職員の常駐	常駐専任

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型
40	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に	厚生労働省	第5条第3項第3号	指定児童発達支援事業所におけ	当時市が
40	関する基準	序生力側有	东0采东0坝东0万	る児童指導員又は保育士の常駐	常駐専任
	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に	= 1 × /el d	total and the factor of the A. C.	指定児童発達支援事業所におけ	N/ F2 -1-/-
41	関する基準	厚生労働省	第5条第3項第4号	る機能訓練担当職員の常駐	常駐専任
				指定児童発達支援事業所におけ	
42	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に	厚生労働省	第5条第3項第5号	る児童発達支援管理責任者の常	常駐専任
42	関する基準	子工刀則目	33×35×35	が 計	中紅子口
43	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に	厚生労働省	第5条第6項	指定児童発達支援事業所におけ	常駐専任
	関する基準			る児童指導員又は保育士の常駐	
44	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に	厚生労働省	第6条第1項第1号	児童発達支援センターにおける	常駐車任
44	関する基準	子工刀則目	71087178717	嘱託医の常駐	中紅子江
45	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に	巨牛丛科小	<b>空Cを空1</b> 1万空0日	児童発達支援センターにおける	党野市が
45	関する基準	厚生労働省	第6条第1項第2号	児童指導員及び保育士の常駐	常駐専任
	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に			児童発達支援センターにおける	
46	関する基準	厚生労働省	第6条第1項第3号	栄養士の常駐	常駐専任
	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に			児童発達支援センターにおける	
47		厚生労働省	第6条第1項第4号		常駐専任
	関する基準			調理員の常駐	
48	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に	厚生労働省	第6条第1項第5号	児童発達支援センターにおける	常駐専任
	関する基準			児童発達支援管理責任者の常駐	
49	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に	厚生労働省	第6条第2項	児童発達支援センターにおける	常駐専任
7.7	関する基準	テエカ財目	N10NN11CM	機能訓練担当職員の常駐	ロコガエンナ
F0	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に	<b>原</b>	年6夕生3元年1日	児童発達支援センターにおける	告むすべ
50	関する基準	厚生労働省	第6条第3項第1号	言語聴覚士の常駐	常駐専任
	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に			児童発達支援センターにおける	
51	関する基準	厚生労働省	第6条第3項第2号	機能訓練担当職員の常駐	常駐専任
	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に			児童発達支援センターにおける	
52	関する基準	厚生労働省	第6条第4項第1号	看護職員の常駐	常駐専任
53	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に	厚生労働省	第6条第4項第2号	児童発達支援センターにおける	常駐専任
	関する基準			機能訓練担当職員の常駐	
54	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に	厚生労働省	第4条第1項第1号	指定福祉型障害児入所施設にお	常駐専任
01	関する基準	/チエグ 図 目	NI INNII NNII I	ける嘱託医の常駐	11197-47-17
	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に	巨牛丛紅小	<b>空 4 夕 空 1 西 空 0</b> 口	指定福祉型障害児入所施設にお	<b>一時</b>
55	関する基準	厚生労働省	第4条第1項第2号	ける看護職員の常駐	常駐専任
				指定福祉型障害児入所施設にお	
56	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に	厚生労働省	第4条第1項第3号	ける児童指導員及び保育士の常	常駐専任
0.0	関する基準	7, 2, 3, 3, 1	NO 1010015 2 000150 5	駐	113-52-13-12-
	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			指定福祉型障害児入所施設にお	
57		厚生労働省	第4条第1項第4号		常駐専任
	関する基準			ける栄養士の常駐	
58	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に	厚生労働省	第4条第1項第5号	指定福祉型障害児入所施設にお	常駐専任
	関する基準			ける調理員の常駐	
	  児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に			指定福祉型障害児入所施設にお	
59	元里価値広に参りて指定障害元八州池設寺の八貝、設備及び埋呂に 関する基準	厚生労働省	第4条第1項第6号	ける児童発達支援管理責任者の	常駐専任
	大ツの卒牛			常駐	
				指定福祉型障害児入所施設にお	
60	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に	厚生労働省	第4条第2項	ける医師、心理指導担当職員、	常駐専任
	関する基準			職業指導員の常駐	
	  児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に		+	指定医療型障害児入所施設にお	
61		厚生労働省	第52条第1項第1号		常駐専任
	関する基準			ける病院従業者の常駐	
	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に		total and the second and the second	指定医療型障害児入所施設にお	N/ ms - 1 - 1 -
62	関する基準	厚生労働省	第52条第1項第2号	ける児童指導員及び保育士の常	常駐専任
	- ·			駐	
63	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に	厚生労働省	第52条第1項第3号	指定医療型障害児入所施設にお	一
υS	関する基準	タエガ 関 目	お34米年14年3万	ける心理指導担当職員の常駐	常駐専任
				指定医療型障害児入所施設にお	
64	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に	厚生労働省	第52条第1項第4号	ける理学療法士又は作業療法士	常駐専任
	関する基準	— / J /43 H		の常駐	
				指定医療型障害児入所施設にお	
	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に	<b>巨小兴和小</b>	年50夕年11万年5日		告むする
CF		厚生労働省	第52条第1項第5号	ける児童発達支援管理責任者の	常駐専任
65	関する基準		1	常駐	
65					
	関する基準 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に	厚生労働省	第52条第2項	指定医療型障害児入所施設にお	常駐車任
65 66		厚生労働省	第52条第2項	指定医療型障害児入所施設にお ける職業指導員の常駐	常駐専任
	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に	厚生労働省	第52条第2項		常駐専任
66	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に 関する基準	厚生労働省厚生労働省	第52条第2項 第5条第1項第1号	ける職業指導員の常駐	常駐専任常駐専任

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型
	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び	= 1, 34 (5) (1)	tota m. fo. tota 4 - T. tota 0 - T	単独型・併設型指定介護予防認 知症対応型通所介護事業所にお	N( E) ( c
68	に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的 な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第5条第1項第2号	ける看護職員又は介護職員の常 駐	常駐専任
	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び			単独型・併設型指定介護予防認	
69	に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的	厚生労働省	第5条第1項第3号	知症対応型通所介護事業所にお	常駐専任
	な支援の方法に関する基準			ける機能訓練指導員の常駐	
	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び			単独型・併設型指定介護予防認	
70	に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的 な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第6条第1項	知症対応型通所介護事業所にお ける管理者の常駐	常駐専任
	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び			指定介護予防小規模多機能型居	
71	に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的	厚生労働省	第44条第1項	宅介護事業所における介護予防	常駐専任
	な支援の方法に関する基準	73 - 23 1-33 - 1	33 1 12 (3) 2 3 (	小規模多機能型居宅介護従業者 の常駐	113-532 (3)
				指定介護予防小規模多機能型居	
	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び			宅介護事業所における介護予防	
72	に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的	厚生労働省	第44条第4項	小規模多機能型居宅介護従業者	常駐専任
	な支援の方法に関する基準			(看護師または准看護師)の常 駐	
	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び			指定介護予防小規模多機能型居	
73	に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的	厚生労働省	第44条第10項	宅介護事業者における介護支援	常駐専任
. 0	な支援の方法に関する基準	, 1 -1 /1 By E	22 1 12 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	専門員の常駐	115-25-27-17-
	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び			指定介護予防小規模多機能型居	
74	に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的	厚生労働省	第45条第1項	宅介護事業所における管理者の	常駐専任
	な支援の方法に関する基準	— 23 (20 🛏		常駐	
	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び			指定介護予防認知症対応型共同	
75	に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的	厚生労働省	第70条第1項	生活介護事業所における介護従	常駐専任
	な支援の方法に関する基準			業者の常駐	
	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び			指定介護予防認知症対応型共同	
76	に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的	厚生労働省	第70条第5項	生活介護事業所における計画作	常駐専任
	な支援の方法に関する基準			成担当者の常駐	
	바르마라프피스·#구타비 IV의 ** = ## * I 및 =미#고 */''' ## ## ##			指定介護予防認知症対応型共同	
	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的	厚生労働省	/** 70 <i>4</i> /** 7 T T	生活介護事業所における計画作	常駐専任
77			第70条第7項	成担当者(介護支援専門員)の	吊駐専仕
	な支援の方法に関する基準			常駐	
	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び			指定介護予防認知症対応型共同	
78	に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的	厚生労働省	第71条第1項	生活介護事業所における管理者	常駐専任
	な支援の方法に関する基準			の常駐	
79	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援	厚生労働省	第2条第1項	指定介護予防支援事業所におけ	常駐専任
	等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	.3 — 33 [53 ]	71-21171-27	る保健師等の常駐	117.5= 3.1=
80	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援	厚生労働省	第3条第1項	指定介護予防支援事業所におけ	常駐専任
	等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準			る管理者の常駐	
	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関			医療機器及び体外診断用医薬品	N/ #2 / -
81	する省令	厚生労働省	第72条第1項	の製造販売業者における国内品	常駐専任
				質業務運営責任者の専任	
82	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律	厚生労働省	第21条第1項	採血所における採血責任者の専 任	常駐専任
00	<b>北</b> ウ計田手建の古界の「見口が空光に関土させか	巨小水尾小	# 1 A /* 1 T	指定訪問看護ステーションにお	告記すい
83	指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準	厚生労働省	第3条第1項	ける管理者の専任	常駐専任
Ο 4		巨牛丛紅小	空口夕空1百	指定訪問介護事業所における訪	世野市 に
84	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第5条第1項	問介護員等の常駐	常駐専任
85	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第5条第2項	指定訪問介護事業所における	常駐専任
				サービス提供責任者の常駐	
0.0	松中日中北 1/2 体の古来の1日 三川州フィル田火・田 1 2 4 4	E T 꼬친 ^	AT A F A PARATE AREA FO	指定訪問入浴介護事業所におけ	光形士と
86	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第45条第1項第1号	る訪問入浴介護従業者(看護職	常駐専任
				員)の常駐	
07	   投京民党サービフ笙の東学の1	<b>恒</b>	第45条第1百等2日	指定訪問入浴介護事業所における訪問入浴介護従業者(介護職	告貯古に
87	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第45条第1項第2号	る訪問入浴介護従業者(介護職 員)の常駐	常駐専任
				指定訪問看護ステーションにお	
88	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第60条第1項第1号	ける看護職員の常駐	常駐専任
				病院又は診療所である指定訪問	
	I				
89	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第60条第1項第2号	看護事業所における看護職員の	常駐専任

	<b>⊹</b> Δ <i>ħ</i>	正笠少さり	夕西	担制なる中容無事	担生をクを到
	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型
90	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第61条第1項	指定訪問看護ステーションにお	常駐専任
				ける管理者の常駐	
				指定訪問リハビリテーション事	
91	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第76条第1項第2号	業所における理学療法士、作業	常駐専任
				療法士又は言語聴覚士の常駐	
				病院又は診療所である指定居宅	
				療養管理指導事業所における居	
92	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第85条第1項第1号	宅療養管理指導従業者(医師又	常駐専任
				は歯科医師)の常駐	
				病院又は診療所である指定居宅	
				療養管理指導事業所における居	
93	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第85条第1項第1号	宅療養管理指導従業者(薬剤	常駐専任
				師、看護職員、歯科衛生士又は	
				管理栄養士)の常駐	
				薬局である指定居宅療養管理指	
94	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第85条第1項第2号	導事業所における居宅療養管理	常駐専任
				指導従業者(薬剤師)の常駐	
				指定通所介護事業所における通	
٥٢	化中尼ウ井 プラ笙の古光の「星 레州田 ベヤツ・曜上 7 ササ	巨牛冰紅小	空0.0夕空11万か1□		世野市で
95	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第93条第1項第1号	所介護従業者(生活相談員)の	常駐専任
				常駐	
				指定通所介護事業所における通	
96	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第93条第1項第2号	所介護従業者(看護職員)の常	常駐専任
				馬主	
				指定通所介護事業所における通	
97	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第93条第1項第3号	所介護従業者(介護職員)の常	常駐専任
0.	THE STATE OF THE S	73 = 73 130 1	3130031(3132 3(3130 3	野	113-52-13-12
				指定通所介護事業所における通	
00		= // W/#//N	MEAN A MEATTHEAD		24 EV + 12
98	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第93条第1項第4号	所介護従業者(機能訓練指導	常駐専任
				員)の常駐	
99	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第94条第1項	指定通所介護事業所における管	常駐専任
ננ	JRM/10 0 1 日のサツ尹未ツ八貝、政朋及ひ是呂に因りる荃华	イエカ   期目	カノサボカエタ	理者の常駐	n 紅子 IT
				指定通所リハビリテーション事	
100	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第111条第1項第1号	業所における通所リハビリテー	常駐専任
				ション従業者(医師)の常駐	
				指定通所リハビリテーション事	
				業所における通所リハビリテー	
				ション従業者(理学療法士、作	
101	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第111条第1項第2号		常駐専任
				業療法士若しくは言語聴覚士又	
				は看護職員若しくは介護職員)	
				の常駐	
				指定短期入所生活介護事業所に	
102	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第121条第1項第1号	おける短期入所生活介護従業者	常駐専任
				(医師) の常駐	
				指定短期入所生活介護事業所に	
103	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第121条第1項第2号	おける短期入所生活介護従業者	常駐専任
200	2000年 100 - 100 - 100 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 7	, , - 12 /J 18/J EI	NITTERNAL TO NAME . J	(生活相談員)の常駐	113-07-47-17
				指定短期入所生活介護事業所に	
104	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第121条第1項第3号	おける短期入所生活介護従業者	常駐専任
				(介護職員又は看護職員)の常	
				駐	
		· <u> </u>		指定短期入所生活介護事業所に	
105	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第121条第1項第4号	おける短期入所生活介護従業者	常駐専任
				(栄養士)の常駐	
				指定短期入所生活介護事業所に	
106	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第121条第1項第5号	おける短期入所生活介護従業者	常駐専任
100	JIIに加して ヒハサッチ木ツ八只、以朋及U/建百に関する至牛	チエカ関目	2011年本の1次かりつ		山紅斗丁
				(機能訓練指導員)の常駐	
				指定短期入所生活介護事業所で	
				あって、特別養護老人ホーム等	
107	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第121条第4項	と一体的に運営が行われるもの	常駐専任
				における短期入所生活介護従業	
				者の常駐	
			1	指定短期入所生活介護事業所に	
108	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第122条第1項	おける管理者の常駐	常駐専任
			1	かりる日年有の吊駐	

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型
109	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第175条第1項第1号	指定特定施設入居者生活介護事 業の指定特定施設における生活 相談員の常駐	常駐専任
110	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第175条第1項第2号	指定特定施設入居者生活介護事業の指定特定施設における看護職員又は介護職員の常駐	常駐専任
111	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第175条第1項第3号	指定特定施設入居者生活介護事業の指定特定施設における機能 訓練指導員の常駐	常駐専任
112	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第175条第1項第4号	指定特定施設入居者生活介護事業の指定特定施設における計画作成担当者(介護支援専門員)の常駐	常駐専任
113	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第175条第2項第1号	特定施設における生活相談員の 常駐	常駐専任
114	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第175条第2項第2号	特定施設における看護職員又は 介護職員の常駐	常駐専任
115	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第175条第2項第3号	特定施設における機能訓練指導 員の常駐	常駐専任
116	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第175条第2項第4号	特定施設における計画作成担当 者(介護支援専門員)の常駐	常駐専任
117	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第176条第1項	指定特定施設入居者生活介護事 業の指定特定施設における管理 者の常駐	常駐専任
118	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第192条の4第1項第1号	外部サービス利用型指定特定施 設入居者生活介護事業の指定特 定施設における生活相談員の常 駐	常駐專任
119	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第192条の4第1項第2号	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業の指定特定施設における介護職員の常駐	常駐専任
120	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第192条の4第1項第3号	外部サービス利用型指定特定施 設入居者生活介護事業の指定特 定施設における計画作成担当者 (介護支援専門員)の常駐	常駐専任
121	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第192条の4第2項第1号	外部サービス利用型特定施設に おける生活相談員の常駐	常駐専任
122	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第192条の4第2項第2号	外部サービス利用型特定施設に おける介護職員の常駐	常駐専任
123	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第192条の4第2項第3号	外部サービス利用型特定施設に おける計画作成担当者(介護支 援専門員)の常駐	常駐専任
124	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第192条の5第1項	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業の指定特定施設における管理者の常駐	常駐専任
125	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第194条第1項	指定福祉用具貸与事業所におけ る管理者の常駐	常駐専任
126	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第208条第1項	指定特定福祉用具販売事業所に おける福祉用具専門相談員の常 駐	常駐専任
127	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準	厚生労働省	第2条第1項	指定居宅介護支援事業所におけ る介護支援専門員の常駐	常駐専任
128	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第12条第1項第1号	特別養護老人ホームにおける施 設長の常駐	常駐専任
129	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第12条第1項第2号	特別養護老人ホームにおける医 師の常駐	常駐専任
130	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第12条第1項第3号	特別養護老人ホームにおける生 活相談員の常駐	常駐専任
131	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第12条第1項第4号	特別養護老人ホームにおける介 護職又は看護職員の常駐	常駐専任
132	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第12条第1項第5号	特別養護老人ホームにおける栄 養士の常駐	常駐専任
133	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第12条第1項第6号	特別養護老人ホームにおける機 能訓練指導員の常駐	常駐専任

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型
				地域密着型特別養護老人ホーム	
134	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第56条第1項第1号	における施設長の常駐	常駐専任
405			total and the total are total and	地域密着型特別養護老人ホーム	N/ #2 / c
135	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第56条第1項第2号	における医師の常駐	常駐専任
100	4+ D1 =		#FC 4 #1 TF # 2 D	地域密着型特別養護老人ホーム	#B = K
136	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第56条第1項第3号	における生活相談員の常駐	常駐専任
				地域密着型特別養護老人ホーム	
137	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第56条第1項第4号	における介護職員又は看護職員	常駐専任
				の常駐	
120	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	巨生光料小	<b>空ΓC夕空1</b> 百空Γ□	地域密着型特別養護老人ホーム	<b>党駐車</b> は
138	特別後護老人ホームの設備及び連呂に関する基準	厚生労働省	第56条第1項第5号	における栄養士の常駐	常駐専任
139	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第56条第1項第6号	地域密着型特別養護老人ホーム	常駐専任
139	付加長護七八小一ムの設備及び連呂に関する埜牛	字土刀 期目	第30米第1块第0万	における機能訓練指導員の常駐	市紅守口
140	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法	厚生労働省	第91条第1項	医薬部外品の製造所における責	常駐専任
140	律施行規則	<b>学工</b> 力 助 自	知51未知15人	任技術者の常駐	中紅子口
141	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法	厚生労働省	第91条第2項	化粧品の製造所における責任技	常駐専任
171	律施行規則	<b>子工</b> 力 朝 目	3131A(3125A	術者の常駐	山紅石工
142	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法	厚生労働省	第114条の52第1項	医療機器の製造所における医療	常駐専任
174	律施行規則	テエカ刺目	271112人へ2022日から	機器責任技術者の常駐	119年41日
143	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法	厚生労働省	第175条第1項	営業所における特定管理医療機	常駐専任
110	律施行規則	ハエカ圏目	102.00KN02.X	器営業所管理者の常駐	115-07-43-17
144	児童福祉法施行規則	厚生労働省	第1条の7第1号	地域子育て支援拠点事業におけ	常駐専任
111	70至   由 正   200   1   700   1	テエカ 場 日	3313/(-21331)	る知識・経験を有する者の常駐	11197-47-17
				小規模住居型児童養育事業を行	
145	児童福祉法施行規則	厚生労働省	第1条の14第1項	う住居における養育者及び補助	常駐専任
				者の常駐	
146	児童福祉法施行規則	厚生労働省	第36条の8第1項	児童自立生活援助事業所におけ	常駐専任
	JOEL IN INCIDENCE INVOICE	.,	7,,	る指導員及び管理者の常駐	
147	児童福祉法施行規則	厚生労働省	第48条の5第1項	市町村等事務受託事務所におけ	常駐専任
	SOLL IN INCIDENCE 1990/0	.,,	71-1-21-21	る管理者の常駐	
				主として知的障害のある児童を	
148	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第49条第1項	入所させる福祉型障害児入所施	常駐専任
				設における嘱託医の常駐	
			tate 4.0. fo televis are	主として知的障害のある児童を	
149	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第49条第1項	入所させる福祉型障害児入所施	常駐専任
				設における児童指導員の常駐	
150	ID 초 두 나 산 = 0. ^ = 0./# T		~~ 10 4 ~~ 1 TT	主として知的障害のある児童を	** E * K
150	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第49条第1項	入所させる福祉型障害児入所施	常駐専任
				設における保育士の常駐 主として知的障害のある児童を	
151	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第49条第1項	主として知的障害のある元重を 入所させる福祉型障害児入所施	常駐専任
131	元里佃仙旭設の設備及び連呂に関する基準	字土刀 則目	543米第1块	設における栄養士の常駐	市紅寺口
				主として知的障害のある児童を	
152	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第49条第1項	主として知的障害のある元重を 入所させる福祉型障害児入所施	常駐専任
102	기이프 IN	テエカ刺目	NI IONNIEW	設における調理員の常駐	リロのエム1下
				主として知的障害のある児童を	
				入所させる福祉型障害児入所施	
153	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第49条第1項	設における児童発達支援管理責	常駐専任
				任者の常駐	
				主として自閉症児を入所させる	
154	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第49条第4項	福祉型障害児入所施設における	常駐専任
				嘱託医の常駐	· ·-
				主として自閉症児を入所させる	
155	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第49条第4項	福祉型障害児入所施設における	常駐専任
				児童指導員の常駐	
				主として自閉症児を入所させる	
156	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第49条第4項	福祉型障害児入所施設における	常駐専任
				保育士の常駐	
				主として自閉症児を入所させる	
157	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第49条第4項	福祉型障害児入所施設における	常駐専任
				栄養士の常駐	
				主として自閉症児を入所させる	
158	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第49条第4項	福祉型障害児入所施設における	常駐専任
				調理員の常駐	
			•		

		所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型
	*****		.,,,,,	主として自閉症児を入所させる	
159	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第49条第4項	福祉型障害児入所施設における	常駐専任
				児童発達支援管理責任者の常駐	
				主として自閉症児を入所させる	
160	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第49条第4項	福祉型障害児入所施設における	常駐専任
				医師の常駐	
				主として自閉症児を入所させる	
161	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第49条第4項	福祉型障害児入所施設における	常駐専任
				看護職員の常駐	
				主として盲ろうあ児を入所させ	
162	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第49条第9項	る福祉型障害児入所施設におけ	常駐専任
				る嘱託医の常駐	
				主として盲ろうあ児を入所させ	
163	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第49条第9項	る福祉型障害児入所施設におけ	常駐専任
				る児童指導員の常駐	
				主として盲ろうあ児を入所させ	
164	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第49条第9項	る福祉型障害児入所施設におけ	常駐専任
				る保育士の常駐	
				主として盲ろうあ児を入所させ	
165	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第49条第9項	る福祉型障害児入所施設におけ	常駐専任
				る栄養士の常駐	
				主として盲ろうあ児を入所させ	
166	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第49条第9項	る福祉型障害児入所施設におけ	常駐専任
				る調理員の常駐	
				主として盲ろうあ児を入所させ	
				る福祉型障害児入所施設におけ	
167	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第49条第9項	る児童発達支援管理責任者の常	常駐専任
				駐	
				主として肢体不自由のある児童	
168	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第49条第12項	を入所させる福祉型障害児入所	常駐専任
	ル主国山地区の民間区の定日に内する至中			施設における嘱託医の常駐	
				主として肢体不自由のある児童	
169	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第49条第12項	を入所させる福祉型障害児入所	常駐専任
				施設における児童指導員の常駐	
				主として肢体不自由のある児童	
170	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第49条第12項	を入所させる福祉型障害児入所	常駐専任
				施設における保育士の常駐	
				主として肢体不自由のある児童	
171	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第49条第12項	を入所させる福祉型障害児入所	常駐専任
				施設における栄養士の常駐	
				主として肢体不自由のある児童	
172	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第49条第12項	を入所させる福祉型障害児入所	常駐専任
				施設における調理員の常駐	
				主として肢体不自由のある児童	
				を入所させる福祉型障害児入所	
173	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第49条第12項	施設における児童発達支援管理	常駐専任
				責任者の常駐	
		1		主として肢体不自由のある児童	
		I	第49条第12項	を入所させる福祉型障害児入所	常駐専任
174	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	わせる木がエムタ		
174	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	为43未为12·项	施設における看護職員の常駐	
				施設における看護職員の常駐 福祉型障害児入所施設における	
174 175	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第49条第14項		常駐専任
175	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第49条第14項	福祉型障害児入所施設における 心理指導担当職員の常駐	
				福祉型障害児入所施設における	常駐専任常駐専任
175 176	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省厚生労働省	第49条第14項 第63条第1項	福祉型障害児入所施設における 心理指導担当職員の常駐 福祉型児童発達支援センターに	常駐専任
175	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第49条第14項	福祉型障害児入所施設における 心理指導担当職員の常駐 福祉型児童発達支援センターに おける嘱託医の常駐	
175 176 177	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省	第49条第14項 第63条第1項 第63条第1項	福祉型障害児入所施設における 心理指導担当職員の常駐 福祉型児童発達支援センターに おける嘱託医の常駐 福祉型児童発達支援センターに	常駐専任常駐専任
175 176	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省厚生労働省	第49条第14項 第63条第1項	福祉型障害児入所施設における 心理指導担当職員の常駐 福祉型児童発達支援センターに おける嘱託医の常駐 福祉型児童発達支援センターに おける児童指導員の常駐	常駐専任
175 176 177 178	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省	第49条第14項 第63条第1項 第63条第1項 第63条第1項	福祉型障害児入所施設における 心理指導担当職員の常駐 福祉型児童発達支援センターに おける嘱託医の常駐 福祉型児童発達支援センターに おける児童指導員の常駐 福祉型児童発達支援センターに	常駐専任常駐専任常駐専任
175 176 177	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省	第49条第14項 第63条第1項 第63条第1項	福祉型障害児入所施設における 心理指導担当職員の常駐 福祉型児童発達支援センターに おける嘱託医の常駐 福祉型児童発達支援センターに おける児童指導員の常駐 福祉型児童発達支援センターに おける保育主の常駐	常駐専任常駐専任
175 176 177 178 179	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省	第49条第14項 第63条第1項 第63条第1項 第63条第1項	福祉型障害児入所施設における 心理指導担当職員の常駐 福祉型児童発達支援センターに おける嘱託医の常駐 福祉型児童発達支援センターに おける児童指導員の常駐 福祉型児童発達支援センターに おける保育士の常駐 福祉型児童発達支援センターに	常駐専任常駐専任常駐専任

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型
				福祉型児童発達支援センターに	
181	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第63条第1項	おける児童発達支援管理責任者	常駐専任
				の常駐	
182	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第63条第1項	福祉型児童発達支援センターに	常駐専任
				おける機能訓練担当職員の常駐	
				主として難聴児を通わせる福祉	
183	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第63条第4項	型児童発達支援センターにおけ	常駐専任
				る嘱託医の常駐	
104			ME CO & ME AT	主として難聴児を通わせる福祉	34 E) + 1/
184	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第63条第4項	型児童発達支援センターにおけ	常駐専任
				る児童指導員の常駐	
105	旧축동상상등이 아르아(#T) 제목은 IE BH - 기 보생	<b>一个小树小</b>	空 C 2 夕 空 4 正	主として難聴児を通わせる福祉	<b>労取事</b> が
185	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第63条第4項	型児童発達支援センターにおける保育士の常駐	常駐専任
				主として難聴児を通わせる福祉	
186	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第63条第4項	型児童発達支援センターにおけ	常駐専任
100	元里価値施設の設備及び建営に関する基準	字主刀 <b></b>	503米第4項	空児重先建文援センダーにおり る栄養士の常駐	市紅寺口
				主として難聴児を通わせる福祉	
187	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第63条第4項	型児童発達支援センターにおけ	常駐専任
107	元里価値施設の設備及び建営に関する基準	字主刀 <b></b>	503米第4項	全児里光圧又張センターにおり る調理員の常駐	市紅寺口
				主として難聴児を通わせる福祉	
				型児童発達支援センターにおけ	
188	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第63条第4項	全児童発達支援管理責任者の常	常駐専任
				計	
				主として難聴児を通わせる福祉	
189	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第63条第4項	型児童発達支援センターにおけ	常駐専任
103	ル里油仙池の以前及り走台に関する至平	タエカ 財目	3003米纳平久	る機能訓練担当職員の常駐	山紅子工
				主として難聴児を通わせる福祉	
190	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第63条第4項	型児童発達支援センターにおけ	常駐専任
130		· / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	33003(331)	る言語聴覚士の常駐	11197-47-17
				主として重症心身障害児を通わ	
191	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第63条第7項	せる福祉型児童発達支援セン	常駐専任
				ターにおける嘱託医の常駐	
				主として重症心身障害児を通わ	
192	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第63条第7項	せる福祉型児童発達支援セン	常駐専任
				ターにおける児童指導員の常駐	
				主として重症心身障害児を通わ	
193	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第63条第7項	せる福祉型児童発達支援セン	常駐専任
				ターにおける保育士の常駐	
				主として重症心身障害児を通わ	
194	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第63条第7項	せる福祉型児童発達支援セン	常駐専任
				ターにおける栄養士の常駐	
				主として重症心身障害児を通わ	
195	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第63条第7項	せる福祉型児童発達支援セン	常駐専任
				ターにおける調理員の常駐	
				主として重症心身障害児を通わ	
196	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第63条第7項	せる福祉型児童発達支援セン	常駐専任
130	20年度は1000円の1000円であり、000円	テエカ助目	N100NN112K	ターにおける児童発達支援管理	117-9年-21-17
				責任者の常駐	
				主として重症心身障害児を通わ	
197	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第63条第7項	せる福祉型児童発達支援セン	常駐専任
101		, , /) (30) E	21200215321.34	ターにおける機能訓練担当職員	119 27 27 17
				の常駐	
				主として重症心身障害児を通わ	
198	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第63条第7項	せる福祉型児童発達支援セン	常駐専任
				ターにおける看護職員の常駐	
199	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第17条第1項	第二種助産施設における助産師	常駐専任
				の常駐	
200	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第21条第1項	乳児院における看護師の常駐	常駐専任
201	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第21条第1項	乳児院における個別対応職員の	常駐専任
-				常駐	
202	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第21条第1項	乳児院における家庭支援専門相	常駐専任
000	旧立切りが引ゅうにはなった。	巨小水泥水	# 01 & # 1 TE	談員の常駐	当むすい
203	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第21条第1項	乳児院における栄養士の常駐	常駐専任

法令名 所管省庁名 条項 規制等の 204 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 厚生労働省 第21条第1項 乳児院における記 205 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 厚生労働省 第21条第3項 乳児院における記 員の常駐 206 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 厚生労働省 第21条第6項 乳児院における記 207 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 厚生労働省 第21条第7項 乳児院における記 208 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 厚生労働省 第22条第1項 乳効児十人未満記 児院における看記 209 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 厚生労働省 第22条第1項 児院における看記 乳幼児十人未満る。 別が児十人未満る。	調理員の常駐     常駐専任       心理療法担当職     常駐専任       i護師の常駐     常駐専任       混育士の常駐     常駐専任
205       児童福祉施設の設備及び運営に関する基準       厚生労働省       第21条第3項       乳児院におけるが良くの常駐         206       児童福祉施設の設備及び運営に関する基準       厚生労働省       第21条第6項       乳児院におけるがます。         207       児童福祉施設の設備及び運営に関する基準       厚生労働省       第21条第7項       乳児院におけるがます。         208       児童福祉施設の設備及び運営に関する基準       厚生労働省       第22条第1項       別幼児十人未満が見院における家庭長の常駐         209       児童福祉施設の設備及び運営に関する基準       厚生労働省       第22条第1項       児院における家庭長の常駐         210       児童福祉施設の設備及び運営に関する基準       厚生労働省       第22条第1項       児院における家庭長の常駐         210       児童福祉施設の設備及び運営に関する基準       厚生労働省       第22条第1項       児院における認識したおけるできまの意味を表現した。	の理療法担当職     常駐専任       請護師の常駐     常駐専任       R育士の常駐     常駐専任
205       児童福祉施設の設備及び運営に関する基準       厚生労働省       第21条第3項       員の常駐         206       児童福祉施設の設備及び運営に関する基準       厚生労働省       第21条第6項       乳児院における者         207       児童福祉施設の設備及び運営に関する基準       厚生労働省       第21条第7項       乳児院における者         208       児童福祉施設の設備及び運営に関する基準       厚生労働省       第22条第1項       別幼児十人未満る規定における家庭員の常駐         209       児童福祉施設の設備及び運営に関する基準       厚生労働省       第22条第1項       児院における家庭員の常駐         210       児童福祉施設の設備及び運営に関する基準       厚生労働省       第22条第1項       児院における認識人代わるべき者の意味	常駐専任   常駐専任   常駐専任     電子の常駐   常駐専任   常駐専任
206       児童福祉施設の設備及び運営に関する基準       厚生労働省       第21条第6項       乳児院における者         207       児童福祉施設の設備及び運営に関する基準       厚生労働省       第21条第7項       乳児院における者         208       児童福祉施設の設備及び運営に関する基準       厚生労働省       第22条第1項       別幼児十人未満る規定における家庭員の常駐         209       児童福祉施設の設備及び運営に関する基準       厚生労働省       第22条第1項       児院における家庭員の常駐         210       児童福祉施設の設備及び運営に関する基準       厚生労働省       第22条第1項       乳幼児十人未満を見いたおける調理の常見         210       児童福祉施設の設備及び運営に関する基準       厚生労働省       第22条第1項       児院における調理の常見         210       児童福祉施設の設備及び運営に関する基準       厚生労働省       第22条第1項       児院における認識などの記述を表する。	R育士の常駐 常駐専任
208       児童福祉施設の設備及び運営に関する基準       厚生労働省       第22条第1項       乳幼児十人未満る児院における看記         209       児童福祉施設の設備及び運営に関する基準       厚生労働省       第22条第1項       児院における家庭員の常駐         210       児童福祉施設の設備及び運営に関する基準       厚生労働省       第22条第1項       乳幼児十人未満を見いにおける調理人の設備及び運営に関する基準	
208     児童福祉施設の設備及び運営に関する基準     厚生労働省     第22条第1項     児院における看記       209     児童福祉施設の設備及び運営に関する基準     厚生労働省     第22条第1項     児院における家庭員の常駐       210     児童福祉施設の設備及び運営に関する基準     厚生労働省     第22条第1項     現効児十人未満を見いたおける調理人の設備及び運営に関する基準	・入所させる到
児院における看記   児院における看記   乳幼児十人未満を   児院における家庭   貝の常駐     児童福祉施設の設備及び運営に関する基準   厚生労働省   第22条第1項   児院における家庭   貝の常駐   乳幼児十人未満を   児童福祉施設の設備及び運営に関する基準   厚生労働省   第22条第1項   児院における調理   パわるべき者の意	- / V/I C C 9 10 # EV + 1/
209     児童福祉施設の設備及び運営に関する基準     厚生労働省     第22条第1項     児院における家屋員の常駐       210     児童福祉施設の設備及び運営に関する基準     厚生労働省     第22条第1項     児院における調理代わるべき者の意味	常駐専任
員の常駐   現立   現立   現立   現立   現立   現立   現立   現	:入所させる乳
210 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 厚生労働省 第22条第1項 児院における調理 代わるべき者の2	医支援専門相談 常駐専任
210     児童福祉施設の設備及び運営に関する基準     厚生労働省     第22条第1項     児院における調理       代わるべき者の容	
代わるべき者の割	<b>注入所させる乳</b>
211 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 厚生労働省 第27条第1項 母子生活支援施言	段における母子 常駐専任 常駐専任
支援員の常駐	
212 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 厚生労働省 第27条第1項 母子生活支援施言 サンド サンド サンド ファット マー・ファット ロー・ファット ロー・ファー ロー・ファー・ファー ロー・ファー ロー・ファー・ファー ロー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファ	常駐車任
を指導する職員の日本の大学を持定する場合によります。	
213 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 厚生労働省 第27条第1項 員又はこれに代れ	
213   元里個仙池故の故順及の連名に関する基準	73へで有の市 市駐寺団
日本 日	♥における心理
214 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 厚生労働省 第27条第2項 療法担当職員の診	常駐車任
母子生活支援施言	♥における個別
215 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 厚生労働省 第27条第4項 対応職員の常駐	常駐専任
216 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 厚生労働省 第33条第1項 保育所における保	R育士の常駐 常駐専任
217 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 厚生労働省 第33条第1項 保育所における詞	
の4.0 Up かきも から まり代表 4 次月光 1- 門 しょ ナル 原 4 次月 2 次月	らける児童の遊 ************************************
218 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 厚生労働省 第38条第1項 びを指導する者の	常駐専任 D常駐
210 旧金短礼が記る記供及び写常に関するまは 原生光色の 第10名第15	うける児童指導 党 (株本) (
219 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 厚生労働省 第42条第1項 員の常駐	常駐専任
220 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 厚生労働省 第42条第1項 児童養護施設にお	おける保育士の 常駐専任
220 元星個位形成の政備及び建名に関する基準	中班寺山
221 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 厚生労働省 第42条第1項 児童養護施設にお	おける個別対応 常駐専任
職員の常駐	
222 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 厚生労働省 第42条第1項 児童養護施設にお	常駐車任
専門相談員の常駅	
223 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 厚生労働省 第42条第1項 児童養護施設にお	おける栄養士の 常駐専任
常野	
224 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 厚生労働省 第42条第1項 常駐	常駐専任常に
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	、乙日辛美莲佐
225 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 厚生労働省 第42条第1項 設における看護的 フェース・フェース・フェース・フェース・フェース・フェース・フェース・フェース・	常駐専任
児童養護施設に↓	
226 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 厚生労働省 第42条第3項 担当職員の常駐	常駐専任
児童養護施設にお	5ける職業指導
227 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 厚生労働省 第42条第5項 員の常駐	常駐専任
200 旧金河从在30.0 30/H 7 7 写觉 1 即	「施設における <u>****</u>
228 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 厚生労働省 第49条第14項 職業指導員の常駅	常駐専任
主として自閉症り	見を入所させる
229 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 厚生労働省 第58条第1項 医療型障害児入戸	所施設における 常駐専任
病院従業員の常見	È
主として自閉症リ	きを入所させる
230 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 厚生労働省 第58条第1項 医療型障害児入門	
児童指導員の常見	
主として自閉症リースをした。これはアメンスをよって、アスを持定している。アメンスをよって、アスをよって、	
231 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 厚生労働省 第58条第1項 医療型障害児入所 (日本人の世界)	所施設における 常駐専任
保育士の常駐	ヨナ. 1 元 ナ 山 フ
主として自閉症リ 222 旧奈徳が株式の砂炭及び電光に関するは進	
232 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 厚生労働省 第58条第1項 医療型障害児入戸 児童発達支援管理	
児里先達又抜官で 主として肢体不自	
233 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 厚生労働省 第58条第3項 を入所させる医療	
233 元皇間征池改め政備及び座告に関する基準	
אנאר פי זו פי אוראני.	

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型
	1 11			主として肢体不自由のある児童	
234	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第58条第3項	を入所させる医療型障害児入所	常駐専任
				施設における児童指導員の常駐	
				主として肢体不自由のある児童	
235	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第58条第3項	を入所させる医療型障害児入所	常駐専任
				施設における保育士の常駐	
				主として肢体不自由のある児童	
236	  児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第58条第3項	を入所させる医療型障害児入所	常駐専任
				施設における児童発達支援管理	
				責任者の常駐	
				主として肢体不自由のある児童	
237	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第58条第3項	を入所させる医療型障害児入所	常駐専任
				施設における理学療法士又は作	
				業療法士の常駐	
000	ID 축 등시 분들이 소름이 받고 경우으로 나를 되고 그 보겠		MTFO A MTCTE	主として重症心身障害児を入所	₩£> ± M
238	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第58条第6項	させる医療型障害児入所施設に	常駐専任
				おける病院従業員の常駐	
000	ID 축 등시 # = II. o = II. /# Tr 4 /* IP IP IP Tr + # #		MT FO A MT CIT	主として重症心身障害児を入所	₩£> ± /r
239	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第58条第6項	させる医療型障害児入所施設に	常駐専任
				おける児童指導員の常駐 主として重症心身障害児を入所	
240	  児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	巨生兴趣少	<b>空この夕 空こ</b> 百		<b>労駐市</b> が
240	児里価征施設の設備及の連営に関する基準	厚生労働省	第58条第6項	させる医療型障害児入所施設における保育士の常駐	常駐専任
				主として重症心身障害児を入所	
				主として単症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設に	
241	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第58条第6項		常駐専任
				おける児童発達支援管理責任者の常駐	
				主として重症心身障害児を入所	
				させる医療型障害児入所施設に	
242	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第58条第6項	おける理学療法士又は作業療法	常駐専任
				おりる珪子療法工人はTF未療法 士の常駐	
				主として重症心身障害児を入所	
				させる医療型障害児入所施設に	
243	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第58条第6項	おける心理指導を担当する職員	常駐専任
				の常駐	
				医療型児童発達支援センターに	
244	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第69条第1項	おける診療所従業員の常駐	常駐専任
				医療型児童発達支援センターに	
245	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第69条第1項	おける児童指導員の常駐	常駐専任
				医療型児童発達支援センターに	
246	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第69条第1項	おける保育士の常駐	常駐専任
				医療型児童発達支援センターに	
247	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第69条第1項	おける看護師の常駐	常駐専任
				医療型児童発達支援センターに	
248	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第69条第1項	おける理学療法士又は作業療法	常駐専任
				士の常駐	
				医療型児童発達支援センターに	
249	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第69条第1項	おける児童発達支援管理責任者	常駐専任
				の常駐	
250	旧奏短礼体歌の歌供取び深帯に関土で甘油	<b>恒</b>	第70夕年1百	児童心理治療施設における医師	告託古げ
250	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第73条第1項	の常駐	常駐専任
251	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第72条第1百	児童心理治療施設における心理	告許古げ
731	ル圭佃仙心政の政배及の建当に因りる基準	子土力  割  旬	第73条第1項	療法担当職員の常駐	常駐専任
252	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第73条第1項	児童心理治療施設における児童	常駐専任
202	ル美宙ル形成ツ政师及い足呂に関する埜牛	子土刀 割目	カロ木先1切	指導員の常駐	市紅寺庄
253	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第73条第1項	児童心理治療施設における保育	常駐専任
200	70年	<b>子</b> エカ   動目	かい木か1切	士の常駐	巾班寺江
254	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第73条第1項	児童心理治療施設における看護	常駐専任
254	70手   田川心以ソ以州以U 建占に関する至午	<b>子</b> エカ   動目	かい木か1切	師の常駐	中班寺正
255	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第73条第1項	児童心理治療施設における個別	常駐専任
200	20年間は1000~100000000000000000000000000000000	テエカ刺目	NO LONG MATCH	対応職員の常駐	1179年7月上
256	  児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第73条第1項	児童心理治療施設における家庭	常駐専任
_50	20-13-470W - KNIII/V O ÆLIFKY / OÆT	ハーノル刺目	212.02/2/22.22	支援専門相談員の常駐	119 27 27 17

ı ı			T .		
	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型
257	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第73条第1項	児童心理治療施設における栄養 士の常駐	常駐専任
258	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第73条第1項	児童心理治療施設における調理 員の常駐	常駐専任
259	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第80条第1項	児童自立支援施設における児童 自立支援専門員の常駐	常駐専任
260	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第80条第1項	児童自立支援施設における児童 生活支援員の常駐	常駐専任
261	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第80条第1項	児童自立支援施設における個別 対応職員の常駐	常駐専任
262	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第80条第1項	児童自立支援施設における家庭 支援専門相談員の常駐	常駐専任
263	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第80条第1項	児童自立支援施設における栄養 士の常駐	常駐専任
264	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第80条第1項	児童自立支援施設における調理 員の常駐	常駐専任
265	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第80条第3項	児童自立支援施設における心理 療法担当職員の常駐	常駐専任
266	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第80条第5項	児童自立支援施設における職業 指導員の常駐	常駐専任
267	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第80条の3第1項	児童家庭支援センターにおける 支援を担当する職員の常駐	常駐専任
268	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第94条第1項	保育所における保育士と同等の 知識及び経験を有すると認める 者の常駐	常駐専任
269	障害者の雇用の促進等に関する法律	厚生労働省	第74条の3第4項第3号	在宅就業障害者の就業機会に係 る業務における管理者の専任	常駐専任
270	美容師養成施設指定規則	厚生労働省	第3条第1項第3号	美容師養成施設における教員の 専任	常駐専任
271	理容師養成施設指定規則	厚生労働省	第4条第1項第3号	理容師養成施設における教員の 専任	常駐専任
272	労働安全衛生規則	厚生労働省	第4条第1項第4号	事業場における安全管理者の専 任	常駐専任
273	栄養士法施行規則	厚生労働省	第9条第3号	栄養士養成施設における教員の 専任	常駐専任
274	栄養士法施行規則	厚生労働省	第9条第4号	栄養士養成施設における教員の 専任	常駐専任
275	栄養士法施行規則	厚生労働省	第9条第5号	栄養士養成施設における助手 (管理栄養士) の専任	常駐専任
276	栄養士法施行規則	厚生労働省	第9条第7号	栄養士養成施設における教員 (医師) の専任	常駐専任
277	栄養士法施行規則	厚生労働省	第9条第8号	栄養士養成施設における教員 (管理栄養士等) の専任	常駐専任
278	栄養士法施行規則	厚生労働省	第11条第2号	管理栄養士養成施設における教 員の専任	常駐専任
279	栄養士法施行規則	厚生労働省	第11条第3号	管理栄養士養成施設における教 員の専任	常駐専任
280	栄養士法施行規則	厚生労働省	第11条第4号	管理栄養士養成施設における教 員の専任	常駐専任
281	栄養士法施行規則	厚生労働省	第11条第5号	管理栄養士養成施設における助 手 (管理栄養士) の専任	常駐専任
282	栄養士法施行規則	厚生労働省	第11条第6号	管理栄養士養成施設における教 員 (医師) の専任	常駐専任
283	栄養士法施行規則	厚生労働省	第11条第7号	管理栄養士養成施設における教 員(管理栄養士等)の専任	常駐専任
284	医療法施行規則	厚生労働省	第9条の20の2第1項第2 号	特定機能病院における院内感染 対策を行う者の配置	常駐専任
285	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に 関する法律	厚生労働省	第36条第1項	養子縁組あっせんを行う事業所 における責任者の専任	常駐専任
286	労働安全衛生法	厚生労働省	第15条の3第1項	建設業の事業所における店社安 全衛生管理者の専任	常駐専任
287	労働安全衛生法	厚生労働省	第15条の3第2項	建設業の事業所における店社安 全衛生管理者の専任	常駐専任

	法令名	 所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型
288	高気圧作業安全衛生規則	厚生労働省	第10条第1項	高圧室内作業における高圧室内 作業主任者の常駐	常駐専任
289	電離放射線障害防止規則	厚生労働省	第46条第1項	管理区域におけるエックス線作 業主任者の常駐	常駐専任
290	電離放射線障害防止規則	厚生労働省	第52条の2第1項	管理区域におけるガンマ線透過 写真撮影作業主任者の常駐	常駐専任
291	管理栄養士学校指定規則	厚生労働省	第2条第1項第2号	管理栄養士学校における教員の 専任	常駐専任
292	管理栄養士学校指定規則	厚生労働省	第2条第1項第3号	管理栄養士学校における教員の 専任	常駐専任
293	管理栄養士学校指定規則	厚生労働省	第2条第1項第4号	管理栄養士学校における助手 (管理栄養士)の専任	常駐専任
294	管理栄養士学校指定規則	厚生労働省	第2条第1項第5号	管理栄養士学校における教員 (医師) の専任	常駐専任
295	管理栄養士学校指定規則	厚生労働省	第2条第1項第6号	管理栄養士学校における教員 (管理栄養士等)の専任	常駐専任
296	調理師法施行規則	厚生労働省	第6条第2号	調理師養成施設における施設長 の専任	常駐専任
297	調理師法施行規則	厚生労働省	第6条第3号	調理師養成施設における教員の 専任	常駐専任
298	調理師法施行規則	厚生労働省	第6条第4号	調理師養成施設における教員 (認定書の交付を受けた者等) の専任	常駐専任
299	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に 関する基準	厚生労働省	第56条第1項第1号	指定医療型児童発達支援の事業 所における診療所として必要と される従業者の常駐	常駐専任
300	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に 関する基準	厚生労働省	第56条第1項第2号	指定医療型児童発達支援の事業 所における児童指導員の常駐	常駐専任
301	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に 関する基準	厚生労働省	第56条第1項第3号	指定医療型児童発達支援の事業 所における保育士の常駐	常駐専任
302	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に 関する基準	厚生労働省	第56条第1項第4号	指定医療型児童発達支援の事業 所における看護職員の常駐	常駐専任
303	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に 関する基準	厚生労働省	第56条第1項第5号	指定医療型児童発達支援の事業 所における理学療法士又は作業 療法士の常駐	常駐専任
304	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に 関する基準	厚生労働省	第56条第1項第6号	指定医療型児童発達支援の事業 所における児童発達支援管理責 任者の常駐	常駐専任
305	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に 関する基準	厚生労働省	第56条第2項	指定医療型児童発達支援事業所 における機能訓練担当職員の常 駐	常駐専任
306	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に 関する基準	厚生労働省	第66条第1項第1号	指定放課後等デイサービスの事 業所における児童指導員、保育 士又は障害福祉サービス経験者 の常駐	常駐専任
307	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に 関する基準	厚生労働省	第66条第1項第2号	指定放課後等デイサービスの事 業所における児童発達支援管理 責任者の常駐	常駐専任
308	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に 関する基準	厚生労働省	第66条第2項	指定放課後等デイサービスの事 業所における機能訓練担当職員 の常駐	常駐専任
309	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に 関する基準	厚生労働省	第66条第3項第1号	指定放課後等デイサービスの事 業所における嘱託医の常駐	常駐専任
310	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に 関する基準	厚生労働省	第66条第3項第2号	指定放課後等デイサービスの事 業所における看護職員の常駐	常駐専任
311	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に 関する基準	厚生労働省	第66条第3項第3号	指定放課後等デイサービスの事 業所における児童指導員又は保 育士の常駐	常駐専任
312	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に 関する基準	厚生労働省	第66条第3項第4号	指定放課後等デイサービスの事 業所における機能訓練担当職員 の常駐	常駐専任
313	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に 関する基準	厚生労働省	第66条第3項第5号	指定放課後等デイサービスの事 業所における児童発達支援管理 責任者の常駐	常駐専任

関する基準   日本の総権		法令名	 所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型
現する基準   原生労働者   原生労働者   原生労働者   原生労働者   原生労働者   原生労働者   日本の発生   日本				1,121	+	
215   別面部出版に基づく指定通所支援の事業率の人員、設備及び運営に	314		厚生労働省	第66条第6項	業所における児童指導員又は保	常駐専任
315   国工も起生   日本の経過の大阪の事業等の人名、設備及び運出に関する。   日本の総省   日本の総省   日本の総   日本の		関する基準				
315   国工も起生   日本の経過の大阪の事業等の人名、設備及び運出に関する。   日本の総省   日本の総省   日本の総   日本の					指定居宅訪問型児童発達支援の	
日本語社法に基づく報定選所支援の事業等の人員、設備及び運営に   日本的機会   日本の総別   日	315		厚生労働省	第71条の8第1項第1号		常駐専任
別主 新華地区に基づく指定連所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する選生   原生労働省   第71条の8第1項第22   新工作の8第1項第22   新工作の8第1項第22   新工作の8第1項第22   新工作の8第1項第22   新工作の8第1項第22   新工作の8第1項第22   新工作の8第1項第22   新工作の8第1項第2   新工作的81項目の第第1列   新工作的81項目の第第1列   新工作的81項目の第第1列   新工作的81項目の第第1列   新工作的81項目の第第1列   新工作的81項目の第第1列   新工作的81項目の第第1列   新工作的81项目の第1项第2   新工作的81项目の第1项第2   新工作的81项目の第1项第2   新工作的81项目の第1项第2   新工作的81项目の81项目の81项目の81项目の81项目の81项目の81项目の81项目の		関する基準	77 = 23 [8] [	33.1236.10332.36332.3		11000 0 100
316   関する基本   日本					,	
関する基準  - 製造機能はに基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に 関する基準  - 関連機能はに基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に 関する基準  - 関連機能性に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に 関する基準  - 319  - 319  - 319  - 319  - 320	216	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に	<b>恒</b>	第71冬の9第1項第2只		<b>尚</b> 卧市任
317 別乗福社法に基づく指定資所支援の事業等の人員、設備及び選回に 関土労働省 第71条の8第3項 指定原宅的問型児童発達支援が 非新によける、均ら当計事業 用心機と決するもの地性 関する基準 用心機と決するもの地性 原生労働省 第73条第1項第1号 における、均ら当計事業 用心機と決するもの地位 別する基準 用力を基準 原生労働省 第73条第1項第1号 における、均ら当計事業 用起物 用力を基準 用力を基準 原生労働省 第73条第1項第2号 担定保育所等助可支援の事業所 における 関連を保育所等助可支援の事業所 における 関連を保育所等助可支援の事業所 における 関連を保育所等助可支援の事業所 における 関連を保育所等助可支援の事業所 における 原生労働省 第73条第1項第2号 担定保育所等助可支援の事業所 における 原生労働省 第73条第1項第2号 相定保育所等助可支援の事業所 における 関連者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び選回に関する 基準 理業を日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び選回に関する 基準 理業を日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運回に関する 基準 理業を日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運回に関する 基準 理業の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運回に関する 基準 原生労働省 第50条第1項第3号 開始の常用・おける 信義を含む日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運回に関する 基準 第50条第1項第3号 開始の常用・おける 管理 の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づったりの法律に基づったりの法律に基づったりの法律に基づったりの法律に基づったりの法律に基づったりの法律に基づったりの法律に基づったりの法律に基づったりの法律に基づったりの法律に基づったりの法律に関する 基準 理事者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運回に関する 基準 理事の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する 基準 理事の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づったり 原生労働省 第78条第1項第2号 第22年が前回事業所における 展達 第22年が計算事業の人員、設備及び運回に関する 基準 理事の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づっための法律に関する 基準 理事の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づっための法律に関する 基準 理事の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 原生労働省 第78条第1項第2号 第78条第1項第2号 第78条第1項第2号 第22年が前回事業所における 基準 理事の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 原生労働者 第23年の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 原生の意味の活動に関する 基準 理事の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 原生の 第22年が前回事業 系数 第22年が前回事業 系数 第22年が前回事業 系数 第22年が前回事業 系数 第22年が前回事業 系数 第22年が前回事業 系数 第22年が前期第22号 第22年が前回事業 系数 第22年が同意を表が可能する 第22年が前回事業 系数 第22年が前回事業 系数 第22年が同意を表が可能する 第22年が同意を表が可能	310	関する基準	序工力 <b>助</b> 自	新71末の0新1項新2万		市紅寺江
217   大田   大田   大田   大田   大田   大田   大田   大						
到する基本    別する基本   別の国際に従事する書の常生   原生労働省   第73条第1項第1号   記述を示していて事業所の関係に従事する書の常生   原生労働省   第73条第1項第1号   記述を対している事業所の表現の事業等の人員、設備及び運営に   原生労働省   第73条第1項第2号   記述を政府所等別的支援の事業等の人員、設備及び運営に   原生労働省   第73条第1項第2号   記述を政府所等別的支援の事業等の人員   設備及び運営に   原生労働省   第73条第2項   記述検討を対している事業等の人員   設備及び運営に   原生労働省   第73条第2項   記述検討を対している事業等の人員   設備及び運営に   原生労働省   第73条第2項   記述検討を対している事業等の人員   設備及び運営に   原生労働省   第53条第1項   記述検討を対している事業等の人員   設備及び運営に関する   原生労働省   第53条第1項   記述検討を対している事業等の人員   設備及び運営に関する   原生労働省   第53条第1項   記述検討を対している事業等の人員   設備及び運営に関する   原生労働省   第53条第1項   記述検討を対している事業等の人員   設備を対している事業等の人員   設備及び運営に関する   原生労働省   第50条第1項第1号   記述検討を対している事業等の人員   設備及び運営に関する   原生労働省   第50条第1項第1号   記述検討を対している事業等の人員   設備及び運営に関する   原生労働省   第50条第1項第2号   指定機合介護の事業所における   常証検討を対している事業等の人員   設備及び運営に関する   原生労働省   第50条第1項第2号   指定機合介護の事業所における   常証検討を対している事業等の人員   設備及び運営に関する   原生労働省   第50条第1項第3号   記述検討を発行機の事業所における   常証検討を持定を持定を総合的に支援するための法律に基づく指定機能サービスの事業等の人員   設備及び運営に関する   原生労働省   第50条第1項第3号   設定検責が渡の事業所における   常証検討を持定を理念を結合的に支援するための法律に基づく指定機能サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する   原生労働省   第50条第1項第3号   設定検責が渡の事業所における   常証・   京本検責の日本生活及び社会生選を総合的に支援するための法律に基づく指定機能サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する   原生労働省   第73条第1項第2号   指定性活の源量   原生労働省   第73条第1項第3号   指定性活の源量   常を事業の人員、設備及び運営に関する   原生労働省   第73条第1項第3号   指定体活が渡の事業所における   常証・   原生労働者   第73条第1項第3号   指定体活が渡の事業所における   常証・   原生労働者   第73条第1項第3号   指定体活が渡の事業所における   常証・   原生労働者   第73条第1項第3号   第24条第1項第3号   第24条第1列3号   第24条第1列3号   第24条第1列3号   第24条第1列3号   第24条第1列3号   第24条第1列3号   第24条第	217	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に	<b>原</b>	第71冬の9第2項	TATE ON THE SECOND STATE OF THE SECOND STATE O	告 計画 イ
別金福社法に基づく指定適所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準   原生労働省   第73条第1項第1号   指定係育所等訪問支援の事業所における計酌支援目の配性   原生労働省   第73条第1項第2号   信息付き記憶政治の事業   京記専   京記申	317	関する基準	序生力側有	第11年の0 <b>5</b> 3項		吊肚导性
第73条東以東田号  原生労働省  原生労働省  第73条東以東田号  原産経済に基づく相定通所支援の事業等の人員、設確及び適営に 関する基準  原生労働省  原生労働省  第73条東以東田号  原生労働省  第73条東以東田号  居定保育所等別向支援の事業等  系起専  指定保育所等別向支援の事業所  系起専  指定保育所等別向支援の事業所  系起専  第220  原建者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基  づく指定障害権祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する  基準  の場立者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基  づく指定障害権祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する  基準  の場立者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基  づく指定障害権祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する  基準  の場立者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基  づく指定障害権祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する  基準  の場立者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基  づく指定障害権祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する  基準  の場本者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基  で、指定障害権祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する  基準  の場本の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基  で、指定機者部祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する  基準  の場をの日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基  で、指定を発介後の事業所における  素に専  第50条第1項第3号  第24条第1項第3号  第25条第1項第3号  第26条第1項第3号  第26条第1項第33号  第26条第1項第33号  第26条第1項第33号  第26条第1項第33号  第26条第1項第33号  第26条第1項第33号  第26条第1項第3		旧幸福はたに甘べくも中国の古世等のより、記供五が実際に			+ '- ' - ' - ' +	
319 児童福祉法に基づく指定適所支援の事業等の人員、設備及び適富に 厚生労働省 第73条第1項第2号 における)選素達支援管理責任 常枝萌	318		厚生労働省	第73条第1項第1号		常駐専任
□ 別金を組法に基づく指定適所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準  22		関リの基件				
関する基準 名の常駐   名の常駐   名の常駐   名の常駐   名の常駐   名の常駐   名の常駐   指定保育所等制向支援の事業所 (	210	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に	<b>一十八年小</b>	<b>第70夕 第1</b> 55 第1日		<b>労貯市</b> が
320   児童福祉法に基づく指定適所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準   原生労働省   第73条第2項   指定保育所等訪問支援の事業所に裁別   常駐専   常記事   記書   記書   記書   記書   記書   記書   記書	319	関する基準	厚生为侧有	弗13余弗1垻弗Z亏		吊肚男仕
20					A	
関する基準  321 づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準  322 づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準  323 対く指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準  324 が、経費を持つ日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準  325 が、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準  326 が、経費を持つ日常生活及が社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準  327 が、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準  328 が、経費を持つ日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準  329 が、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準  326 が、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準  327 が、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準  328 が、経費を持つ関するに対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、	202	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に	巨小水库小	かっつ <i>々が</i> って		告むまた
第書書の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基立ており、	320	関する基準	厚生労働省	用/3条第2頃		常駐専任
321		m-+		+	務に従事する者の常駐	
基準				total to total a	指定居宅介護の事業所における	W. m. V.
議事	321		厚生労働省	第5条第1項	従業者の常駐	常駐専任
322 づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準    323 で、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準    324 で、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準    325 で、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準    326 で、対して、の事業等の人員、設備及び運営に関する 基準    327 で、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準    328 で、対して、の事業等の人員、設備及び運営に関する 基準    329 で、対して、の事業等の人員、設備及び運営に関する 基準    329 で、対して、の事業等の人員、設備及び運営に関する 基準    320 で、対して、の事業等の人員、設備及び運営に関する 基準    320 で、対して、の事業等の人員、設備及び運営に関する 基準    321 で、対して、の事業等の人員、設備及び運営に関する 基準    322 で、対して、の事業等の人員、設備及び運営に関する 基準    323 で、対して、の事業等の人員、設備及び運営に関する 基準    324 で、対して、の事業等の人員、設備及び運営に関する 基準    325 で、対して、の事業等の人員、設備及び運営に関する 基準    326 で、対して、の事業等の人員、設備及び運営に関する 基準    327 で、対して、の事業等の人員、設備及び運営に関する 基準    328 で、対して、の事業等の人員、設備及び運営に関する 基準    328 で、対して、の事業等の人員、設備及び運営に関する 基準    329 で、対して、の事業等の人員、設備及び運営に関する 基準    320 で、対して、対しで、対して、対しで、対して、対しで、対しで、対しで、対しで、対しで、対しで、対しで、対しで、対して、対しで、対して、対しで、対しで、対しで、対しで、対しで、対しで、対して、対しで、対して、対しで、対しで、対しで、対しで、対しで、対して、対しで、対して、対しで、対しで、対して、対しで、対しで、対しで、対して、対しで、対して、対しで、対しで、対しで、対しで、対しで、対しで、対して、対しで、対して、対しで、対しで、対しで、対しで、対して、対しで、対して、対しで、対して、対しで、対して、対しで、対して、対しで、対して、対して、対しで、対しで、対しで、対して、対しで、対しで、対しで、対して、対しで、対して、対しで、対しで、対しで、対しで、対して、対しで、対して、対しで、対して、対しで、対して、対しで、対しで、対しで、対しで、対しで、対しで、対しで、対しで、対しで、対しで	<u> </u>				–	
選生   第三者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基   万く指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する   原生労働省   第50条第1項第1号   指定療養介護の事業所における   常駐専   第50条第1項第1号   指定療養介護の事業所における   常駐専   第50条第1項第1号   指定療養介護の事業所における   常駐専   第50条第1項第2号   指定療養介護の事業所における   常駐専   指定療養介護の事業所における   常駐専   指定療養介護の事業所における   常駐専   第50条第1項第2号   指定療養介護の事業所における   常駐専   指定療養介護の事業所における   常駐専   指定療養介護の事業所における   常駐専   指定療養介護の事業所における   常駐専   第50条第1項第3号   指定療養介護の事業所における   常駐専   指定療養介護の事業所における   常駐専   第50条第1項第4号   指定療養介護の事業所における   常駐専   第50条第1項第4号   指定療養介護の事業所における   常駐専   第書者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基   326   7く指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する   原生労働省   第50条第1項第4号   指定療養介護の事業所における   常駐専   第書者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基   327   7く指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する   原生労働省   第78条第1項第1号   指定生活介護の事業所における   常駐専   第書者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基   7く指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する   原生労働省   第78条第1項第2号   指定生活介護の事業所における   常駐専   第書者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基   7、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1				L	指定居宅介護の事業所における	
選挙	322		厚生労働省	第5条第2項		常駐専任
323		基準			)	
323   37、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する   厚生労働省 第50条第1項第1号   医師の常駐   常主療養介護の事業所における   常駐専   電書者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基   7、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する   基準   原生労働省 第50条第1項第3号   指定療養介護の事業所における   常駐専   電書者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基   7、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する   基準   原生労働省 第50条第1項第3号   指定療養介護の事業所における   常駐専   指定療養の関の事業所における   常駐専   第50条第1項第4号   指定療養介護の事業所における   常駐専   第50条第1項第4号   指定療養介護の事業所における   常駐専   第50条第1項第4号   指定療養介護の事業所における   常駐専   第51条第1項   指定療養介護の事業所における   常駐専   第40日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基   7、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する   基準   原生労働省 第78条第1項第1号   指定生活介護の事業所における   常駐専   基準   第40日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基   写生労働省 第78条第1項第2号   指定生活介護の事業所における   常駐専   東生労働省 第78条第1項第3号   指定生活介護の事業所における   常駐専   東生労働省 第78条第1項第3号   指定生活介護の事業所における   常駐専   東生労働省 第78条第1項第3号   指定生活介護の事業所における   常駐専   東生労働者   第78条第1項第3号   指定生活介護の事業所における   常駐専   東生労働者   第78条第1項第3号   指定生活介護の事業所における   常駐専   京を第1項第3号   指定生活介護の事業所における   常証・ 京を第1項第3号   指定生活介護の事業所における   常証・ 京を第1項第3号   第78条第1項第3号   指定生活介護の事業所における   常証・ 京を第1項第3号   第78条第1項第3号   指定生活介護の事業所における   常証・ 京を兼任の書意が表する。   京を書を書を表する。 「2・京を表する」   京を表する。 「2・京を表する		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基			指定療養介護の事業所における	
基準  324 づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準  325 がく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準  326 がく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準  327 がく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準  328 がく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準  329 がく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準  320 がく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準  321 がく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準  322 がく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準  323 がく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準  324 がく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準  325 がく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準  326 がく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準  327 がく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準  328 がく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準  329 がく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準  330 がく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準  331 がく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準  332 がく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準  333 がく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準  343 がく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準  354 が、指定生活介護の事業所における 常駐専 療法士及び仕会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準  355 が、指定生活介護の事業所における 常駐専 療法士及び生活支援員の常駐 第78条第1項第3号 第78条第1項第3号 第78条第1項第3号 第78条第1項第3号 第78条第1項第3号 第78条第1項第3号 第78条第1項第3号	323	づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する	厚生労働省	第50条第1項第1号		常駐専任
324		基準			E785 -> 113-0T	
324   づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準   原生労働省 第50条第1項第2号   看護職員の常駐   常駐専		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基			指定療養介護の事業所における	
基準  325	324	づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する	厚生労働省	第50条第1項第2号		常駐専任
325		基準			有機帳の市町	
325   づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準   250条第1項第3号   生活支援員の常駐   生活支援員の常駐   生活支援員の常駐   生活支援員の常駐   生活支援員の常駐   生活支援員の常駐   生活支援員の常駐   生活支援員の常駐   生活支援員の常駐   指定療養介護の事業所における サービス管理責任者の常駐   指定療養介護の事業所における サービス管理責任者の常駐   指定療養介護の事業所における 常駐専   指定療養介護の事業所における 管理者の常駐   指定療養介護の事業所における 管理者の常駐   指定療養介護の事業所における 管理者の常駐   指定生活介護の事業所における 管理者の常駐   指定生活介護の事業所における 医師の常駐   指定生活介護の事業所における 医師の常駐   指定生活介護の事業所における 医師の常駐   指定生活介護の事業所における 医師の常駐   本準   本準   本準   本準   本準   本準   本準   本		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基			指定療養介護の事業所における	
選準	325	づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する	厚生労働省	第50条第1項第3号		常駐専任
326		基準			エ// 文仮貝の市町	
326		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基			<b>指定廃業介護の事業所における</b>	
基準    2327   一	326	づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する	厚生労働省	第50条第1項第4号		常駐専任
327 づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 厚生労働省 第51条第1項 指定療養介護の事業所における 管理者の常駐 常駐専 電害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基 ガく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準 厚生労働省 第78条第1項第1号 指定生活介護の事業所における 医師の常駐 指定生活介護の事業所における 医師の常駐 指定生活介護の事業所における 医師の常駐 指定生活介護の事業所における 海78条第1項第2号 指定生活介護の事業所における 看護職員、理学療法士又は作業 常駐専基準 原害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基 ダく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する アリス 第78条第1項第3号 指定生活介護の事業所における 常駐専 など およれ アリス 第1項第3号 指定生活介護の事業所における 常駐専 基準 原生労働省 第78条第1項第3号 指定生活介護の事業所における 常駐専 本連 がく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する アリス 第78条第1項第3号 常民専 常日専 本述 第1項第3号 第78条第1項第3号 第1項第3号 常日専 本述 第1項第3号 第12页第3号 第12页 第12页 第12页 第12页 第12页 第12页 第12页 第12页		基準			リー こ人 自珪貝 団有の 吊紅	
327   づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する   厚生労働省   第51条第1項   管理者の常駐   常駐専     障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基   基準   指定生活入び社会生活を総合的に支援するための法律に基   329   づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する   厚生労働省   第78条第1項第2号   指定生活介護の事業所における   常駐専   指定生活介護の事業所における   常駐専   指定生活介護の事業所における   常駐専   指定生活介護の事業所における   常駐専   指定生活介護の事業所における   常駐専   東生労働省   第78条第1項第2号   指定生活介護の事業所における   常駐専   東生労働省   第78条第1項第3号   指定生活介護の事業所における   常駐専   京を書るの日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基   方78条第1項第3号   指定生活介護の事業所における   常駐専   本連   指定生活介護の事業所における   常駐専   指定生活介護の事業所における   常駐専   本連   非定生活介護の事業所における   常駐専   非定生活介護の事業所における   常駐専   本連   非定生活介護の事業所における   常駐専   非定生活介護の事業所における   常日本   非定生活介護の事業所における   非定性活介護の事業所における   常日本   非定性活介護の事業所における   常駐専   非定性活介護の事業所における   常日本   非定性活介護の事業所における   常日本   非定性活介護の事業所における   非定性活介護の事業所における   非専   非定性活介護の事業所における   非専   非専   非定性活介護の事業所における   非専   非専   非定性活介護の事業所における   非専   非専   非専   非専   非専   非専   非専   非		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基			<b>七字房業人業の事業正におけ</b>	
基準	327	づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する	厚生労働省	第51条第1項		常駐専任
328 づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 厚生労働省 第78条第1項第1号 指定生活介護の事業所における 医師の常駐 常駐専 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基		基準			官埋者の吊駐	
328 づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 厚生労働省 第78条第1項第1号 医師の常駐 常駐専 基準		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基			北中年年入港の主要でもいます	
基準	328	づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する	厚生労働省	第78条第1項第1号		常駐専任
329 づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 厚生労働省 第78条第1項第2号 看護職員、理学療法士又は作業 常駐専 基準 原害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基 づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準 第78条第1項第3号 指定生活介護の事業所における サービス管理責任者の常駐		基準			医師の治駐	
329 づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 厚生労働省 第78条第1項第2号 看護職員、理学療法士又は作業 常駐専基準 原害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 第78条第1項第3号 第78条第1項第3号 指定生活介護の事業所におけるサービス管理責任者の常駐 常駐専		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基			指定生活介護の事業所における	
基準     療法士及び生活支援員の常駐       330 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準     第78条第1項第3号     指定生活介護の事業所におけるサービス管理責任者の常駐	329	づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する	厚生労働省	第78条第1項第2号	看護職員、理学療法士又は作業	常駐専任
330 づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 厚生労働省 第78条第1項第3号 指定生活介護の事業所における サービス管理責任者の常駐 常駐専		基準			療法士及び生活支援員の常駐	
330 づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 厚生労働省 第78条第1項第3号 サービス管理責任者の常駐 常駐専 基準		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基			112 1	
基準	330		厚生労働省	第78条第1項第3号		常駐専任
					サービス管理責任者の常駐	
DB/C/4/07/07/77/7/7/7/7/7/7/7/7/7/7/7/7/7/7/					指定短期入所の事業を行う事業	
	331		厚牛労働省	第115条第1項		常駐専任
基準 等)の常駐						117-20m VJ (ab
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基 指定短期入所の事業を行う事業				1	1.7	
	332		厚生労働省	第115条第2項		常駐専任
本準   第113次が上級   第1			., 4,7,8%			1,0 Oak 10 (4k
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基					G y C FERSION	
	222		厚生労働省	<b>第115</b> 条第3百	指定短期入所の事業を行う事業	常駐専任
3535   万へ指定障告価値り一と人の事業等の人員、設備及の連名に関する	555		オエカ劇目	カエエンベカング	所における生活支援員等の常駐	HMT-4-IT
華年 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基				+		
	224		<b>国</b> 井 出	第116冬第1百	指定短期入所の事業を行う事業	告幹市に
	აა4		<b>序</b> 王	<b>カ110</b> 米第1県	所における管理者の常駐	常駐専任
基準	<u> </u>	<del></del>				

	法令名	 所管省庁名	条項	規制等の内容概要	 規制等の類型
	(A 77 年) 原害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基	加百百万石	木供	指定重度障害者等包括支援の事	が前寺の規室
335	づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する	厚生労働省	第127条第2項	業所におけるサービス提供責任	常駐専任
333		7年7月19月	#121##24	者の常駐	山紅子口
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基			日、公田等工	
336	づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する	厚生労働省	第128条第1項	指定重度障害者等包括支援の事	常駐専任
	基準			業所における管理者の常駐	
	mch +			指定自立訓練(機能訓練)の事	
007	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基		the a F.O. for the a T. Inte a D	業所における看護職員、理学療	24 EV 12
337	づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する	厚生労働省	第156条第1項第1号	法士又は作業療法士及び生活支	常駐専任
	基準			援員の常駐	
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基			指定自立訓練(機能訓練)の事	
338	づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する	厚生労働省	第156条第1項第2号	業所におけるサービス管理責任	常駐専任
	基準			者の常駐	
000	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基		Mr. 1 F. C. A. Mr. O. T.	指定自立訓練(機能訓練)の事	24 EV + 12
339	づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する	厚生労働省	第156条第2項	業所における生活支援員の常駐	常駐専任
	基準 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基				
340	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に又抜りるための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する	厚生労働省	第157条第1項	指定自立訓練(機能訓練)の事	常駐専任
340	本準	7年7月19月	#157##1#Q	業所における管理者の常駐	中心工士工
	華生 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基			指定自立訓練(機能訓練)事業	
341	づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する	厚生労働省	第157条第1項	の主たる事業所及び従たる事業	常駐専任
	基準		7325-2	所における従業者の常駐	
	章 では できるの日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基				
342	づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する	厚生労働省	第166条第1項第1号	指定自立訓練(生活訓練)の事	常駐専任
	基準			業所における生活支援員の常駐	
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基			指定自立訓練(生活訓練)の事	
343	づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する	厚生労働省	第166条第1項第2号	業所における地域移行支援員の	常駐専任
	基準			常駐	
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基			指定自立訓練(生活訓練)の事	
344	づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する	厚生労働省	第166条第1項第3号	業所におけるサービス管理責任	常駐専任
	基準			者の常駐	
245	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基	巨生光料小	<b>空100夕空0</b> 1万	指定自立訓練(生活訓練)の事	党野事が
345	づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準	厚生労働省	第166条第2項	業所における生活支援員及び看	常駐専任
	華学 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基			護職員の常駐	
346	づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する	厚生労働省	第166条第3項	指定自立訓練(生活訓練)の事	常駐専任
010	基準	<b>万</b> 工力 國 目	331003(330-34	業所における生活支援員の常駐	111-07-47-17
	□・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基				
347	づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する	厚生労働省	第167条第1項	指定自立訓練(生活訓練)の事	常駐専任
	基準			業所における管理者の常駐	
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基			指定自立訓練(生活訓練)事業	
348	づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する	厚生労働省	第167条第1項	の主たる事業所及び従たる事業	常駐専任
	基準			所における従業者の常駐	
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基			指定就労移行支援の事業所にお	
349	づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する	厚生労働省	第175条第1項第1号	ける職業指導員及び生活支援員	常駐専任
	基準			の常駐	
350	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する	<b>恒</b> 井	第175条第1項第2号	指定就労移行支援の事業所にお	告託古げ
330	フく指定障害価値サービスの事業等の人員、設備及び連営に関する 基準	厚生労働省	お110米第1県第2万	ける就労支援員の常駐	常駐専任
	華竿 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基				
351	づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する	厚生労働省	第175条第1項第3号	指定就労移行支援の事業所にお	常駐専任
551	基準 基準	, , ユル	N121.0NKN121.3KN10.1	けるサービス管理責任者の常駐	113 677 757 17
	章 では できるの日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基			IV	
352	づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する	厚生労働省	第177条第1項	指定就労移行支援の事業所にお	常駐専任
	基準			ける管理者の常駐	
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基			指定就労移行支援事業の主たる	
353	づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する	厚生労働省	第177条第1項	事業所及び従たる事業所におけ	常駐専任
	基準			る従業者の常駐	
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基			指定就労継続支援A型の事業所	w
354	づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する	厚生労働省	第186条第1項第1号	における職業指導員及び生活支	常駐専任
	基準			接員の常駐	
255	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基	<b>□ ← スメ メ∈!</b> /\	# 100 A # 1 T # 0 C	指定就労継続支援A型の事業所	出いまと
355	づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する	厚生労働省	第186条第1項第2号	におけるサービス管理責任者の	常駐専任
	基準			常駐	

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基			指定就労継続支援A型の事業所	
356	づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する	厚生労働省	第187条第1項	旧足机力経続又援 A 空の事業所 における管理者の常駐	常駐専任
	基準				
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基			指定就労継続支援A型事業所の	
357	づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する	厚生労働省	第187条第1項	主たる事業所及び従たる事業所	常駐専任
	基準			における従業者の常駐	
358	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する	厚生労働省	第199条第1項	指定就労継続支援B型の事業所に	常駐専任
336	力へ指定障害価値リーと人の事業等の八貝、設備及び連名に関する     基準	字王刀  期目	第133米第1項	おける管理者の常駐	市紅寺口
	○ 管害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基			指定就労継続支援B型事業所の主	
359	づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する	厚生労働省	第199条第1項	たる事業所及び従たる事業所に	常駐専任
	基準			おける従業者の常駐	
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基			指定就労継続支援B型の事業所に	
360	づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する	厚生労働省	第199条第1項	おける職業指導員及び生活支援	常駐専任
	基準			員の常駐	
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基			指定就労継続支援B型の事業所に	
361	づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する	厚生労働省	第199条第1項	おけるサービス管理責任者の常	常駐専任
	基準			馬主 一	
362	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する	厚生労働省	第206条の3第1項	指定就労定着支援の事業所にお	常駐専任
302	サイカと障害偏位リーとスの事業等の人員、設備及び連名に関する 基準	子エカ 郷目	かた00本の3か1点	ける就労定着支援員の常駐	m紅子II
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基		1		
363	づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する	厚生労働省	第206条の3第2項	指定就労定着支援の事業所にお	常駐専任
	基準			けるサービス管理責任者の常駐	
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基		第206条の14第1項第1	指定自立生活援助の事業所にお	
364	づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する	厚生労働省	号	ける地域生活支援員の専任	常駐専任
	基準			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
205	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基		第206条の14第1項第2	指定自立生活援助の事業所にお	**************************************
365	づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準	厚生労働省	号	けるサービス管理責任者の常駐	常駐専任
	華年 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基 ■				
366	づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する	厚生労働省	第206条の15第1項	指定自立生活援助の事業所にお	常駐専任
	基準		21271	ける管理者の常駐	
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基			北中井田井江福中の東帯がにお	
367	づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する	厚生労働省	第208条第1項第1号	指定共同生活援助の事業所にお ける世話人の常駐	常駐専任
	基準			りる世的人の中紅	
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基			指定共同生活援助の事業所にお	
368	づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する	厚生労働省	第208条第1項第2号	ける生活支援員の常駐	常駐専任
	基準				
369	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する	厚生労働省	第208条第1項第3号	指定共同生活援助の事業所にお	常駐専任
303	ま準	序工力則目	为200未为1块为3勺	けるサービス管理責任者の常駐	市紅寺山
	筆生 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基		†		
370	づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する	厚生労働省	第209条第1項	指定共同生活援助の事業所にお	常駐専任
L	基準			ける管理者の常駐	
371	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基	厚生労働省	第4条第1項第1号	指定障害者支援施設等における	常駐専任
311	づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	ケエカ・刺目	ハナル×ハナジベカトク	医師の常駐	印红寸比
	   障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基		tota a da tata a com tota :	指定障害者支援施設等における	au => / -
372	づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第4条第1項第1号	看護職員、理学療法士又は作業	常駐専任
<u> </u>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基			療法士の常駐 指定障害者支援施設等における	
373	障害者の日常生活及び任芸生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第4条第1項第1号	指正陣舌有文抜施設寺におりる サービス管理責任者の常駐	常駐専任
				指定障害者支援施設等における	
374	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基	厚生労働省	第4条第1項第2号	看護職員、理学療法士又は作業	常駐専任
	づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準		1	療法士及び生活支援員の常駐	
375	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基	<b>恒</b> 井 兴	第4条第1項第2号	指定障害者支援施設等における	告幹市に
3/5	づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	ភ+米 <b>ភ</b> 1垻あ2万	サービス管理責任者の常駐	常駐専任
				指定障害者支援施設等における	
				自立訓練(機能訓練)に併せて	
376	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基	厚生労働省	第4条第1項第2号	訪問による自立訓練(機能訓	常駐専任
	づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準		3345-3	練)を提供する指定障害者支援	
				施設等における生活支援員の常 駐	
				71	

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型
	ゆった 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基	n e en 4	木供	指定障害者支援施設等における	が明守の規至
377	づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第4条第1項第3号	生活支援員の常駐	常駐専任
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基			指定障害者支援施設等における	
378	づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第4条第1項第3号	サービス管理責任者の常駐	常駐専任
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基			指定障害者支援施設等における	
379	づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第4条第1項第3号	生活支援員及び看護職員の常駐	常駐専任
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基			指定障害者支援施設等における	N = 5 1 4 -
380	づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第4条第1項第3号	生活支援員の常駐	常駐専任
				指定障害者支援施設等における	
381	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基	厚生労働省	第4条第1項第4号	職業指導員及び生活支援員の常	常駐専任
	づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準			駐	
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基	- d Welds	tota a fa tota a est tota a s	指定障害者支援施設等における	N/ #2 / -
382	づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第4条第1項第4号	就労支援員の常駐	常駐専任
202	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基	<b>一日</b>	<b>空 4 夕 竺 1 西 竺 4</b> □	指定障害者支援施設等における	<b>党駐車</b> は
383	づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第4条第1項第4号	サービス管理責任者の常駐	常駐専任
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基			指定障害者支援施設等における	
384	「単音者の日常生活及び任玄生活を総合的に又抜りるための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第4条第1項第4号	職業指導員及び生活支援員の常	常駐専任
	リンガに降音有又抜肥故寺の八貝、故順及の連名に関する <u>基</u> 年			駐	
385	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基	厚生労働省	第4条第1項第4号	指定障害者支援施設等における	常駐専任
300	づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	序 土 刀 ၂ 割 目	第4米第1項第4万	サービス管理責任者の常駐	市紅寺口
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基			指定障害者支援施設等における	
386	づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第4条第1項第5号	職業指導員及び生活支援員の常	常駐専任
	フト日に伴ら日又仮加奴寺の八兵、故順及び建台に関する至中			駐	
387	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基	厚生労働省	第4条第1項第5号	指定障害者支援施設等における	常駐専任
301	づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	<b>学工</b> 力 助 自	新·米州1·汉州3·5	サービス管理責任者の常駐	中紅子口
388	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基	厚生労働省	第4条第1項第6号	指定障害者支援施設等における	常駐専任
300	づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	字工力 助 自	####I###O	生活支援員の常駐	中紅子口
389	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基	厚生労働省	第4条第1項第6号	指定障害者支援施設等における	常駐専任
003	づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	/デエカ 図 目	NI INCAST PASO 3	サービス管理責任者の常駐	111-07-42-17
390	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基	厚生労働省	第3条第1項	一般相談支援事業所における指	常駐専任
	づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	/ アエカ 図 目	NJOKNJI-X	定地域移行支援従事者の常駐	111-07-4-17
	   障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基			一般相談支援事業所における指	
391	づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	厚生労働省	第3条第2項	定地域移行支援従事者(相談支	常駐専任
				援専門員)の常駐	
392	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基	厚生労働省	第4条第1項	一般相談支援事業所における管	常駐専任
	づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準			理者の常駐	
393	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基	厚生労働省	第40条第1項	指定障害者支援施設等における	常駐専任
	づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準			管理者の常駐	
394	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基	厚生労働省	第3条第1項	特定相談支援事業所における相	常駐専任
	づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準			談支援専門員の常駐	
395	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基	厚生労働省	第4条第1項	特定相談支援事業所における管理者の党院	常駐専任
	づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準			理者の常駐	
396	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基	厚生労働省	第11条第1項第1号	障害者支援施設における施設長の常駐	常駐専任
	づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準			の常駐	
397	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく際実生主接施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第11条第1項第2号	障害者支援施設における医師の	常駐専任
	づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準			常駐	
398	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基	厚生労働省	第11条第1項第2号	障害有又抜他政におりる有護職 員、理学療法士又は作業療法士	常駐専任
230	づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	<b>子</b> エカ 劇目	お11不知1収第4万	貝、母子療法工人は下来療法工 及び生活支援員の常駐	由紅寺江
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基			障害者支援施設におけるサービ	
399	づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第11条第1項第2号	ス管理責任者の常駐	常駐専任
				障害者支援施設における看護職	
400	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基	厚生労働省	第11条第1項第3号	員、理学療法士又は作業療法士	常駐専任
	づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	., 4,7,1%		及び生活支援員の常駐	OE O 12
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基			障害者支援施設におけるサービ	
401	づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第11条第1項第3号	ス管理責任者の常駐	常駐専任
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基			障害者支援施設における生活支	
402	づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第11条第1項第3号	接員の常駐	常駐専任
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基		Mrs a fa fate a service :	障害者支援施設における生活支	316 m \ -1 - 1 -
403	づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第11条第1項第4号	援員の常駐	常駐専任
40.	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基	E I WE O	Med d & Med at Die .	障害者支援施設におけるサービ	حاد العالم العالم
404	づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第11条第1項第4号	ス管理責任者の常駐	常駐専任
405	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基	后 L 24 F 7	# 11 <i>\( \pa\)</i>	障害者支援施設における生活支	当むまど
405	づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第11条第1項第4号	援員及び看護職員の常駐	常駐専任
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		•	<u> </u>	

### 2019年7日の日本学を対けたナラドを含めるとは対しているのでは、10 年間 2019年 20		1				
10		法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型
1 日本の大学   1	106	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基	<b>原</b>	第11夕第1百第1日	障害者支援施設における生活支	告 計 車 イ
20	400	づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	<b>字</b> 土刀 割目	第11末第1块第4万	援員の常駐	市紅寺江
19		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基			障害者支援施設における職業指	
200	407		厚生労働省	第11条第1項第5号		常駐専任
第40					0.76760 - 74763676 - 1173=	
13 年間の日本であるが出た。このである。	408		厚生労働省	第11条第1項第5号		常駐専任
第4の		づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準			援員の常駐	
日本の日本の主義を認めなり始後の研究の研究の作品を表現   日本の作品   日本の作品   日本の日本の日本の作品   日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	400	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基	<b>同</b>	第11条第1百第5只	障害者支援施設におけるサービ	<b>台</b> 駐市任
# 2	409	づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	<b>字</b> 土刀 割目	第11末第1項第3万	ス管理責任者の常駐	市紅寺口
# 2		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基			障害者支援施設における職業指	
201	410		厚生労働省	第11条第1項第5号	道昌及び生活支援昌の党駐	常駐専任
141						
432   24日本で東京の打に中で東京の打に中で東京の大きであり込作に基	411		厚生労働省	第11条第1項第5号	11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	常駐専任
# 2 - 2 (東京市大学和他の政治などが上げらる正常 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 -						
31   3   3   3   3   3   3   3   3   3	412	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基	厚生労働省	第11条第1項第6号	障害者支援施設における職業指	堂駐車任
343   347   247   347   348   311条約1期前の   348   34	-	づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	77 = 77 (4) [	NISTEN (NIST NONSO )	導員及び生活支援員の常駐	1002012
3	410	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基	<b>厄</b>	<b>空11夕空1正空C</b> □	障害者支援施設におけるサービ	<b>当時末</b> が
□ 14 日 ( の	413	づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	厚生为'侧有	弗II采弗I坝弗0万	ス管理責任者の常駐	吊駐男仕
□ 14 日 ( の		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基			障害者支援施設における生活支	
報告の日常出版及が社会生意を紹介のに実情するための法律に基	414		厚生労働省	第11条第1項第7号		常駐専任
対し、部書書支援施設の政権及び選官に関する基準   原生労働省   月生労働省   月生労働者   日生労働者						
146	415		厚生労働省	第11条第1項第7号		常駐専任
担当所任						
24	/116	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基	巨什出師少	第10条第1項	福祉ホームにおける管理人の専	<b>尚駐市</b> 化
20	410	づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準	<b>序</b> 土力 <b></b> 側自	か10米界1児	任	市班导注
20					医療機器及び体外診断用医薬品	
古名名令   一次	/117	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関	<b>恒生労働劣</b>	第16冬第1百	の制造販売車業者における管理	党駐亩任
20   展表品、医素部外品、化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準   厚生労働省   第4条第3項   第2   第2   第2   第2   第2   第2   第2   第	411	する省令	子工刀則目	和10米和1次	. 30,2,000 3 7,17 2 1 1 7 7 7 7 7	中紅斗工
141						
に関する名名令   日政党の名名令   日政党の名談   日政党の名談   日政党の公談   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日	418	医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準	厚生労働省	第4条第3項	医薬品の製造販売業者における	常駐車仟
歴版品、医療部外品、化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準 に関する名令	110	に関する省令	77 = 77 (4) [	NO INCOME	品質保証責任者の専任	117-52-07-12-
19					医薬部外品及び化粧品の製造販	
420   医薬品・医薬部外品・化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準   厚生労働省   第21条第1項   第42条の26   第42条の	419		厚生労働省	第17条第1項	売業者における品質保証責任者	常駐専任
220   医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準   厚生労働省   第21条第1項   再生医療等製品の製造販売業者   常駐毎任   常駐毎任   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日		に関する省令			の車任	
420         に関する省令         厚生労働省         第21条第1項         における品質保証責任者の専任         常駐専任           421         無業及び向精神薬取締法         厚生労働省         第50条の20第1項         新助産業業別氏は12 自動神業業別における商精神         常駐専任           422         愛麗別、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律         厚生労働省         第40条の3第1項         常駐専任           424         企業品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律         厚生労働省         第23条の2の14第10項         常駐専任           425         市物及び創取締法         厚生労働省         第23条の2の14第10項         常駐専任           426         市物及び創取締法         厚生労働省         第7条第1項         動物助物業書店における毒物創物販業者における毒物創物取業者における毒物創物取扱業任者の事任           426         婦人保護施設の設備及び運営に関する基準         厚生労働省         第7条第1項         人民護施設における施設長、人所者を格等する職員、調理員の常能事任           427         婦人保護施設の設備及び運営に関する基準         厚生労働省         第2条第1項         人民議施院における制度をつかまま事任           427         婦人保護施設の設備及び運営に関する基準         厚生労働省         第7条の4第2号         高後ケア事業における神殿をの楽性         常駐専任           428         母子保護法施行規則         厚生労働省         第7条の4第2号         産後ケア事業における制度の深能         常駐専任           429         医療法施行規則         厚生労働省         第7条の4第2号         庭族ケア事業における財産・ を被力のよりに対する関係         常駐専任           430         医療法施行規則         厚生労働省         第22条の6第1項第2号         取休研究における運動・ 財産人の発育が、 財産・ 財産・ 財産・ 財産・ 財産・ 財産・ 財産・ 財産・ 財産・ 財産・		医苯甲 医苯双对甲 小牡甲亚水西州医库佐制甲四日所签四四甘油				
421         原業及び向精神薬取締法         厚生労働省         第50条の20第1項         南精神薬営業所における向精神 薬取波責任者の毎任         常駐専任           422         短離科取締法         厚生労働省         第22条第2項         向常型 原生労働省         常駐専任           423         産業品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法 健         厚生労働省         第40条の3第1項         医療機器の修理業における医療 機器修理責任技術者の常駐 機器修理責任技術者の常駐 機器修理責任技術者の常駐 機器修理責任技術者の常駐 機器修理責任技術者の常駐         常駐専任           425         毒物及び創物取締法         厚生労働省         第7条第1項         力が放射所医薬品製造管理 者の常駐 物取波責任者の専任         常駐専任           426         婦人保護施設の設備及び運営に関する基準         厚生労働省         第8条第1項         入所書を計導する報員、調理員 の常駐 場外保護施設に設ける制度、相談及び調査をつ かさどる職員の常駐 をととる職員、相談及び調査をつ かさどる職員、相談及び調査をつ かさどる職員の常駐 をといする課題、相談及び調査をつ かさどる職員の常駐 をといする課題をいまれる事業 (環後アナ事業における助産師、常駐専任           429         医療法施行規則         厚生労働省         第2条第1項         定をア事業における助産師、常駐専任           429         医療法施行規則         厚生労働省         第2条の6第1項第3号         常駐市研究中核病院における運産 所の人具配置標準 第0人具配置標準 第24条の6第1項第3号         常駐車任 常駐車任 第24条前期 開業         常駐車任 常駐車任 常駐車任 常駐車任           431         医療法         厚生労働省         第2条の6第1項第3号         衛床における管理者の選任 常定機能病院における管理者の選任 常駐車任         常駐車任 常駐車任           433         医療法         厚生労働省         第10条の第1項第3号         標底 清圧 病院における管理者の選任         常駐車任 常駐車任           435         医療法         厚生労働省         第13条約1頭         財産所における管理者の選任         常駐車任           435	420		厚生労働省	第21条第1項		常駐専任
### 第50条の20第1項 要取扱責任者の専任 常駐専任		に関する省令			における品質保証責任者の専任	
22	121	<b>在茶及が向特油茶取締</b> 注	<b>同</b>	第60冬の20第1項	向精神薬営業所における向精神	<b>尚</b> 卧市亿
422   豆鹿剤取締法   厚生労働省   第22条第2項   豚の常駐   第の常駐   常駐専任   接換器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法   厚生労働省   第40条の3第1項   医療機器の修理薬における医療   常駐専任   投外診断用医薬品の製造薬にお   お助かと   おか及び劇物取締法   厚生労働省   第23条の2の14第10項   おか及び劇物取締法   厚生労働省   第23条の2の14第10項   おかみ助き業者における毒物劇   常駐専任   者の常駐   お物及び劇物取締法   厚生労働省   第7条第1項   物の助き業者における毒物劇   常駐専任   物の取責任者の専任   場合   物の取責任者の専任   場合   場合   場合   場合   場合   場合   場合   場	421		字工刀 断目	<b>分30木の20分1</b> 項	薬取扱責任者の専任	中紅寺口
423   医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法   存生労働省   第40条の3第1項   競機器の修理業における医療   常駐専任   接換修理責任技術者の常駐   信外診断用医薬品製造管理   常駐専任   接外診断用医薬品製造管理   常見事任   技術者の事任   日本の数と   日本の第駐   日本の本とと   日本の表と   日本の					覚醒剤保管営業所における薬剤	
423         医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律         厚生労働省         第40条の3第1項         医療機器の修理薬における医療機器修用医薬品の設益業における所能         常駐専任           424         医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律         厚生労働省         第23条の2の14第10項 者の常駐 者の常駐 者の常駐 者の常駐 者の常駐 者の常駐 者の常駐 者の常駐	422	覚醒剤取締法	厚生労働省	第22条第2項	師の堂駐	常駐専任
423         律         厚生労働省         第40条の3第1項         機器修理責任技術者の常駐         常駐専任           424         企業品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律         厚生労働省         第23条の2の14第10項         体外診断用医薬品製造管理者の常駐         常駐専任           425         毒物及び劇物取締法         厚生労働省         第7条第1項         毒物別数責任者の専任         常駐専任           426         婦人保護施設の設備及び運営に関する基準         厚生労働省         第8条第1項         入所者を指導する職員、調理員の常駐 端入保護施設における施設長、入所者を指導する職員、調理員の常駐 端人保護施設における主要をつかまる職員の常駐         常駐専任           427         婦人相談所に関する政令         厚生労働省         第2条第1項         企後ケア事業における制度係         常駐専任           428         母子保健法施行規則         厚生労働省         第7条の4第2号         産後ケア事業における助産師、常駐専任         常駐専任           429         医療法施行規則         厚生労働省         第2条条6第1項第1号         収益研文中核病院における医師 又は歯科医師の人員配置標準         常駐専任           430         医療法施行規則         厚生労働省         第22条の6第1項第3号         臨床研究中核病院における養職者 師の人員配置標準         常駐専任           431         医療法         厚生労働省         第10条第1項         病院等における養理者の選任         常駐専任           432         医療法         厚生労働省         第10条の2第1項 選任         常庭・にける養理者の選任         常駐専任           433         医療法         厚生労働省         第10条第1項         助産所における医師等の人員         常駐専任           435         医療法         厚生労働省					<u> </u>	
424         企業品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律         厚生労働省         第23条の2の14第10項         体外診断用医薬品製造管理 常駐専任者の常駐 付る体外診断用医薬品製造管理 常駐専任者の常駐 物取扱責任者の専任           425         毒物及び劇物取締法         厚生労働省         第7条第1項         動和劇物営業者における毒物劇 物取扱責任者の専任 物取扱責任者の専任 場局人保護施設における施設長、入所者を指導する職員、調理員 常駐専任の常報 場別 機議所に関する政争         常駐専任 の常駐 場別 機議所における判定をつかさどる職員、制設及び調査をつかさどる職員の常駐 産後ケア事業における助産師、保金ケア事業における助産師、保金ケア事業における助産師、保金ケア事業における販産・需駐専任 かきどる職員の常駐 憲法が党中核病院における医師 又は歯科医師の入員配置標準 第12条の6第1項第1号         常駐専任 第1 第2条の6第1項第1号         常駐専任 常駐専任 常駐専任 常駐専任 常駐専任 第1 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	423		厚生労働省	第40条の3第1項		常駐専任
424 律         歴集品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律         厚生労働省         第23条の2の14第10項 者の常駐 者の常駐 者の常駐 者の常駐 者の常駐 者の常駐 者の常駐 者の常駐		律				
424 律         厚生労働省         第23条の2の14第10項 付る体外診析用医薬品製造管理 者の常駐 者の常駐 者の常駐 者の常駐 事物劇物配業者における毒物劇 物取扱責任者の専任         常駐専任           425 毒物及び劇物取締法         厚生労働省         第7条第1項 物取扱責任者の専任 常駐専任 物取扱責任者の専任 常駐専任 物取扱責任者の専任 常駐専任 が未足不満 の常駐 場合 の常駐 場合 の常駐 場合 の常駐 場合 の常財 をごとる職員、相談及び調査をつかまどる職員の常駐 を送りて事業における助産師、保健師の人員の常駐 産後ケア事業における助産師、保健師の人員配置標準 協味研究中核病院における医師 又は歯科医師の人員配置標準 協議研究中核病院における悪剤 がの人員配置標準 協議を行規則         厚生労働省 第22条の6第1項第1号 協議・研究中核病院における悪剤 がの人員配置標準 協議・研究中核病院における悪剤 がの人員配置標準 協議・研究中核病院における悪剤 がの人員配置標準 常駐専任 第22条の6第1項第3号 協議・研究中核病院における番護 がの人員配置標準 常財専任 第22条の6第1項第3号 協議・研究中核病院における看護 常財専任 第22条の6第1項第3号 原生労働省 第22条の6第1項第3号 協議・研究中核病院における管理者の選任 常財専任 第22条の6第1項第3号 原生労働省 第10条第1項 病院における管理者の選任 常財専任 433 医療法 厚生労働省 第10条の2第1項 選任 常財専任 常財専任 日本の主任 第14条第1項 助産所における管理者の選任 常財専任 医療法 厚生労働省 第11条第1項 助産所における管理者の選任 常財専任 常財専任 医療法 厚生労働省 第11条第1項 助産所における管理者の選任 常財専任 常財専任 原生労働省 第11条第1項 助産所における管理者の選任 常財専任 常財専任 医療法 厚生労働省 第11条第1項 助産所における管理者の選任 常財専任 常財専任 医療法 厚生労働省 第11条第1項 財産所における管理者の選任 常財専任 常財専任 医療法 厚生労働省 第11条第1項 財産所における管理者の選任 常財専任 常財専任 医療法 原味における管理者の選任 常財専任 原生労働省 第11条第1項 財産所における管理者の選任 常財専任 常財専任 医療法 厚生労働省 第11条第1項 財産所における管理者の選任 常財専任 常財専任 原味法 日本財 原味における管理者の選任 常財専任 原味法 日本財 原味における管理者の選任 常財専任 常財専任 医療法 原味法 原味法 日本財 原生 常財専任 医療法 原味法 原味法 日本財 原生 常財 原味法 日本財 原味法 日本財 原味法 日本財 原味法		医薬品 医療機器等の品質 有効性及び安全性の確保等に関する法			体外診断用医薬品の製造業にお	
425	424		厚生労働省	第23条の2の14第10項	ける体外診断用医薬品製造管理	常駐専任
425 毒物及び劇物取締法     厚生労働省     第7条第1項     物取扱責任者の専任     常駐専任       426 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準     厚生労働省     第8条第1項     入所者を指導する職員、調理員の常駐     常駐専任       427 婦人相談所に関する政令     厚生労働省     第2条第1項     さどる職員、相談及び調査をつかさどる職員の常駐     常駐専任       428 母子保健法施行規則     厚生労働省     第7条の4第2号     産後ケア事業における財産師、保健師又は看護師の常駐     常駐専任       429 医療法施行規則     厚生労働省     第22条の6第1項第1号     マは農科医師の人員配置標準     常駐専任       430 医療法施行規則     厚生労働省     第22条の6第1項第3号     臨床研究中核病院における薬剤師の人員配置標準     常駐専任       431 医療法施行規則     厚生労働省     第22条の6第1項第3号     臨床研究中核病院における蓄護衛の人員配置標準     常駐専任       432 医療法     厚生労働省     第10条第1項     病院等における管理者の選任     常駐専任       433 医療法     厚生労働省     第10条の2第1項     財産所における管理者の選任     常駐専任       434 医療法     厚生労働省     第11条第1項     助産所における管理者の選任     常駐専任       435 医療法     厚生労働省     第11条第1項     助産所における管理者の選任     常駐専任       435 医療法     厚生労働省     第11条第1項     財産所における医師等の人員配置     常駐専任		[年			者の常駐	
425 毒物及び劇物取締法     厚生労働省     第7条第1項     物取扱責任者の専任     常駐専任       426 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準     厚生労働省     第8条第1項     入所者を指導する職員、調理員の常駐     常駐専任       427 婦人相談所に関する政令     厚生労働省     第2条第1項     さどる職員、相談及び調査をつかさどる職員の常駐     常駐専任       428 母子保健法施行規則     厚生労働省     第7条の4第2号     産後ケア事業における財産師、保健師又は看護師の常駐     常駐専任       429 医療法施行規則     厚生労働省     第22条の6第1項第1号     マは農科医師の人員配置標準     常駐専任       430 医療法施行規則     厚生労働省     第22条の6第1項第3号     臨床研究中核病院における薬剤師の人員配置標準     常駐専任       431 医療法施行規則     厚生労働省     第22条の6第1項第3号     臨床研究中核病院における蓄護衛の人員配置標準     常駐専任       432 医療法     厚生労働省     第10条第1項     病院等における管理者の選任     常駐専任       433 医療法     厚生労働省     第10条の2第1項     財産所における管理者の選任     常駐専任       434 医療法     厚生労働省     第11条第1項     助産所における管理者の選任     常駐専任       435 医療法     厚生労働省     第11条第1項     助産所における管理者の選任     常駐専任       435 医療法     厚生労働省     第11条第1項     財産所における医師等の人員配置     常駐専任					毒物劇物営業者における毒物劇	
426     婦人保護施設の設備及び運営に関する基準     厚生労働省     第8条第1項     婦人保護施設における施設長、入所者を指導する職員、調理員の常駐 婦人相談所に関する政令     常駐専任の常駐 婦人相談所に関する政令     常駐専任の常駐 婦人相談所に関する政令     常駐専任の常駐 婦人相談所に対する判定をつかさどる職員、相談及び調査をつかさどる職員の常駐 産後ケア事業における財産師、保健師又は看護師の常駐 保健師又は看護師の常駐     常駐専任       428     母子保健法施行規則     厚生労働省     第22条の6第1項第1号 保健師又は看護師の常駐 協味研究中核病院における医師又は歯科医師の人員配置標準 常駐専任     本財専任       430     医療法施行規則     厚生労働省     第22条の6第1項第2号 師の人員配置標準 常駐専任     常駐専任       431     医療法所行規則     厚生労働省     第22条の6第1項第3号 師の人員配置標準 常比専任     常駐専任       432     医療法     厚生労働省     第10条第1項 病院等における管理者の選任 常駐専任     常駐専任       433     医療法     厚生労働省     第10条第1項     助産所における管理者の選任 常駐専任       434     医療法     厚生労働省     第11条第1項     助産所における管理者の選任 常駐専任       435     医療法     厚生労働省     第11条第1項     助産所における管理者の選任 常駐専任       435     医療法     厚生労働省     第11条第1項     助産所における管理者の選任 常駐専任	425	毒物及び劇物取締法	厚生労働省	第7条第1項		常駐専任
426     婦人保護施設の設備及び運営に関する基準     厚生労働省     第8条第1項     入所者を指導する職員、調理員の常駐       427     婦人相談所に関する政令     厚生労働省     第2条第1項     婦人相談所における判定をつかさどる職員、相談及び調査をつかさどる職員の常駐       428     母子保健法施行規則     厚生労働省     第7条の4第2号     産後ケア事業における助産師、保健師又は看護師の常駐     常駐専任       429     医療法施行規則     厚生労働省     第22条の6第1項第1号     臨床研究中核病院における医師又は歯科医師の人員配置標準     常駐専任       430     医療法施行規則     厚生労働省     第22条の6第1項第2号     臨床研究中核病院における薬剤師の人員配置標準     常駐専任       431     医療法     厚生労働省     第10条第1項     病院等における管理者の選任     常駐専任       432     医療法     厚生労働省     第10条第1項     病院等における管理者の選任     常駐専任       433     医療法     厚生労働省     第10条の2第1項     財産所における管理者の選任     常駐専任       434     医療法     厚生労働省     第11条第1項     助産所における管理者の選任     常駐専任       435     医療法     厚生労働省     第21条第1項第1号     病院における管理者の過任     常駐専任						
427     婦人相談所に関する政令     厚生労働省     第2条第1項     婦人相談所における判定をつかさどる職員、相談及び調査をつかさどる職員の常駐産を分かさどる職員の常駐産後ケア事業における財産師、保健師又は看護師の常駐産様の大規則     常駐専任を後々ア事業における財産師、保健師又は看護師の常駐産業の表達を受ける場合を対して、関連を関する場合を対して、関連を関する場合を対して、関連を関する場合を対して、関連を関する。     常駐専任を持ちます。       429     医療法施行規則     厚生労働省     第22条の6第1項第1号     臨床研究中核病院における医師又は歯科医師の人員配置標準の人員配置標準を認定研究中核病院における薬剤師の人員配置標準を認定研究中核病院における看護がの人員配置標準を認定研究中核病院における看護があり、人員配置標準を認定の人員配置標準を認定の人員配置標準を認定を対して、関連を対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、	400		Ed Whelds	Mr o fa Mr 1 T		316 E.S1- 1 -2
427       婦人相談所に関する政令       厚生労働省       第2条第1項       婦人相談所における判定をつかさどる職員、相談及び調査をつかさどる職員の常駐         428       母子保健法施行規則       厚生労働省       第7条の4第2号       産後ケア事業における助産師、保健師又は看護師の常駐         429       医療法施行規則       厚生労働省       第22条の6第1項第1号       臨床研究中核病院における医師又は歯科医師の人員配置標準         430       医療法施行規則       厚生労働省       第22条の6第1項第2号       臨床研究中核病院における薬剤師の人員配置標準         431       医療法施行規則       厚生労働省       第22条の6第1項第3号       臨床研究中核病院における看護師の人員配置標準       常駐専任         431       医療法       厚生労働省       第10条第1項       病院等における管理者の選任       常駐専任         432       医療法       厚生労働省       第10条の2第1項       財産所における管理者の選任       常駐専任         433       医療法       厚生労働省       第11条第1項       助産所における管理者の選任       常駐専任         434       医療法       厚生労働省       第11条第1項       助産所における管理者の選任       常駐専任         435       医療法       厚生労働省       第22条第1項第1号       病院における医師等の人員配置       常駐専任	426	帰人保護施設の設備及ひ連宮に関する基準	厚玍労働省	界δ条第Ⅰ県		常 駐 専 任
427     婦人相談所に関する政令     厚生労働省     第2条第1項     さどる職員、相談及び調査をつかさどる職員の常駐       428     母子保健法施行規則     厚生労働省     第7条の4第2号     産後ケア事業における助産師、保健師又は看護師の常駐     常駐専任       429     医療法施行規則     厚生労働省     第22条の6第1項第1号     臨床研究中核病院における医師又は歯科医師の人員配置標準     常駐専任       430     医療法施行規則     厚生労働省     第22条の6第1項第2号     臨床研究中核病院における薬剤師の人員配置標準     常駐専任       431     医療法施行規則     厚生労働省     第22条の6第1項第3号     臨床研究中核病院における看護師の人員配置標準     常駐専任       432     医療法     厚生労働省     第10条第1項     病院等における管理者の選任     常駐専任       433     医療法     厚生労働省     第10条の2第1項     財産機能病院における管理者の選任     常駐専任       434     医療法     厚生労働省     第11条第1項     助産所における管理者の選任     常駐専任       435     医療法     厚生労働省     第11条第1項     助産所における管理者の選任     常駐専任       435     医療法     厚生労働省     第12条第1項第1号     病院における管理者の選任     常駐専任					の常駐	
428       母子保健法施行規則       厚生労働省       第7条の4第2号       産後ケア事業における助産師、保健師又は看護師の常駐 常駐専任         429       医療法施行規則       厚生労働省       第22条の6第1項第1号       臨床研究中核病院における医師又は歯科医師の人員配置標準 臨床研究中核病院における薬剤 部駐専任         430       医療法施行規則       厚生労働省       第22条の6第1項第2号       臨床研究中核病院における薬剤 部D負配置標準 協床研究中核病院における看護 部D負配置標準       常駐専任         431       医療法       厚生労働省       第10条第1項       病院等における管理者の選任       常駐専任         432       医療法       厚生労働省       第10条第1項       特定機能病院における管理者の選任       常駐専任         433       医療法       厚生労働省       第10条の2第1項       財産所における管理者の選任       常駐専任         434       医療法       厚生労働省       第11条第1項       助産所における管理者の選任       常駐専任         435       医療法       厚生労働省       第22条第1項第1号       病院における医師等の人員配置       常駐専任         435       医療法       厚生労働省       第21条第1項第1号       病院における医師等の人員配置       常駐専任					婦人相談所における判定をつか	
428       母子保健法施行規則       厚生労働省       第7条の4第2号       産後ケア事業における助産師、保健師又は看護師の常駐       常駐専任         429       医療法施行規則       厚生労働省       第22条の6第1項第1号       臨床研究中核病院における医師又は歯科医師の人員配置標準       常駐専任         430       医療法施行規則       厚生労働省       第22条の6第1項第2号       臨床研究中核病院における薬剤師の人員配置標準       常駐専任         431       医療法       厚生労働省       第22条の6第1項第3号       臨床研究中核病院における看護師の人員配置標準       常駐専任         432       医療法       厚生労働省       第10条第1項       病院等における管理者の選任       常駐専任         433       医療法       厚生労働省       第10条の2第1項       常駐専任         434       医療法       厚生労働省       第11条第1項       助産所における管理者の選任       常駐専任         435       医療法       厚生労働省       第11条第1項       助産所における管理者の選任       常駐専任         435       医療法       厚生労働省       第22条第1項第1号       病院における医師等の人員配置       常駐専任	427	婦人相談所に関する政令	厚生労働省	第2条第1項	さどる職員、相談及び調査をつ	常駐専任
428 母子保健法施行規則     厚生労働省     第7条の4第2号     産後ケア事業における助産師、保健師又は看護師の常駐 常駐専任保健師又は看護師の常駐 常駐専任保健師又は看護師の常駐 常財専任 家法施行規則     常財専任 第22条の6第1項第1号 臨床研究中核病院における医師又は歯科医師の人員配置標準 臨床研究中核病院における薬剤 部外の人員配置標準 協力人員配置標準 常財専任 節の人員配置標準 常財専任 第22条の6第1項第3号 臨床研究中核病院における看護 部り人員配置標準 協力人員配置標準 協力人員配置標準 常財専任 第10条第1項 病院等における管理者の選任 常財専任 第10条第1項 病院等における管理者の選任 常財専任 第10条の2第1項 常財専任 第10条の2第1項 常財専任 第10条の2第1項 常財専任 第10条の2第1項 常財専任 常財専任 第1条第1項 財産所における管理者の選任 常財専任 第1条第       434 医療法     厚生労働省     第11条第1項     財産所における管理者の選任 常財専任 常財専任 常財専任 常財専任 常財専任 常財専任 常財専任 常財専					かさどる職員の常駐	
428 母子保健法施行規則     厚生労働省     第7条の4第2号     保健師又は看護師の常駐     常駐専任       429 医療法施行規則     厚生労働省     第22条の6第1項第1号     臨床研究中核病院における医師又は歯科医師の人員配置標準     常駐専任       430 医療法施行規則     厚生労働省     第22条の6第1項第2号     臨床研究中核病院における薬剤師の人員配置標準     常駐専任       431 医療法施行規則     厚生労働省     第22条の6第1項第3号     臨床研究中核病院における看護師の人員配置標準     常駐専任       432 医療法     厚生労働省     第10条第1項     病院等における管理者の選任     常駐専任       433 医療法     厚生労働省     第10条の2第1項     特定機能病院における管理者の選任     常駐専任       434 医療法     厚生労働省     第11条第1項     助産所における管理者の選任     常駐専任       435 医療法     厚生労働省     第21条第1項第1号     病院における医師等の人員配置     常駐専任						
429 医療法施行規則     厚生労働省     第22条の6第1項第1号     臨床研究中核病院における医師 又は歯科医師の人員配置標準     常駐専任       430 医療法施行規則     厚生労働省     第22条の6第1項第2号     臨床研究中核病院における薬剤 師の人員配置標準     常駐専任       431 医療法施行規則     厚生労働省     第22条の6第1項第3号     臨床研究中核病院における看護 師の人員配置標準     常駐専任       432 医療法     厚生労働省     第10条第1項     病院等における管理者の選任     常駐専任       433 医療法     厚生労働省     第10条の2第1項     特定機能病院における管理者の選任     常駐専任       434 医療法     厚生労働省     第11条第1項     助産所における管理者の選任     常駐専任       435 医療法     厚生労働省     第21条第1項第1号     病院における医師等の人員配置     常駐専任       435 医療法     厚生労働省     第21条第1項第1号     病院における医師等の人員配置     常駐専任	428	母子保健法施行規則	厚生労働省	第7条の4第2号		常駐専任
429 医療法施行規則     厚生労働省     第22条の6第1項第1号     又は歯科医師の人員配置標準     常駐専任       430 医療法施行規則     厚生労働省     第22条の6第1項第2号     臨床研究中核病院における薬剤師の人員配置標準     常駐専任       431 医療法施行規則     厚生労働省     第22条の6第1項第3号     臨床研究中核病院における看護師の人員配置標準     常駐専任       432 医療法     厚生労働省     第10条第1項     病院等における管理者の選任     常駐専任       433 医療法     厚生労働省     第10条の2第1項     選任     常駐専任       434 医療法     厚生労働省     第11条第1項     助産所における管理者の選任     常駐専任       435 医療法     厚生労働省     第21条第1項第1号     病院における医師等の人員配置常計事任						
マリス   マリ	429	医療法施行規則	厚生労働省	第22条の6第1項第1号	臨床研究中核病院における医師	常駐車任
430 医療法施行規則     厚生労働省     第22条の6第1項第2号     師の人員配置標準     常駐専任       431 医療法施行規則     厚生労働省     第22条の6第1項第3号     臨床研究中核病院における看護師の人員配置標準     常駐専任       432 医療法     厚生労働省     第10条第1項     病院等における管理者の選任     常駐専任       433 医療法     厚生労働省     第10条の2第1項     環任     常駐専任       434 医療法     厚生労働省     第11条第1項     助産所における管理者の選任     常駐専任       435 医療法     厚生労働省     第21条第1項第1号     病院における医師等の人員配置     常駐専任       435 医療法     厚生労働省     第21条第1項第1号     病院における医師等の人員配置     常駐専任	123		., <u> </u>	YOUNG A ONLY ONLY	又は歯科医師の人員配置標準	113-27-37-17
## 1431 医療法施行規則	400	医病法 长仁祖則	□ 4 34 kl /\	# 00 A A C # 1 - T # 0 C	臨床研究中核病院における薬剤	半形士と
431     医療法施行規則     厚生労働省     第22条の6第1項第3号     臨床研究中核病院における看護師の人員配置標準師の人員配置標準 病院等における管理者の選任常駐専任     常駐専任       432     医療法     厚生労働省第10条第1項病院等における管理者の選任常駐専任常駐専任     常駐専任常財事任       433     医療法 厚生労働省第10条の2第1項 選任常財政任が定任     常駐専任常財事任常財政府における管理者の選任常財事任       434     医療法 厚生労働省第11条第1項助産所における管理者の選任常駐専任     常駐専任常財事任常財事任       435     医療法     原生労働省第21条第1項第1号病院における医師等の人員配置常計事任	430		厚生牙働省	弟ZZ余のb第1頃第2号	師の人員配置標準	沼缸男任
431 医療法施行規則     厚生労働省     第22条の6第1項第3号     師の人員配置標準     常駐専任       432 医療法     厚生労働省     第10条第1項     病院等における管理者の選任     常駐専任       433 医療法     厚生労働省     第10条の2第1項     特定機能病院における管理者の選任     常駐専任       434 医療法     厚生労働省     第11条第1項     助産所における管理者の選任     常駐専任       435 医療法     厚生労働省     第22条第1項第1号     病院における医師等の人員配置     常駐専任       435 医療法     厚生労働省     第21条第1項第1号     病院における医師等の人員配置     常駐専任					<u> </u>	
432 医療法     厚生労働省     第10条第1項     病院等における管理者の選任     常駐専任       433 医療法     厚生労働省     第10条の2第1項     特定機能病院における管理者の選任     常駐専任       434 医療法     厚生労働省     第11条第1項     助産所における管理者の選任     常駐専任       435 医療法     厚生労働省     第21条第1項第1号     病院における医師等の人員配置     常駐専任	431	医療法施行規則	厚生労働省	第22条の6第1項第3号		常駐専任
433 医療法     厚生労働省     第10条の2第1項     特定機能病院における管理者の 選任     常駐専任       434 医療法     厚生労働省     第11条第1項     助産所における管理者の選任     常駐専任       435 医療法     厚生労働省     第21条第1項第1号     病院における医師等の人員配置     常駐専任	400	医康生	Ed Whelds	W-104 W-1-T		ALC 80 - 1 - 1 - 1
433 医療法     厚生労働省     第10条の2第1項     選任     常駐専任       434 医療法     厚生労働省     第11条第1項     助産所における管理者の選任     常駐専任       435 医療法     厚生労働省     第21条第1項第1号     病院における医師等の人員配置     常駐専任	432	医療法	厚生労働省	第10条第1項		常駐専任
選任	433	医療法	厚生労働省	第10条の2第1項	特定機能病院における管理者の	堂駐車任
435 医療法 厚生労働省 第21条第1項第1号 病院における医師等の人員配置 常駐専任	+33	Security States	ケエカ 刺目	ンコエロンド・ハモンコエンド	選任	113 紀末 4 1丁
435   医療法	434	医療法	厚生労働省	第11条第1項	助産所における管理者の選任	常駐専任
435					病院における医師等の人員配置	
標準	435	医療法	厚生労働省	第21条第1項第1号		常駐専任
17汞午				1	IN-T	

1		1	1		
	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型
436	医療法	厚生労働省	第21条第2項第1号	療養病床を有する診療所におけ る医師等の人員配置標準	常駐専任
				特定機能病院における医師、歯	
437	医療法	厚生労働省	第22条の2第1項第1号	科医師、薬剤師、看護師の人員	常駐専任
				配置標準	
			tring of the state of the state of the	臨床研究中核病院における医	W #5 / *
438	医療法	厚生労働省	第22条の3第1項第1号	師、歯科医師、薬剤師、看護師	常駐専任
				の人員配置標準	
439	医療法施行規則	厚生労働省	第19条第1項第1号	病院における医師の人員配置標 進	常駐専任
				年 病院における歯科医師の人員配	
440	医療法施行規則	厚生労働省	第19条第1項第2号	置標準	常駐専任
				病院等における薬剤師の人員配	
441	医療法施行規則	厚生労働省	第19条第2項第1号	置標準	常駐専任
440	压,床上长,气 40 0.1		***10 <i>4</i> ***01****0 □	病院等における看護師及び准看	**** <del>**</del>
442	医療法施行規則	厚生労働省	第19条第2項第2号	護師の人員配置標準	常駐専任
443	医療法施行規則	厚生労働省	第19条第2項第3号	病院等における看護補助者の人	常駐専任
443		序主力側有	第19条第2项第3亏	員配置標準	吊肚导性
444	医療法施行規則	厚生労働省	第19条第2項第4号	病院等における栄養士の人員配	常駐専任
444	נאסי נו שוגעו אובט	子工刀則目	お13米おと気がすう	置標準	中紅子江
445	医療法施行規則	厚生労働省	第19条第3項第1号	病院等における診療放射線技師	常駐専任
		13 - 23 123 -	71	等の人員配置標準	
446	医療法施行規則	厚生労働省	第19条第3項第2号	病院等における理学療法士及び	常駐専任
				作業療法士の人員配置標準	
447	医療法施行規則	厚生労働省	第22条の2第1項第1号	特定機能病院における医師の人	常駐専任
				員配置標準	
448	医療法施行規則	厚生労働省	第22条の2第1項第2号	特定機能病院における歯科医師 の人員配置標準	常駐専任
				特定機能病院における薬剤師の	
449	医療法施行規則	厚生労働省	第22条の2第1項第3号	人員配置標準	常駐専任
				特定機能病院における看護師及	
450	医療法施行規則	厚生労働省	第22条の2第1項第4号	び准看護師の人員配置標準	常駐専任
			tota o o for a o tota da est tota e es	特定機能病院における管理栄養	W m> / -
451	医療法施行規則	厚生労働省	第22条の2第1項第5号	士の人員配置標準	常駐専任
452	医療法施行規則	厚生労働省	第22条の2第1項第6号	特定機能病院における診療放射	常駐専任
432	区族/広ル1] 税則	字 土 刀 ၂ 割 目	第22条02第1項第0万	線技師、事務員の人員配置標準	市紅寺江
453	医療法施行規則	厚生労働省	第9条の8第1項第1号	病院等における責任者(医師又	常駐専任
	Per 175 (2-10)   1 / 70 / 3	7, 2, 3, 5, 6	Nigonic a color occupation	は臨床検査技師)の選任	113-02-0-12
				病院等における精度管理を職務	
454	医療法施行規則	厚生労働省	第9条の8第1項第3号	とする者(医師、臨床検査技	常駐専任
				師)の選任	
455	保健師助産師看護師学校養成所指定規則	厚生労働省	第2条第4号	保健師学校養成所における教員 の専任	常駐専任
				保健師学校養成所における事務	
456	保健師助産師看護師学校養成所指定規則	厚生労働省	第2条第10号	職員の専任	常駐専任
				助産師学校養成所における教員	
457	保健師助産師看護師学校養成所指定規則	厚生労働省	第3条第4号	の専任	常駐専任
4E0	但协体的产标手继续尚拉莱比尼比宁坦则	原生兴趣少	<b>第2名第10</b> 日	助産師学校養成所における事務	<b>労駐市</b> が
458	保健師助産師看護師学校養成所指定規則	厚生労働省	第3条第10号	職員の専任	常駐専任
459	保健師助産師看護師学校養成所指定規則	厚生労働省	第4条第1項第4号	看護師学校養成所における教員	常駐専任
433	体性即均性即省 战即于"长度"从川市C"龙兴	子工刀則目	**************************************	(看護師) の専任	中紅子江
460	   保健師助産師看護師学校養成所指定規則	厚生労働省	第4条第1項第10号	看護師学校養成所における事務	常駐専任
-				職員の専任	
461	保健師助産師看護師学校養成所指定規則	厚生労働省	第4条第2項第4号	看護師学校養成所における教員	常駐専任
				(看護師)の専任	
462	保健師助産師看護師学校養成所指定規則	厚生労働省	第4条第2項第10号	看護師学校養成所における事務	常駐専任
				職員の専任 看護師学校養成所における教員	
463	保健師助産師看護師学校養成所指定規則	厚生労働省	第4条第3項第4号	有護師子校後成所におりつ教員 (看護師)の専任	常駐専任
				看護師学校養成所における事務	
464	保健師助産師看護師学校養成所指定規則	厚生労働省	第4条第3項第10号	職員の専任	常駐専任
			later to late	准看護師学校養成所における教	ΔL π\ → · ·
465	保健師助産師看護師学校養成所指定規則	厚生労働省	第5条第4号	員の専任	常駐専任
		i	_t		

	法令名	 所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型
466	保健師助産師看護師学校養成所指定規則	厚生労働省	第5条第10号	准看護師学校養成所における事 務職員の専任	常駐専任
467	臨床検査技師等に関する法律施行規則	厚生労働省	第12条第1項第9号	衛生検査所における管理者(医師又は臨床検査技師)の選任	常駐専任
468	臨床検査技師等に関する法律施行規則	厚生労働省	第12条第1項第11号	衛生検査所における精度管理責任者 (医師又は臨床検査技師) の選任	常駐専任
469	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行 規則	厚生労働省	第2条第1号	職業訓練施設における責任者の 専任	常駐専任
470	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介 護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関 する基準	厚生労働省	第47条第1項第1号	指定介護予防訪問入浴介護事業 所における介護予防訪問入浴介 護従業者(看護職員)の常駐	常駐専任
471	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介 護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関 する基準	厚生労働省	第47条第1項第2号	指定介護予防訪問入浴介護事業 所における介護予防訪問入浴介 護従業者(介護職員)の常駐	常駐専任
472	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介 護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関 する基準	厚生労働省	第48条第1項	指定介護予防訪問入浴介護事業 所における管理者の常駐	常駐専任
473	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介 護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関 する基準	厚生労働省	第63条第1項第1号	指定介護予防訪問看護ステー ションにおける看護職員の常駐	常駐専任
474	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介 護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関 する基準	厚生労働省	第63条第1項第2号	病院又は診療所である指定介護 予防訪問看護事業所における看 護職員の常駐	常駐専任
475	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介 護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関 する基準	厚生労働省	第64条第1項	指定介護予防訪問看護ステー ションにおける管理者の常駐	常駐専任
476	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介 護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関 する基準	厚生労働省	第79条第1項第2号	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所における理学療法 士、作業療法士又は言語聴覚士 の常駐	常駐専任
477	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介 護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関 する基準	厚生労働省	第88条第1項第1号	病院又は診療所である指定介護 予防居宅療養管理指導事業所に おける医師又は歯科医師の常駐	常駐専任
478	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介 護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関 する基準	厚生労働省	第88条第1項第1号	病院又は診療所である指定介護 予防居宅療養管理指導事業にお ける薬剤師、歯科衛生士又は管 理栄養士の常駐	常駐専任
479	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介 護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関 する基準	厚生労働省	第88条第1項第2号	薬局である指定介護予防居宅療 養管理指導事業所における薬剤 師の常駐	常駐専任
480	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介 護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関 する基準	厚生労働省	第117条第1項第1号	指定介護予防通所リハビリテー ション事業所における医師の常 駐	常駐専任
481	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介 護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関 する基準	厚生労働省	第117条第1項第2号	指定介護予防通所リハビリテーション事業所における理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の常駐	常駐專任
482	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介 護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関 する基準	厚生労働省	第129条第1項第1号	指定介護予防短期入所生活介護 事業所における介護予防短期入 所生活介護従業者(医師)の常 駐	常駐専任
483	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介 護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関 する基準	厚生労働省	第129条第1項第2号	指定介護予防短期入所生活介護 事業所における介護予防短期入 所生活介護従業者(生活相談 員)の常駐	常駐専任
484	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介 護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関 する基準	厚生労働省	第129条第1項第3号	指定介護予防短期入所生活介護 事業所における介護予防短期入 所生活介護従業者(介護職員又 は看護職員)の常駐	常駐専任

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型
405	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介	<b>医生光料</b> (A)	M*1004 M*11 T M* 1 D	指定介護予防短期入所生活介護 事業所における介護予防短期入	₩F2 ± 10
485	護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第129条第1項第4号	所生活介護従業者(栄養士)の 常駐	常駐専任
	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介			指定介護予防短期入所生活介護	
486	護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関	厚生労働省	第129条第1項第5号	事業所における介護予防短期入 所生活介護従業者(機能訓練指	常駐専任
	する基準			導員)の常駐	
				特別養護老人ホームであって、	
				その全部又は一部が入所者に利	
407	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介	E T X M X	***100 <i>4</i> ***0 <del>T</del>	用されていない居室を利用して	245 F.S. ± 167
487	護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関 する基準	厚生労働省	第129条第2項	行う指定介護予防短期入所生活 介護事業における介護予防短期	常駐専任
	9 るを生			入所生活介護従業者(医師)の	
				常駐	
				特別養護老人ホームであって、	
				その全部又は一部が入所者に利	
	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介			用されていない居室を利用して	
488	護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関	厚生労働省	第129条第2項	行う指定介護予防短期入所生活	常駐専任
	する基準			介護事業における介護予防短期	
				入所生活介護従業者(生活相談	
				員)の常駐	
				特別養護老人ホームであって、	
	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介			その全部又は一部が入所者に利 用されていない居室を利用して	
489	護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関	厚生労働省	第129条第2項	行う指定介護予防短期入所生活	常駐専任
103	する基準	/デエカ 図 目	JJIEJ/KJJE-X	介護事業における介護予防短期	11197-4-17
	9 る金十			入所生活介護従業者(介護職員	
				又は看護職員)の常駐	
	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介			特別養護老人ホームであって、	
		厚生労働省		その全部又は一部が入所者に利	
				用されていない居室を利用して	
490	護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関		第129条第2項	行う指定介護予防短期入所生活	常駐専任
	する基準			介護事業における介護予防短期	
				入所生活介護従業者(栄養士)	
				の常駐	
			第129条第2項	特別養護老人ホームであって、その全部又は一部が入所者に利	
	  指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介			用されていない居室を利用して	
491	護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関	厚生労働省		行う指定介護予防短期入所生活	常駐専任
131	する基準			介護事業における介護予防短期	
				入所生活介護従業者(機能訓練	
				指導員)の常駐	
				特別養護老人ホームであって、	
				その全部又は一部が入所者に利	
	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介		What a a 5 555	用されていない居室を利用して	14 = 2
492	護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関	厚生労働省	第129条第2項	行う指定介護予防短期入所生活	常駐専任
	する基準			介護事業における介護予防短期	
				入所生活介護従業者(調理員 等)の常駐	
				指定介護予防短期入所生活介護	
				事業所であって、特別養護老人	
	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介		the same of the same	ホーム等と一体的に運営が行わ	W = 2 · · ·
493	護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関	厚生労働省	第129条第4項	れるものにおける介護予防短期	常駐専任
	する基準			入所生活介護従業者(医師)の	
				常駐	
				指定介護予防短期入所生活介護	
	  指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介			事業所であって、特別養護老人	常駐専任
494	護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関	厚生労働省	第129条第4項	ホーム等と一体的に運営が行わ	
	する基準			れるものにおける介護予防短期	
				入所生活介護従業者(生活相談	
				員)の常駐	

	法令名	 所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型
			.,,,,,,	指定介護予防短期入所生活介護	
				事業所であって、特別養護老人	
	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介			ホーム等と一体的に運営が行わ	
495	護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関	厚生労働省	第129条第4項	れるものにおける介護予防短期	常駐専任
	する基準			入所生活介護従業者(介護職員	
				又は看護職員)の常駐	
				指定介護予防短期入所生活介護	
				事業所であって、特別養護老人	
	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介			ホーム等と一体的に運営が行わ	
496	護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関	厚生労働省	第129条第4項	れるものにおける介護予防短期	常駐専任
	する基準			入所生活介護従業者(栄養士)	
				の常駐	
				指定介護予防短期入所生活介護	
	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介			事業所であって、特別養護老人	
497	護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関	厚生労働省	第129条第4項	ホーム等と一体的に運営が行わ	常駐専任
	する基準			れるものにおける介護予防短期	
				入所生活介護従業者(機能訓練	
				指導員)の常駐	
				指定介護予防短期入所生活介護	
	    指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介			事業所であって、特別養護老人	
498	護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関	厚生労働省	第129条第4項	ホーム等と一体的に運営が行わ	常駐専任
130	する基準	/デエカ 場 目	731E37K731.7K	れるものにおける介護予防短期	I DOTATIT
	, v = 1-			入所生活介護従業者(調理員	
				等) の常駐	
	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介			指定介護予防短期入所生活介護	
499	護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関	厚生労働省	第130条第1項	事業所における管理者の常駐	常駐専任
	する基準			争未別にわりる官廷有の市社	
	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介			七字人業マ叶井 ビュ笙の事業	
500	護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関	厚生労働省	第231条第1項第1号	指定介護予防サービス等の事業	常駐専任
	する基準			における生活相談員の常駐	
	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介			指定介護予防サービス等の事業	
501	護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関	厚生労働省	第231条第1項第2号	における看護職員又は介護職員	常駐専任
	する基準			の常駐	
	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介			III A Share II II A A A A A A A A A A A A A A A A	
502	護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関	厚生労働省	第231条第1項第3号	指定介護予防サービス等の事業	常駐専任
	する基準			における機能訓練指導員の常駐	
	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介				
503	   護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関	厚生労働省	第231条第1項第4号	指定介護予防サービス等の事業	常駐専任
	する基準			における計画作成担当者の常駐	
	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介				
504	護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関	厚生労働省	第231条第2項第1号	指定介護予防サービス等の事業	常駐専任
301	する基準	ユカめ日	NIEGENVAIE-MAIE-1	における生活相談員の常駐	TO SERVE (II.
	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介			指定介護予防サービス等の事業	
505	護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関	厚生労働省	第231条第2項第2号	における看護職員又は介護職員	常駐専任
303	する基準	テエカ刺目	カニロエ 水 カニ 火 和 4 つ	の常駐	113 紀本年 (十
	する 幸年 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介			-> ID //IL	
506	指定が設予的リーと入寺の事業の人員、 設備及び連呂並びに指定が 護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関	厚生労働省	第231条第2項第3号	指定介護予防サービス等の事業	常駐専任
500	護予防サービス寺に徐る介護予防のための効果的な文抜の方法に関する基準	/子土刀 側 目	おとり1米界と収免3万	における機能訓練指導員の常駐	市紅等住
				+	
F07	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介	巨生光度小	# 001 # # 017 # 4 F	指定介護予防サービス等の事業	告むまと
507	護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関	厚生労働省	第231条第2項第4号	における計画作成担当者の常駐	常駐専任
	する基準				
	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介	_,	Mr. 0 0 0 6 M - : -	指定介護予防サービス等の事業	Week to the
508	護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関	厚生労働省	第232条第1項	における管理者の常駐	常駐専任
	する基準				
	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介			指定介護予防サービス等の事業	
509	護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関	厚生労働省	第266条第1項	における福祉用具専門相談員の	常駐専任
	する基準			常駐	
	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介			指定介護予防サービス等の事業	
510	護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関	厚生労働省	第267条第1項	およける管理者の常駐	常駐専任
	する基準			においる日生有の市社	
	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介			指定介護予防サービス等の事業	
511	護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関	厚生労働省	第282条第1項	における管理者福祉用具専門相	常駐専任
011					

	法令名		条項	規制等の内容概要	規制等の類型
	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	711.71		35.13 5 7 7 7 2
512	護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関	厚生労働省	第283条第1項	指定介護予防サービス等の事業	常駐専任
012	する基準	77 473 183 1	332003((3)323(	における管理者の常駐	113-522 () [22
	) v=-			指定定期巡回・随時対応型訪問	
				介護看護事業所における定期巡	
513	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第3条の4第1項第1号	回・随時対応型訪問介護看護従	常駐専任
				業者(オペレーター)の専任	
				指定定期巡回・随時対応型訪問	
				介護看護事業所における定期巡	
514	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第3条の4第1項第2号	回・随時対応型訪問介護看護従	常駐専任
314	日上で初山自主 / ころの事業の八良、欧洲及び建古に関する至年	子工力則目	新3米の4新13k新2つ	業者(定期巡回サービスを行う	中紅子工
				訪問介護員等)の常駐	
				指定定期巡回・随時対応型訪問	
				介護看護事業所における定期巡	
515	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第3条の4第1項第3号	回・随時対応型訪問介護看護従	常駐専任
313	指定地域省相至リーに入の事業の八員、設備及び連名に関する基準 	字 土 刀 벵 目	第3米V4第1項第3万	業者(随時訪問サービスを行う	市紅寺江
				訪問介護員等) の常駐	
				指定定期巡回・随時対応型訪問	
F10	化ウルは効差刑井 ブラの古界の1号 50件でが空光に関土に共来	巨牛光樹小	<b>空2夕の4空1正空4</b> □	介護看護事業所における定期巡回、際時対応刑試問へ護手護従	告むすべ
516	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第3条の4第1項第4号	回・随時対応型訪問介護看護従	常駐専任
				業者(訪問看護サービスを行う	
				看護師等)の常駐	
				指定定期巡回・随時対応型訪問	
517	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第3条の4第3項	介護看護事業所におけるオペ	常駐専任
				レーター(看護師、介護福祉士	
				等)の専任	
				指定定期巡回・随時対応型訪問	
518	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第3条の4第9項	介護看護事業所における常勤看	常駐専任
		<b>万工</b> 列 59 日		護師等(保健師又は看護師)の	عدواته عدودي
				常駐	
				指定定期巡回・随時対応型訪問	
519	  指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第3条の4第11項	介護看護事業所における計画作	常駐専任
013	11元で3年7年7年7年7月1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日	<i>开</i> 工// 题 目	330% -> 13311-%	成責任者(看護師、介護福祉士	111-02-47-12
				等)の常駐	
				指定定期巡回・随時対応型訪問	
520	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第3条の5第1項	介護看護事業所における管理者	常駐専任
				の常駐	
		厚生労働省	第6条第1項第1号	指定夜間対応型訪問介護事業所	
521	  指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準			における夜間対応型訪問介護従	常駐専任
521	日本に対して、			業者(オペレーションセンター	山紅杏江
				従業者) の専任	
				指定夜間対応型訪問介護事業所	
522	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第6条第1項第2号	における夜間対応型訪問介護従	常駐専任
JLL		チエカ圏目	第1年第2年	業者(定期巡回サービスを行う	四红寺山
				訪問介護員等)の常駐	
				指定夜間対応型訪問介護事業所	
523	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第6条第1項第3号	における夜間対応型訪問介護従	常駐専任
323	旧た心域血信主!   にヘツ尹未ツ八貝、政順及び連名に関りる基準	子土刀  刬目	刃∪木知1炽邪3万	業者(随時訪問サービスを行う	市紅等住
				訪問介護員等)の常駐	
E24	と字地域恋美刑サービスの事業の1号 - 32.24.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14	<b>同</b>	第7条第1百	指定夜間対応型訪問介護事業所	告許古が
524	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第7条第1項	における管理者の常駐	常駐専任
				指定地域密着型通所介護事業所	
525	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第20条第1項第1号	における地域密着型通所介護従	常駐専任
				業者(生活相談員)の常駐	
				指定地域密着型通所介護事業所	
526	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第20条第1項第2号	における地域密着型通所介護従	常駐専任
				業者(看護職員)の常駐	
				指定地域密着型通所介護事業所	
527	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第20条第1項第3号	における地域密着型通所介護従	常駐専任
				業者(介護職員)の常駐	
				指定地域密着型通所介護事業所	
528	  指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第20条第1項第4号	における地域密着型通所介護従	常駐専任
	THE PART OF THE PA			業者(機能訓練指導員)の常駐	
	1		I		

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型
F00			.,,,,,	指定地域密着型通所介護事業所	
529	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第20条第3項	における介護職員の常駐	常駐専任
530	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第21条第1項	指定地域密着型通所介護事業所	常駐専任
330	旧た心気は信主ノーとハッチ末ッパ貝、以間及り走占に因する至中	<b>序</b> 工刀 助自	为21未免1次	における管理者の常駐	中紅子江
531	  指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第40条第1項	指定療養通所介護事業所におけ	常駐専任
				る療養通所介護従業者の常駐	
500	ᄣᄼᇄᅝᇝᆇᅖᄔᅠᆙᆿᇰᆂᄴᇰᆝᄝᅟᇌᄺᄁᄵᄝᄊᇉᄜᅩᅺᅷᄷ		Print A O AZ Print OTE	指定療養通所介護事業所におけ	24.E2 ± /c
532	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第40条第2項	る療養通所介護従業者(看護 師)の常駐	常駐専任
				指定療養通所介護事業所におけ	
533	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第40条の2第1項	る管理者の常駐	常駐専任
				単独型指定認知症対応型通所介	
534	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第42条第1項第1号	護事業所における生活相談員の	常駐専任
				常駐	
				単独型指定認知症対応型通所介	
535	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第42条第1項第2号	護事業所における看護職員又は	常駐専任
				介護職員の常駐	
				単独型指定認知症対応型通所介	
536	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第42条第1項第3号	護事業所における機能訓練指導	常駐専任
				員の常駐	
537	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	巨生兴趣少	第42条第2項	単独型指定認知症対応型通所介 護事業所における看護職員又は	常駐専任
557	指止地域名有至リーこ人の事業の八貝、	厚生労働省	- 第42采第2項	護事未所におりつ有護職員又は 介護職員の常駐	吊駐导注
				単独型指定認知症対応型通所介	
538	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第43条第1項	護事業所における管理者の常駐	常駐専任
				指定小規模多機能型居宅介護事	
539	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第63条第1項	業所における小規模多機能型居	常駐専任
				宅介護従業者の常駐	
				指定小規模多機能型居宅介護事	
540	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第63条第4項	業所における小規模多機能型居	常駐専任
340	旧た心場山相主が「これが事業が八良、政備及び建省に関する金牛	<i>子</i> 工刀 助 目	300X314X	宅介護従業者(看護師又は准看	山紅斗工
				護師)の常駐	
- 44			Mr. CO. fr. Mr. 1 O.T.	指定小規模多機能型居宅介護事	** E> + 12
541	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第63条第10項	業所における介護支援専門員の	常駐専任
				常駐 指定小規模多機能型居宅介護事	
542	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第64条第1項	業所における管理者の常駐	常駐専任
				指定認知症対応型共同生活介護	
543	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第90条第1項	事業所における介護従業者の常	常駐専任
				駐	
				指定認知症対応型共同生活介護	
544	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第90条第5項	事業所における計画作成担当者	常駐専任
				の常駐	
				指定認知症対応型共同生活介護	
545	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第90条第7項	事業所における計画作成担当者	常駐専任
				(介護支援専門員)の常駐 指定認知症対応型共同生活介護	
546	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第91条第1項	指足認知症対応至共向生活介護 事業所における管理者の常駐	常駐専任
				指定地域密着型サービスの事業	
547	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第110条第1項第1号	における生活相談員の常駐	常駐専任
				指定地域密着型サービスの事業	
548	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第110条第1項第2号	における看護職員又は介護職員	常駐専任
				の常駐	
549	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第110条第1項第3号	指定地域密着型サービスの事業	常駐専任
313	2000 0 7日日上 7 -・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	, , : 土 / )   別 日	12 T 2 2 KN3 T 3 KN3 O . 1	における機能訓練指導員の常駐	112 27 27 17
550	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第110条第1項第4号	指定地域密着型サービスの事業	常駐専任
				における計画作成担当者の常駐	
551	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第111条第1項	指定地域密着型サービスの事業 における管理者の常駐	常駐専任
				における官理者の常駐 指定地域密着型サービスの事業	
552	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第131条第1項第1号	指定地域監督室サービスの事業 における医師の常駐	常駐専任
<u> </u>				指定地域密着型サービスの事業	
553	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第131条第1項第2号	における生活相談員の常駐	常駐専任
			1		

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型
				指定地域密着型サービスの事業	
554	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第131条第1項第3号	における介護職員又は看護職員	常駐専任
				の常駐 指定地域密着型サービスの事業	
555	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第131条第1項第4号	における栄養士の常駐	常駐専任
			total and for total and total and total	指定地域密着型サービスの事業	W #5 - 1 c
556	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第131条第1項第5号	における機能訓練指導員の常駐	常駐専任
557	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第131条第1項第6号	指定地域密着型サービスの事業	常駐専任
331	16人で物面信主 / こハッチボッパ兵、欧崎及び座台に因する坐土	<b>存工</b> 力 國 目	N1121XX117XX10-)	における介護支援専門員の常駐	山紅石工
558	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第146条第1項	指定地域密着型サービスの事業	常駐専任
				における管理者の常駐 指定看護小規模多機能型居宅介	
559	  指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第171条第1項	護事業所における看護小規模多	常駐専任
				機能型居宅介護従業者の常駐	
				指定看護小規模多機能型居宅介	
560	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第171条第3項	護事業所における看護小規模多	常駐専任
	THE COMMITTEE TO SERVE THE PROPERTY OF THE PRO	7, 2,7,8,1	SIST ESICSISC SC	機能型居宅介護従業者(保健師	11002 () (2
				又は看護師)の常駐	
				指定看護小規模多機能型居宅介 護事業所における看護小規模多	
561	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第171条第4項	機能型居宅介護従業者(看護職	常駐専任
				員)の常駐	
				指定看護小規模多機能型居宅介	
562	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第171条第5項	護事業所における看護職員の常	常駐専任
				駐	
FC2	ᄣᄼᆚᄔᅝᆓᆓᆈᄮᅠᆙᄀᄼᆂᄴᇬᆝᄝᅠᆖᄱᄺᄁᄳᄝᅛᇉᄜᆉᅺᄷ	<b>医生光度小</b>	<b>第171</b> 夕 <b>年</b> 11万	指定看護小規模多機能型居宅介	党駐車が
563	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第171条第11項	護事業所における介護支援専門 員の常駐	常駐専任
				指定看護小規模多機能型居宅介	
564	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第172条第1項	護事業所における管理者の常駐	常駐専任
565	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第2条第1項第1号	指定介護老人福祉施設における	常駐専任
505	指定川: 護名八価値施設の八貝、設備及び連名に関する基準	序生力側有	- 第2宋第1 <b></b> 項第1万	医師の常駐	吊肚导性
566	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第2条第1項第2号	指定介護老人福祉施設における	常駐専任
				生活相談員の常駐	
567	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第2条第1項第3号	指定介護老人福祉施設における 看護職員の常駐	常駐専任
				指定介護老人福祉施設における	
568	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第2条第1項第4号	栄養士の常駐	常駐専任
569	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第2条第1項第5号	指定介護老人福祉施設における	常駐専任
505	162.71版も八届正地成の八兵、欧州及び足台に内する至中	<b>存工</b> 力 國 目	N15 X N11-X N10 - 1	機能訓練指導員の常駐	中紅在江
570	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第2条第1項第6号	指定介護老人福祉施設における	常駐専任
				介護支援専門員の常駐 指定介護老人福祉施設における	
571	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第21条第1項	管理者の常駐	常駐専任
F70	↑ 5世 + 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1		/** 0 A /** 1 TE /** 1 □	介護老人保健施設における医師	45. ± K
572	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	厚生労働省	第2条第1項第1号	の常駐	常駐専任
573	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	厚生労働省	第2条第1項第2号	介護老人保健施設における薬剤	常駐専任
				師の常駐	
574	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	厚生労働省	第2条第1項第3号	介護老人保健施設における看 護・介護職員の常駐	常駐専任
				渡・介護職員の常駐 介護老人保健施設における支援	
575	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	厚生労働省	第2条第1項第4号	相談員の常駐	常駐専任
				介護老人保健施設における理学	
576	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	厚生労働省	第2条第1項第5号	療法士、作業療法士又は言語聴	常駐専任
				覚士の常駐	
577	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	厚生労働省	第2条第1項第6号	介護老人保健施設における栄養	常駐専任
				士又は管理栄養士の常駐 介護老人保健施設における介護	
578	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	厚生労働省	第2条第1項第7号	支援専門員の常駐	常駐専任
				医療機関併設型小規模介護老人	
				保健施設における医師、理学療	
579	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	厚生労働省	第2条第7項第1号	法士、作業療法士若しくは言語	常駐専任
				聴覚士又は栄養士若しくは管理	
				栄養士の常駐	

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型
				医療機関併設型小規模介護老人	
580	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	厚生労働省	第2条第7項第2号	保健施設における支援相談員又	常駐専任
				は介護支援専門員の常駐	
581	   介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	厚生労働省	第23条	介護老人保健施設における管理	常駐専任
301	万成七八小陸心はッパ兵、心は次0 K開並0 K是日に因う 3 至十	<b>子工</b> 刀 助 目	31237	者の常駐	山町石工工
	  健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第			指定介護療養型医療施設(療養	
582	130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた	厚生労働省	第2条第1項第1号	病床を有する病院であるものに	常駐専任
	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準		211-21111-2111-2	限る。)における医師及び薬剤	
				師の常駐	
	健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第			指定介護療養型医療施設(療養	
583	130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた	厚生労働省	第2条第1項第2号	病床を有する病院であるものに	常駐専任
	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準			限る。)における看護職員の常	
				駐 松中人港店美利医店拉引 (店美	
	健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第			指定介護療養型医療施設(療養	
584	130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた	厚生労働省	第2条第1項第3号	病床を有する病院であるものに	常駐専任
	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準			限る。)における介護職員の常 駐	
				指定介護療養型医療施設(療養	
	健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第			病床を有する病院であるものに	
585	130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた	厚生労働省	第2条第1項第4号	限る。)における理学療法士及	常駐専任
	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準			び作業療法士の常駐	
				指定介護療養型医療施設(療養	
	健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第			病床を有する病院であるものに	
586	130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第2条第1項第6号	限る。)における介護支援専門	常駐専任
				員の常駐	
	健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第			指定介護療養型医療施設(療養	
587	130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた	厚生労働省	第2条第2項第1号	病床を有する診療所であるもの	常駐専任
001	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	<b>学工</b> 力 助自	2122212122	に限る。)における医師の常駐	113-522-13-122
	健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第 130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省		指定介護療養型医療施設(療養	
				病床を有する診療所であるもの	
588			第2条第2項第2号	に限る。)における看護職員の	常駐専任
				常駐	
		厚生労働省	第2条第2項第3号	指定介護療養型医療施設(療養	
F00	健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第			病床を有する診療所であるもの	<b>労取事</b> が
589	130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた			に限る。)における介護職員の	常駐専任
	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準			常駐	
	健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第	厚生労働省	第2条第2項第4号	指定介護療養型医療施設(療養	
590	130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた			病床を有する診療所であるもの	常駐専任
330	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準			に限る。)における介護支援専	山町石工工
	11元/1 版// 版三色/// 版画人 0 左目に内 7 0 至中			門員の常駐専任	
	  健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第	厚生労働省	第2条第3項第1号	指定介護療養型医療施設(老人	
591	130条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた			性認知症疾患療養病棟を有する	常駐専任
	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準			病院であるものに限る。)にお	
				ける医師及び薬剤師の常駐	
	健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第			指定介護療養型医療施設(老人	
592	130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた	厚生労働省	第2条第3項第2号	性認知症疾患療養病棟を有する	常駐専任
	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準			病院であるものに限る。)にお	
				ける看護職員の常駐 指定介護療養型医療施設(老人	
	健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第			指定が護療養型医療施設(老人 性認知症疾患療養病棟を有する	
593	130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた	厚生労働省	第2条第3項第3号	性認知証疾患療養病棟を有する 病院であるものに限る。)にお	常駐専任
	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準				
				指定介護療養型医療施設(老人	
	健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第			性認知症疾患療養病棟を有する	
594	130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた	厚生労働省	第2条第3項第4号	病院であるものに限る。)にお	常駐専任
	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準			ける作業療法士の常駐	
				指定介護療養型医療施設(老人	
	  健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第			性認知症疾患療養病棟を有する	
595	130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた	厚生労働省	第2条第3項第5号	病院であるものに限る。)にお	常駐専任
	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準			ける精神保健福祉士又はこれに	
				準ずる者の常駐	
<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>	

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第 130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準  「要生労働省 第2条第3項第7号 性認知症疾患 病院であるも ける介護支援 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第 130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準  「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第 130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準  「要生労働省 第2条第9項 指定介護療養 性認知症疾患 療養型医療施 援専門員の常 指定介護療養 性認知症疾患 病院であるも ける介護療養 性認知症疾患 病院であるも が、着妻の常 によりなおその効力を有するものとされた 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準  「関生労働省 第2条第9項 病院であるも はる指定介護療養 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第 を担当する医 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第 599 130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた 「原生労働省 第2条第1項	型医療施設(老人療養病棟を有するのに限る。)にお 常駐専任 源養施設サービス 師の常駐
健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号) 附則第 130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 厚生労働省 第2条第3項第7号 性認知症疾患 病院であるも ける介護支援 療養 保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号) 附則第 130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 厚生労働省 第2条第6項 標を有する病 療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 原生労働省 第2条第9項 指定介護療養 性認知症疾患 130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 厚生労働省 第2条第9項 病院であるも ける指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 原生労働省 第2条第9項 病院であるも ける指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 原生労働省 第2条第9項 病院であるも ける指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 原生労働省 第2条第1項	療養病棟を有する のに限る。)にお 専門員の常駐 する病院であり、 認知症疾患療養病 院である指定介護 説とにおける介護支 型医療施設(老人療養病棟を有する のに限る。)にお 療養施設サービス 師の常駐 型医療施設におけ
596   130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準   厚生労働省 第2条第3項第7号   病院であるも ける介護支援 療養病床を有 はまりなおその効力を有するものとされた 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準   厚生労働省 第2条第6項   東子等の常	のに限る。)にお 専門員の常駐 する病院であり、 認知症疾患療養病 院である指定介護 説とにおける介護支 ・駐型医療施設(老人療養病棟を有する のに限る。)にお 療養施設サービス 師の常駐
指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 ける介護支援 療養病床を有 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第 130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 厚生労働省 第2条第6項 棟を有する病 療養型医療施 援専門員の常 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第 130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 厚生労働省 第2条第9項 病院であるも ける指定介護 を担当する医 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第 599 130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第 599 130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた 厚生労働省 第22条第1項	専門員の常駐 する病院であり、 認知症疾患療養病 院である指定介護 設における介護支 ・駐 ・型医療施設(老人療養病棟を有する のに限る。)にお ・療養施設サービス 師の常駐 ・型医療施設におけ
健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第   130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた   指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準   第2条第6項   第2条第6項   東を有する病療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準   第2条第9項   指定介護療養性認知症疾患   130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた   指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準   厚生労働省   第2条第9項   病院であるも   ける指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準   原生労働省   第2条第9項   指定介護療養担医療施設の人員、設備及び運営に関する基準   指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準   指定介護療養   22条第1項   指定介護療養   22条第1項	する病院であり、認知症疾患療養病 常駐専任 常駐専任 常駐専任 設における介護支駐型医療施設(老人療養病棟を有するのに限る。)にお 療養施設サービス 師の常駐
健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第 130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準  健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第 130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準  厚生労働省 第2条第9項 第2条第9項 病院であるも ける指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準  健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第 599 130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた 599 130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた 原生労働省 第22条第1項	認知症疾患療養病 院である指定介護 設における介護支 駐 型医療施設(老人 療養病棟を有する のに限る。)にお 療養施設サービス 師の常駐
597   130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準   厚生労働省 第2条第6項   棟を有する病療養型医療施援専門員の常   指定介護療養   健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第   130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準   厚生労働省 第2条第9項   病院であるも ける指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準   セジルのようと   は変別を表現している。	院である指定介護 常駐専任 設における介護支 駐 型医療施設(老人 療養病棟を有する のに限る。)にお 常駐専任 療養施設サービス 師の常駐
指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 療養型医療施援専門員の常 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第 598 130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 厚生労働省 第2条第9項 病院であるも ける指定介護 を担当する医 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第 599 130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた 厚生労働省 第2条第1項	設における介護支 駐 型医療施設(老人 療養病棟を有する のに限る。)にお 常駐専任 療養施設サービス 師の常駐
援専門員の常 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第 598 130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	・駐型医療施設(老人療養病棟を有するのに限る。)にお常養施設サービス師の常駐
健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第 130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 第2条第9項 第2条第9項 病院であるも ける指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 を担当する医 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第 130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた 厚生労働省 第22条第1項	型医療施設(老人療養病棟を有するのに限る。)にお 常駐専任 源養施設サービス 師の常駐
健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第 130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 第2条第9項 第2条第9項 病院であるも ける指定介護 を担当する医 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第 130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた 厚生労働省 第22条第1項	療養病棟を有する のに限る。)にお 常駐専任 療養施設サービス 師の常駐 型医療施設におけ
598 130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 第2条第9項 病院であるも ける指定介護 を担当する医 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第 599 130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた 厚生労働省 第22条第1項	のに限る。)にお 常駐専任 療養施設サービス 師の常駐
指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 ける指定介護を担当する医 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第 130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた 厚牛労働省 第22条第1項	療養施設サービス 師の常駐 型医療施設におけ
を担当する医 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第 599 130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた 厚牛労働省 第22条第1項	一部の常駐
健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第 599 130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた 厚牛労働省 第22条第1項	型医療施設におけ
599   130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた   厚牛労働省 第22条第1項	型医療施設におけ
┃ 599 ┃130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた ┃   厚生労働省   ┃第22条第1項	空区原ル政にわり 当時古ん
7 th = 1.2 t	常駐専任
指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	!する医師の常駐
健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第	THE
┃ 600 ┃130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた ┃   厚生労働省   ┃第22条第2項     ┃	型医療施設におけ常駐専任
る管理者の常 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	馬主
601 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 厚生労働省 第4条第1項第1号 介護医療院に	おける医師の常駐 常駐専任
	おける薬剤師の常
602 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 厚生労働省 第4条第1項第2号 駐	常駐専任
	おける看護職員の
603 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 厚生労働省 第4条第1項第3号 常駐	常駐専任
	おける介護職員の
604 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 厚生労働省 第4条第1項第4号 常駐	常駐専任
	上 1 1 7 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 2
	おける理学療法
	:士又は言語聴覚士 常駐専任
の常駐	
┃ 606 ┃介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準        厚生労働省	おける栄養士又は常駐専任
管理栄養士の	
┃ 607 ┃介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準      厚生労働省   ┃第4条第1項第7号   ┃	おける介護支援専常駐専任常駐専任
門員の常駐	
【 608 【介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	おける診療放射線常駐専任常駐専任
技師の常駐	
	〈型介護医療院にお 常駐専任
ける医師の常	駐
併設型小規模	[介護医療院におけ
1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	師又は理学療法 常駐専任
100 月度区原州の八貝、旭畝及び設備並びに建古に関する基準 アエガ 剛	士若しくは言語聴 中転号は
覚士の常駐	
611 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 厚生労働省 第4条第7項第2号 併設型小規模	介護医療院におけ
611   介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準   厚生労働省 第4条第7項第2号   る介護職員の	常駐
(10) 人群医院的 0 LR 共享的开发的 (14) 经现代 (15) (15) (15) (15) (15) (15) (15) (15)	介護医療院におけ
612   介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準   厚生労働省   第4条第7項第3号   る介護支援専	常駐専任門員の常駐
介護医療院に	おける管理者の常
613    介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準   厚生労働省    第26条    駐	常駐専任
	センターにおける
614   介護保険法施行規則   厚牛労働省   第140条の66第1項第1   保健師その他	これに準ずる者の常駐専任
号	
地域包括支援	センターにおける
615 企業保険法施行規則 原生労働省 第140条の66第1項第1 社会福祉十子	の他これに準ずる常駐専任
1013   月暖休吹/広鳴りが照	市班寺江
	センターにおける
	専門員その他これ常駐専任
に準ずる者の 口帯た近土塚伶兄恭郎に関する原たが働少会では、7.55世後もまた。	
617   厚生労働省   第11条第1項	住居施設における常駐専任
る省令	
	事業所における管
理者の常駐	常駐専任
(利用者のサ	ービスに直接関わ
る業務等)	

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型
				指定訪問入浴介護事業所におけ	
619	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第46条第1項	る管理者の常駐	常駐専任
013	旧た占もり ころもの事業の八良、政備及び建合に因する至年	子工刀則目	240X21X	(利用者のサービスに直接関わ	山紅子口
				る業務等)	
			+	指定福祉用具貸与事業所におけ	
				る管理者の常駐	
620	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第195条第1項		常駐専任
				(利用者のサービスに直接関わ	
				る業務等)	
				指定特定福祉用具販売事業所に	
		= 1 N/E/1	Mr. o o o fe Mr. 4	おける管理者の常駐	N/ #2 / -
621	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第209条第1項	(利用者のサービスに直接関わ	常駐専任
				る業務等)	
			+	指定居宅介護支援事業所におけ	
622	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準	厚生労働省	第3条第1項	る管理者の常駐	常駐専任
				(利用者のサービスに直接関わ	
				る業務等)	
623	測量法	国土交通省	第55条の13第1項	営業所における測量士の配置	常駐専任
				マンション管理の事業所におけ	
624	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	国土交通省	第56条第1項	る管理業務主任者の専任	常駐専任
			+	小型船の製造事業所における主	
625	小型船造船業法	国土交通省	第10条第1項		常駐専任
				任技術者の専任	
626	宅地建物取引業法	国土交通省	第31条の3第1項	宅地建物取引業者における宅地	常駐車任
020	也是因來月来因	国工人起日	3101X 0703119K	建物取引士の専任	山和子子工
			total a de total est total a	登録建築物エネルギー消費性能	N/ #2 / -
627	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	国土交通省	第46条第1項第3号	判定機関における管理者の専任	常駐専任
			+	船舶における油濁防止管理者の	
628	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	国土交通省	第6条第1項	常駐	常駐専任
			<del>                                     </del>		
629	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	国土交通省	第9条の4第1項	船舶における有害液体汚染防止	常駐専任
				管理者の常駐	
		:+3⁄r√\>		外国人技能実習の監理事業を行	
630	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律	法務省	第40条第1項	う事業所における監理責任者の	常駐専任
		厚生労働省		専任	
	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律	 法務省	+	外国人の技能実習を行う事業所	
631	施行規則	厚生労働省	第12条第2号	における技能実習指導員の専任	常駐専任
632	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律	法務省	第12条第3号	外国人の技能実習を行う事業所	常駐専任
	施行規則	厚生労働省	., ., ., .	における生活指導員の専任	
	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律	法務省	第53条第1項	外国人技能実習の監理事業を行	
633				う事業所における監理責任者の	常駐専任
	施行規則	厚生労働省		専任	
		金融庁	+	不動産特定共同事業者における	
634	不動産特定共同事業法	国土交通省	第17条第1項		常駐専任
			tota o to	業務管理者の専任	
1	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	警察庁	第6条	営業許可証の掲示義務	書面掲示
2	古物営業法	警察庁	第12条第1項	標識の掲示義務	書面掲示
3	質屋営業法	警察庁	第16条第1項	利率等の掲示義務	書面掲示
4	警備業法	警察庁	第6条	認定証の掲示義務	書面掲示
5	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	警察庁	第6条	認定証の掲示義務	書面掲示
6	探偵業の業務の適正化に関する法律	警察庁	第12条第2項	探偵業届出証明書の掲示義務	書面掲示
			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	指定射撃場の指定内容等の掲示	
7	指定射撃場の指定に関する内閣府令	警察庁	第8条第7号		書面掲示
			<del>                                     </del>	義務	
8	国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法	警察庁	第25条第3項	面会申出者の遵守事項の掲示	書面掲示
	律施行規則	1 2073	====================================	(告知) 義務	
0	国公党業等の担制及び業務の第三ル等に関する法律を信用型	敬 婦 亡	<b>第</b> 07夂 年1 1百年1 □	深夜における客の迷惑行為を防	<b>₽</b> ≂#−
9	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則	警察庁	第27条第1項第1号	止するための書面掲示義務	書面掲示
			1	銃砲刀剣類所持等取締法第二十	
				四条の二第九項に規定する公告	
10	<b>公均工创新证法等而统计恢复</b> 担则	数 婦 亡	第100夕等2万		<b>₽</b> ≂#−
10	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則	警察庁	第109条第2項	の方法(一時保管をした場所を	書面掲示
				管轄する警察署の掲示場に掲	
			<u> </u>	示)	
11	特定複合観光施設区域整備法	カジノ管理委員会	第180条第2項	証票の掲示義務	書面掲示
10	<u> </u>		<b>世の夕 世 27</b> 王	信託業務の廃止をしようとする	*===
12	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	金融庁	第8条第3項	際に、その旨の掲示義務	書面掲示
13	金融商品取引法		第36条の2第1項	標識の掲示義務	書面掲示
14		, and the second			
	金融商品取引法	金融庁	第50条の2第6項	廃業時にその旨の掲示義務	書面掲示
15	金融商品取引法	金融庁	第66条の8第1項	標識の掲示義務	書面掲示

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型
				金融庁が送達すべき金融商品取	
16	金融商品取引法	金融庁	第185条の11第2項	引法関係書類の公示送達方法	書面掲示
				(金融庁の掲示場に掲示)	
17	銀行法	金融庁	第16条第1項	臨時休業時の掲示義務	書面掲示
18	銀行法	金融庁	第38条第1項	廃業等の認可内容等の掲示義務	書面掲示
19	銀行法	金融庁	第52条の2の9第2項	商号変更などの届出内容の掲示 義務	書面掲示
20	銀行法	金融庁	第52条の40第1項	標識の掲示義務	書面掲示
21	銀行法	金融庁	第52条の47	臨時休業時の掲示義務	書面掲示
22	銀行法	金融庁	第52条の48	受理通知内容の掲示義務	書面掲示
23	貸金業法	金融庁	第14条	貸付条件等の掲示義務	書面掲示
24	貸金業法	金融庁	第23条	標識の掲示義務	書面掲示
25	保険業法	金融庁	第272条の8第1項	標識の掲示義務	書面掲示
26	信託業法	金融庁	第41条第3項及び第5項	廃止等をしようとする際の掲示 義務	書面掲示
27	信託業法	金融庁	第57条第3項及び第5項	廃止等をしようとする際の掲示 義務	書面掲示
28	信託業法	金融庁	第72条第1項	標識の掲示義務	書面掲示
	III HONNA	DE 1047 3	33.123(3323)	資金移動業の廃止をしようとす	E 1419.1
29	資金決済に関する法律	金融庁	第61条第3項	る際の掲示義務	書面掲示
30	資金決済に関する法律	金融庁	第63条の20第3項	暗号資産交換業の廃止等をしよ	書面掲示
				うとする際の掲示義務	
21	ハースヘー・コーン	ᄉᄘᄼ	<b>第24夕 のFC祭</b> 0項	金融庁が送達すべき公認会計士	<del>*</del> <del>-</del> -
31	公認会計士法	金融庁	第34条の56第2項	法関係書類の公示送達方法(金	書面掲示
20	<u> </u>	스라스	<b>空20夕空1</b> 万	融庁の掲示場に掲示)	<del>*</del> <del>-</del> +
32	金融サービスの提供に関する法律	金融庁	第20条第1項	標識の掲示義務	書面掲示
33 34	信用金庫法施行令	金融庁	第12条第3項	休日の掲示義務	書面掲示
35	信用金庫法施行令 銀行法施行令	金融庁	第13条の3第3項 第5条第3項	休日の掲示義務 休日の掲示義務	書面掲示 書面掲示
36 37	銀行法施行令	金融庁	第16条の7第3項 第4条第3項	休日の掲示義務	書面掲示
38	協同組合による金融事業に関する法律施行令 協同組合による金融事業に関する法律施行令	金融庁	第5条の6第3項	休日の掲示義務 休日の掲示義務	書面掲示書面掲示
30	励円租口による立献争未に関する/広牛旭1Jで	並附別	第13条の5第3項及び第	金銭債権等商品を取り扱う際の	音風炮小
39	銀行法施行規則	金融庁	4項	掲示義務	書面掲示
40	銀行法施行規則	金融庁	第15条第3項	休日の承認を受けた際の掲示義 務	書面掲示
41	銀行法施行規則	金融庁	第16条第4項	営業時間を変更する際の掲示義 務	書面掲示
42	銀行法施行規則	金融庁	第17条第3項	臨時休業をする際の掲示義務	書面掲示
43	44公共 佐仁相則	소라는	第24名の4F第2項	銀行代理業者が金融商品の販売	書面掲示
	銀行法施行規則	金融庁	第34条の45第2項	等を行う場合の掲示義務 休日の承認を受けた際の掲示義	
44	銀行法施行規則	金融庁	第34条の54の2第3項 第34条の55第4項及び	務営業時間を変更する際の掲示義	書面掲示
45	銀行法施行規則	金融庁	第6項	務	書面掲示
46	信用金庫法施行規則	金融庁	第104条第3項	金銭債権等商品を取り扱う場合の掲示義務	書面掲示
47	信用金庫法施行規則	金融庁	第128条第3項	休日の承認を受けた際の掲示義 務	書面掲示
48	信用金庫法施行規則	金融庁	第129条第4項	業務取扱時間を変更する際の掲 示義務	書面掲示
49	信用金庫法施行規則	金融庁	第130条第3項	臨時休業をする際の掲示義務	書面掲示
50	信用金庫法施行規則	金融庁	第151条第2項	信用金庫代理業務を行う場合の 掲示義務	書面掲示
51	信用金庫法施行規則	金融庁	第160条の2第3項	休日の承認を受けた際の掲示義 務	書面掲示
52	信用金庫法施行規則	金融庁	第161条第4項及び第6 項	業務取扱時間を変更する際の掲 示義務	書面掲示
53	協同組合による金融事業に関する法律施行規則	金融庁	第42条第3項	金銭債権等の商品を取り扱う場 合等の掲示義務	書面掲示
54	協同組合による金融事業に関する法律施行規則	金融庁	第65条第3項	休日の承認を受けた際の掲示義 務	書面掲示
55	協同組合による金融事業に関する法律施行規則	金融庁	第66条第4項	業務取扱時間を変更する際の掲 示義務	書面掲示

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型
56	協同組合による金融事業に関する法律施行規則	金融庁	第67条第3項	臨時休業をする際の掲示義務	書面掲示
57	協同組合による金融事業に関する法律施行規則	金融庁	第91条第2項	信用共同組合代理行為を行う際 の掲示義務	書面掲示
58	協同組合による金融事業に関する法律施行規則	金融庁	第100条の2第3項	休日の承認を受けた際の掲示義 務	書面掲示
59	協同組合による金融事業に関する法律施行規則	金融庁	第101条の第4項及び第 6項	業務取扱時間を変更する際等の 掲示義務	書面掲示
60	保険業法施行規則	金融庁	第53条の2第3項	金銭債権等の商品を取り扱う場 合等の掲示義務	書面掲示
61	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則	金融庁	第134条第1項第2号	投資法人における払込金額の掲 示(公示)義務	書面掲示
62	金融商品取引業等に関する内閣府令	金融庁	第124条第2項	最良執行方針等の掲示義務	書面掲示
63	金融商品取引業等に関する内閣府令	金融庁	第146条第3項	暗号資産関連行為に関する説明 時の必要事項掲示義務	書面掲示
64	金融商品取引業等に関する内閣府令	金融庁	第281条の3第3項	暗号資産関連行為に関する説明 時の必要事項掲示義務	書面掲示
65	前払式支払手段に関する内閣府令	金融庁	第41条第3項	保有者に対する前払式支払手段 の払戻しをしようとする場合の 必要情報掲示	書面掲示
66	暗号資産交換業者に関する内閣府令	金融庁	第21条第3項	暗号資産交換業者における必要 事項掲示義務	書面掲示
67	地方税法	総務省	第84条第3項	登録証票の掲示義務	書面掲示
68	行政書士法	総務省	第10条の2	報酬額の掲示義務	書面掲示
69	地方自治法施行令	総務省	第95条の2	署名証明時の情報掲示義務	書面掲示
70	地方自治法施行令	総務省	第104条第2項	弁明要旨の掲示義務	書面掲示
	市町村の合併の特例に関する法律施行令	総務省	第16条第2項	合併協議会設置協議に関する掲 示義務	書面掲示
72 73	大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令 行政書士法施行規則	総務省 総務省	第2条第2項 第2条の14第1項	特別区設置協定書の掲示義務 事務所標示の掲示義務	書面掲示
74	鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する 規則	総務省	第1条の4	公害等調整委員会又は裁定委員 会のする公示又は公表の方法 (委員会の事務局の掲示場に掲 示)	書面掲示
75	建物の区分所有等に関する法律	法務省	第33条第3項	規約保管場所の掲示義務	書面掲示
76	外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律	法務省	第47条第1項	標識の掲示義務	書面掲示
77	不動産登記法	法務省	第133条第2項	筆界特定の申請の通知の公示方法 (対象土地の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の掲示場に掲示)	書面掲示
78	少年院法施行令	法務省	第1条	少年院法に係る掲示(公告)義 務	書面掲示
79	少年鑑別所法施行令	法務省	第1条	少年鑑別所法に係る掲示(公 告)義務	書面掲示
80	刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則	法務省	第71条第3項	刑事施設における面会日の掲示 (公告)義務	書面掲示
81	刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則	法務省	第75条	刑事施設における面会相手方の 遵守事項の掲示義務	書面掲示
82	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則	法務省	第88条第1項	一般社団法人等における公告方 法	書面掲示
83	少年院法施行規則	法務省	第56条第3項	面会日の掲示(公告)義務	書面掲示
84	少年院法施行規則	法務省	第60条	面会相手方の遵守事項の掲示義 務	書面掲示
85	少年鑑別所法施行規則	法務省	第47条第3項	面会日の掲示(公告)義務	書面掲示
86	少年鑑別所法施行規則	法務省	第51条	面会相手方の遵守事項の掲示義 務	書面掲示
87	法務省聴聞規則	法務省	第10条第2項	公開審理の聴聞の期日等の公示 方法 (法務大臣等の事務所の掲 示場に掲示)	書面掲示
88	通関業法	財務省	第18条	料金の掲示義務	書面掲示

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型
				差押財産等の公売公告の方法 (税務署の掲示場その他税務署	
				内の公衆の見やすい場所に掲	
89	国税徴収法	財務省	第95条第2項	示。ただし、他の適当な場所に	書面掲示
				掲示する方法、官報又は一定の	
				日刊新聞紙に掲げる方法等を併	
				せて用いることも可能。) 税務署長等が送達すべき書類の	
90	国税通則法	財務省	第14条第2項	伝療者反等が送達すべき音類の     公示送達の方法(行政機関の掲	書面掲示
30	四九龙大小人	R140 E	3314/2312-54	示場に掲示)	自田湾水
				国有財産の調査又は測量を行う	
				ための他人の土地への立ち入り	
91	国有財産法施行令	財務省	第19条の3第1項	の公告方法(財務事務所等及び	書面掲示
				市町村の事務所の掲示場に掲	
				示)	
00	园大·财本法本怎么	마나코선 사사	<b>☆10夕の</b> F	国有地との境界確定に係る公告	***#=
92	国有財産法施行令	財務省	第19条の5	方法 (財務事務所等及び市町村 の事務所の掲示場に掲示)	書面掲示
				外国為替及び外国貿易法第二十	
				九条第一項の規定による命令関	
93	対内直接投資等に関する政令	財務省	第4条の4第5項	係書類の公示送達方法(財務省	書面掲示
				の掲示場に掲示)	
94	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則	財務省	第11条の19	酒類小売業における酒類販売管	書面掲示
34	相似の体主及U·相放来他ロサに因する広性他刊が利	別幼目	<b>第11末の19</b>	理者情報の掲示義務	音風地水
95	所得税法施行規則	財務省	第36条の2	退職給与引当金に係る規定の掲	書面掲示
				示義務	
96	4. ポッ亩要法券に担用	B+3⊄√\>	第2条第2項	買い入れ契約の申込みに必要な	書面掲示
90	たばこ事業法施行規則	財務省		事項の公告方法(買入れ事務所 ごとに掲示場に掲示)	
				たばこの種類別耕作総面積の地	
97	たばこ事業法施行規則	財務省	第6条	域別内訳の公告方法(買入れ事	書面掲示
				務所ごとに掲示場に掲示)	
	文化財保護法	文部科学省		所有者への史跡名勝天然記念物	
			第109条第4項	の指定通知方法(史跡名勝天然	
98				記念物の所在地の市町村の事務	書面掲示
				所又はこれに準ずる施設の掲示	
				場に掲示)	
		文部科学省	第133条	所有者への登録記念物の指定通 知方法(登録記念物の所在地の	
99	文化財保護法			市町村の事務所又はこれに準ず	書面掲示
				る施設の掲示場に掲示)	
				宗教法人の目的、名称等の公告	
100	宗教法人法	文部科学省	第12条第2項	方法(宗教法人の事務所の掲示	書面掲示
				場に掲示)	
101	医療法	厚生労働省	第14条の2第1項及び第	病院等の管理者氏名等の掲示義	書面掲示
		., _,,,,,,,,,,,	2項	務	- mis,i,
102	と畜場法	厚生労働省	第12条第3項	と畜場内における使用料等の掲示義務	書面掲示
103	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	厚生労働省	第57条の13第2項	示義務 標識等の掲示義務	書面掲示
	至			取り扱う医薬品区分等必要情報	
104	律	厚生労働省	第9条の5	の掲示義務	書面掲示
105	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法	<b>巨小丛</b> 树小	<b>第20夕</b>	取り扱う医薬品区分等必要情報	<b>\$</b>
105	律	厚生労働省	第29条の4	の掲示義務	書面掲示
106	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関す	厚生労働省	第40条の5第1項	派遣先に雇用される労働者の募	書面掲示
100	る法律	ケエカ刺目	212 102/2 22 232 235	集に係る事項の周知義務	三田は小
107	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	厚生労働省	第36条第4項	建物への立入制限などの措置実	書面掲示
				施の旨等の掲示義務	
108	行旅病人及行旅死亡人取扱法	厚生労働省	<b>第</b> 9冬	行旅死亡人の状況・遺留物件等 告示方法(公署の掲示場に告	<b>圭</b> 而坦宁
100	13 ボスパタノスメ   3 ボスプレ ピット・4人3以7以	<b>子</b> エカ   動目	第9条	示) (公者の拘小場に古 示)	書面掲示
109	狂犬病予防法施行令	厚生労働省	第8条第1項第2号	薬殺区域等の掲示義務	 書面掲示
				設立の認可を受けたとき等の掲	
110	勤労者財産形成促進法施行令	厚生労働省	第28条の4第5項	示(公告)義務	書面掲示
111	健康保険法施行規則	厚生労働省	第75条	必要情報の掲示義務	書面掲示

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型
112	職業安定法施行規則	厚生労働省	第24条の5第4項	有料職業紹介事業者の業務運営 規程等の掲示義務	書面掲示
113	墓地、埋葬等に関する法律施行規則	厚生労働省	第3条第2号	死亡者の本籍等にかかる情報の 掲示義務	書面掲示
114	医療法施行規則	厚生労働省	第9条の3	病院等の管理者氏名等の掲示義 務	書面掲示
115	医療法施行規則	厚生労働省	第9条の5	病院等の管理者氏名等の掲示義 務	書面掲示
116	生活保護法施行規則	厚生労働省	第13条	指定医療機関の標示掲示義務	書面掲示
117	クリーニング業法施行規則	厚生労働省	第1条の2第1号	苦情の申出先の掲示義務	書面掲示
118	保険医療機関及び保険医療養担当規則	厚生労働省	第2条の6	保健医療機関における生活療養 等の内容	書面掲示
119	保険医療機関及び保険医療養担当規則	厚生労働省	第5条の3第4項	食事療養の内容等に係る掲示義 務	書面掲示
120	保険医療機関及び保険医療養担当規則	厚生労働省	第5条の3の2第4項	生活療養の内容等に係る掲示義 務	書面掲示
121	保険医療機関及び保険医療養担当規則	厚生労働省	第5条の4第2項	評価療養等の内容等に係る掲示 義務	書面掲示
122	保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則	厚生労働省	第2条の4	保険薬局における必要事項掲示 義務	書面掲示
123	国民年金法施行規則	厚生労働省	第83条の4第3項	学生納付特例事務法人の指定手 続に係る掲示(周知)義務	書面掲示
124	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法 律施行規則	厚生労働省	第3条 (第3条の準用:第114 条、第114条の85、第 137条の78、第142条、 第155条、第178条、第 194条の2)	許可証の掲示義務	書面掲示
125	労働安全衛生規則	厚生労働省	第12条の4	安全衛生推進者等の氏名の掲示 義務	書面掲示
126	労働安全衛生規則	厚生労働省	第18条	作業主任者の氏名の掲示義務	書面掲示
127	ボイラー及び圧力容器安全規則	厚生労働省	第66条	第1種圧力容器取扱作業主任者の 氏名の掲示義務	書面掲示
128	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する 省令	厚生労働省	第1条の2の2の15	衛生工学衛生管理者講習機関の 登録等に係る掲示義務	書面掲示
129	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する 省令	厚生労働省	第1条の2の15	安全衛生推進者等養成講習期間 の登録等に係る掲示義務	書面掲示
130	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する 省令	厚生労働省	第19条の24の31	発破実技講習機関の登録等に係 る掲示義務	書面掲示
131	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する 省令	厚生労働省	第19条の24の46	ボイラー実技講習機関の登録等 に係る掲示義務	書面掲示
132	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する 省令	厚生労働省	第81条	労働災害防止業務従事者講習機 関の指定に係る掲示義務	書面掲示
133	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する 省令	厚生労働省	第95条	就業制限業務従事者講習機関の 指定に係る掲示義務	書面掲示
134	雇用保険法施行規則	厚生労働省	第102条の5第2項第1号 イの(4)	労働移動支援助成金に係る職業 紹介事業者における掲示義務	書面掲示
135	雇用保険法施行規則	厚生労働省	第110条第2項及び第7 項、第9項、第11項、第 12項	特定求職者雇用開発助成金に係 る職業紹介事業者等における掲 示義務	書面掲示
136	雇用保険法施行規則	厚生労働省	第110条の3第2項及び 第3項	トライアル雇用助成金に係る職 業紹介事業者等における掲示義 務	書面掲示
137	雇用保険法施行規則	厚生労働省	第112条第2項第1号か ら第4号	地域雇用開発助成金における職 業紹介事業者等の掲示義務	書面掲示
138	作業環境測定法施行規則	厚生労働省	第51条	作業環境測定士資格に係る登録 研修機関の登録時などの掲示義 務	書面掲示
139	賃金の支払の確保等に関する法律施行規則	厚生労働省	第2条第2項第4号	預金保全委員会の開催内容の掲 示義務	書面掲示
140	指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準	厚生労働省	第24条	利用申込者のサービスの選択に 資する重要事項の掲示義務	書面掲示
141	石綿障害予防規則	厚生労働省	第3条第6項	工作物の解体等を行う作業場へ の情報掲示義務	書面掲示

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型
142	石綿障害予防規則	厚生労働省	第34条	石綿等を取り扱う作業場への情 報掲示義務	書面掲示
143	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準	厚生労働省	第35条	利用申込者のサービスの選択に 資する重要事項の掲示義務	書面掲示
144	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準	厚生労働省	第72条	利用申込者のサービスの選択に 資する重要事項の掲示義務	書面掲示
145	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準	厚生労働省	第92条	利用申込者のサービスの選択に 資する重要事項の掲示義務	書面掲示
146	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第47条	利用申込者のサービスの選択に 資する重要事項の掲示義務	書面掲示
147	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に 関する基準	厚生労働省	第43条	利用申込者のサービスの選択に 資する重要事項の掲示義務	書面掲示
148	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に 関する基準	厚生労働省	第40条	利用申込者のサービスの選択に 資する重要事項の掲示義務	書面掲示
149	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	厚生労働省	第31条第1項	利用申込者のサービスの選択に 資する重要事項の掲示義務	書面掲示
150	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	厚生労働省	第23条第1項	利用申込者のサービスの選択に 資する重要事項の掲示義務	書面掲示
151	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	厚生労働省	第23条第1項	利用申込者のサービスの選択に 資する重要事項の掲示義務	書面掲示
152	無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第27条第1項	入居者のサービスの選択に資す る事項の掲示義務	書面掲示
153	福祉の措置及び助産の実施等の解除に係る説明等に関する省令	厚生労働省	第2条第3項	説明等の通知の公示送達方法 (行政庁の事務所の掲示場に掲示)	書面掲示
154	農業協同組合法	農林水産省	第97条の4第1項	農業協同組合・農事組合法人に おける公告方法 (事務所の掲示 場に掲示) を定款で定める義務	書面掲示
155	水産業協同組合法	農林水産省	第126条の4第1項	水産業協同組合における公告方 法 (事務所の掲示場に掲示)を 定款で定める義務	書面掲示
156	農業協同組合法施行規則	農林水産省	第25条第3項	金銭債権等を取り扱う場合の掲 示義務	書面掲示
157	電気工事業の業務の適正化に関する法律	経済産業省	第25条	標識の掲示義務	書面掲示
158	揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則	経済産業省	第21条第1項	標準揮発油の掲示(表示)義務	書面掲示
159	揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則	経済産業省	第24条第1項	標準軽油の掲示(表示)義務	書面掲示
160	揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則	経済産業省	第29条第1項	標準灯油の表示(掲示)義務	書面掲示
161	建設業法	国土交通省	第40条	標識の掲示義務	書面掲示
162	測量法	国土交通省	第56条の5	標識の掲示義務	書面掲示
163	国際観光ホテル整備法	国土交通省	第9条 (第18条第2項において 準用する場合を含 む。)	標識の掲示義務	書面掲示
164	建築基準法	国土交通省	第77条の28	指定区分等の掲示義務	書面掲示
165	建築基準法	国土交通省	第77条の35の13	業務区域等の掲示義務	書面掲示
166	建築士法	国土交通省	第24条の5	標識の掲示義務	書面掲示
167	宅地建物取引業法	国土交通省	第46条第4項	報酬額の掲示義務	書面掲示
168	宅地建物取引業法	国土交通省	第50条第1項	標識の掲示義務	書面掲示
169	航空法	国土交通省	第107条	運賃及び料金等の掲示義務	書面掲示
170	旅行業法	国土交通省	第12条第1項	料金の掲示義務	書面掲示
171	旅行業法	国土交通省	第12条の2第3項	旅行業約款の掲示義務	書面掲示
172	旅行業法	国土交通省	第12条の9第1項	標識の掲示義務	書面掲示
173	砂利採取法	国土交通省	第29条	標識の掲示義務	書面掲示
174	小笠原諸島振興開発特別措置法	国土交通省	第18条第2項	標識の掲示義務	書面掲示
175	積立式宅地建物販売業法	国土交通省	第39条	標識の掲示義務	書面掲示
176	浄化槽法	国土交通省	第30条	標識の掲示義務	書面掲示
177	貨物利用運送事業法	国土交通省	第9条	事業種別等の掲示義務	書面掲示
178	貨物利用運送事業法	国土交通省	第27条	運賃等の掲示義務	書面掲示
179	住宅の品質確保の促進等に関する法律	国土交通省	第17条	登録区分等の掲示義務	書面掲示
180	住宅の品質確保の促進等に関する法律	国土交通省	第66条第4項	指定住宅紛争処理機関である旨 の掲示義務	書面掲示

	法令名	 所管省庁名	条項	規制等の内容概要	 規制等の類型
181	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	国土交通省	第71条	標識の掲示義務	書面掲示
182	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	国土交通省	第11条	料金の掲示義務	書面掲示
400			Maria o de Maria est	自動車運転代行業約款の掲示義	
183	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	国土交通省	第13条第1項	務	書面掲示
184	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律	国土交通省	第12条第2項	標識の掲示義務	書面掲示
185	賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律	国土交通省	第19条	標識の掲示義務	書面掲示
				ダムの放流に際し、危害防止の	
186	特定多目的ダム法施行令	国土交通省	第18条	ために現地に立札による掲示を	書面掲示
				定めたもの	
187	宅地造成等規制法施行令	国土交通省	第21条	監督処分に係る掲示(公示)義	書面掲示
				務	
				都市計画事業等に関する公告の	
188	都市計画法施行令	国土交通省	第42条第2項及び第3項	内容等の掲示	書面掲示
				代執行における公告の内容等の 掲示	
				防災街区整備事業の施行時の書	
189	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令	国土交通省	第52条第1項	類の送付に代わる掲示(公告)	書面掲示
103	山来市国地におりる例外国色の正備の促進に因うる広洋地口口	国工人起目	<b>第32</b> 条第1页	義務	自田地小
				防災都市施設に関する公告の内	
190	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令	国土交通省	第55条第2項	容等の掲示	書面掲示
			1	マンション建替事業の施行に係	
191	マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令	国土交通省	第25条第1項	る書類の送付に代わる掲示(公	書面掲示
				告)義務	
				マンション敷地売却事業の実施	
192	マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令	国土交通省	第34条第1項	に係る書類の送付に代わる掲示	書面掲示
				(公告)義務	
193	軌道運輸規程	国土交通省	第3条	時刻表等の掲示義務	書面掲示
194	鉄道船舶通シ運送規則	国土交通省	第2条第2項	要償額の表示料の掲示義務	書面掲示
195	鉄道運輸規程	国土交通省	第8条第1項	時刻表等の掲示義務	書面掲示
196	鉄道運輸規程	国土交通省	第9条	運転休止時等の掲示義務	書面掲示
197	昭和19年運輸通信省令第111号(荷受人及荷送人ヲ確知スルコト能	国土交通省	第1条第1項	荷受人等不明の運送品等にかか	書面掲示
131	ハザル鉄道運送品等ノ公告ニ関スル件)	日工人起日	331X331-X	る掲示(公告)義務	日田1971、
198	自動車道事業規則	国土交通省	第21条の2	使用料金等の掲示(公示)義務	書面掲示
199	モーターボート競走法施行規則	国土交通省	第24条第2項	払戻金額の掲示義務	書面掲示
200	モーターボート競走法施行規則	国土交通省	第27条第2項	舟券発売枚数の掲示義務	書面掲示
201	道路運送車両法施行規則	国土交通省	第62条の2の2第1項第1	作業料金の掲示義務	書面掲示
			号	事業計画の変更手続時の掲示	
202	道路運送法施行規則	国土交通省	第15条の6	(公示)義務	書面掲示
				旅客から収受する対価の掲示	
203	道路運送法施行規則	国土交通省	第51条の14第2項	(公示)義務	書面掲示
204	道路運送法施行規則	国土交通省	第51条の19第3項	運転者証の掲示義務	書面掲示
205	道路運送法施行規則	国土交通省	第51条の24	運転者氏名の掲示義務	書面掲示
				利害関係人への意見聴取時の掲	
206	道路運送法施行規則	国土交通省	第55条	示(公示)義務	書面掲示
207	道改演:关注旅行相則	田上六字小	年60冬の2	許可取消し等に係る聴聞実施時	事売担二
207	道路運送法施行規則	国土交通省	第60条の2	の掲示義務	書面掲示
208	航空法施行規則	国土交通省	第92条第4号	空港における禁止行為の掲示義	書面掲示
200	ルレエ /ユルピコ J /元代リ	四工义坦自	<b>カ34本</b> 毎4万	務	<b>音</b> 四 19 小
209	航空法施行規則	国土交通省	第108条第3号	航空保安無線施設における禁止	書面掲示
	13 / JUN 3	ロエヘゼロ	212200212000	行為の掲示義務	日田はが
210	航空法施行規則	国土交通省	第126条第3号	航空灯火に係る禁止行為の掲示	書面掲示
				義務	
211	旅客自動車運送事業運輸規則	国土交通省	第5条第2項及び第4項	一般乗合旅客自動車運送事業者	書面掲示
				の掲示(公示)義務	
212	旅客自動車運送事業運輸規則	国土交通省	第6条第2項	運賃等公示事項の変更に係る掲	書面掲示
			+	示(公示)義務	
213	旅客自動車運送事業運輸規則	国土交通省	第7条第3項	事業休止時等の掲示(公示義	書面掲示
214	旅客自動車運送事業運輸規則	国土交通省	第16条第1項	務) 遅延時の原因掲示義務	書面掲示
214	旅客自動車運送事業運輸規則	国土交通省	第17条	事故に関する掲示義務	
	旅客自動車運送事業運輸規則	国土交通省	第42条第1項から第4項	事業用自動車内への掲示義務	書面掲示
216		ロエヘ巡り	ハー・レーハー ハー・ラく ロー・フィッチ ラく	ユーション・ロロコのエーコ 、。 ショのいはなりの	□ m¹.ຄ.៶,

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型
	they is led	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		舟等が水門を通航する際に、長	2002.0 220.
217	河川法施行規則	国土交通省	第18条の2第1項から第	さ、幅等の制限について、注意	書面掲示
			5項	を促すために掲示を定めた規程	
	Am L = L = N L L L (= Lp pu		triva a francisco de la contrata de la	有償譲渡の制限に関する周知措	<b>*</b>
218	都市計画法施行規則	国土交通省	第38条の3第1号	置としての掲示	書面掲示
				有償譲渡の制限に関する周知措	
219	都市計画法施行規則	国土交通省	第42条第1項第1号	置としての掲示	書面掲示
				都市施設等整備協定を締結した	
220	都市計画法施行規則	国土交通省	第57条の3	旨の公告としての掲示	書面掲示
001		日上大な小	PT A E AZ	輸送施設の使用の停止等に係る	* <b>=</b> #=
221	タクシー業務適正化特別措置法施行規則	国土交通省	第45条	聴聞実施時の掲示(公示)義務	書面掲示
222		国上本深少	Mar A A	代執行における公告の内容等の	<b>*</b>
222	被災市街地復興特別措置法施行規則	国土交通省	第4条	掲示	書面掲示
222	物集主体地に かける 陸の の 教供の 伊米に関する 辻伊 旅行 担則	国上六泽坐	第121条第2項及び第5	防災街区整備事業者施行者の認	<b>東西坦二</b>
223	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則	国土交通省	項	可時等の広告内容等の掲示義務	書面掲示
224	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則	国土交通省	第131条	避難経路協定の認可等の申請の	書面掲示
224	名条中国地における例及国区の金属の促進に関する				

20		法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型
金融			経済産業省			
20   2月間   2月間	247	株式会社商工組合中央金庫法施行令	財務省	第12条第3項	休日の掲示義務	書面掲示
200         大阪の間間の中の間用車等中に関する命令         主要子 生成子 大阪の間間の中の間用車等中に関する命令         大阪の間間の 生成子 大阪の 大阪の 大阪の 大阪の 大阪の 大阪の 大阪の 大阪の 大阪の 大阪の			金融庁			
金銭市   金銭市   金銭市   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日	240	A 業均 円 収 △ 笙 の 信 田 声 类 笙 / - 間 + 7 . △ △	農林水産省	笠0夕笠21百円75笠41百	外国投資信託の受益証券等の商	******
2-247   大阪市田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	248	温耒脇内組合寺の信用事業寺に関する可行	金融庁	弟9余弟3県及び弟4県	品を取り扱う場合の掲示義務	昔山拘不
公会所で	0.40	16 # 15 E 10 A Mr & 15 E T + W Mr 1 - BB L 2 A A	農林水産省	7750 F + 15750T	特定信用事業代理行為を行う際	<del>*</del>
2012年	249	漁業協问組合寺の信用事業寺に関する命令	金融庁	第50条の15第2項	の掲示義務	<b></b> 青囬掲示
20			経済産業省			
超級政策	250		金融庁	第5条第6号	13 - 12   1   1   1   1   1   1   1   1   1	書面掲示
金銭市		規則	財務省		示義務	
# 11条 13 13 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			経済産業省			
「	251		金融庁	第15条第3項及び第4項		書面掲示
232   経済産業市・財務者・内類的関係株式会社東工組合中央企業法施行		規則	財務省		合の掲示義務	
## 1998年   1998年 - 7月			経済産業省			
おおか   おお	252		金融庁	第66条第3項	休日の掲示義務	書面掲示
超過度		規則		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
全部						
京列   京列   京列   京列   京列   京列   京列   京列	253	経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行		第67条第4項	営業時間を変更する際の掲示義	<b>書</b> 面揚示
経済産業・財務省・内閣所関係株式会社商工組合中央会学生原行	200	規則		X-1 (K) (10 (K)	務	■四1977、
金融庁   対数名   内型の   内型						
別事報	25.4	経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行		<b>第60夕第</b> 0百	<b>吹吐仕業士で際の担二美数</b>	争云坦二
255   別事収容施設及び被収容者等の処理に関する法律無行令   258	254	規則		弗08余弗3県	脳時怀来する際の掲示義務	昔山拘不
255   影響収容能設及び被収容者等の処理に関する法律施行令   書商版示   報告			財務省			
野田子   日本   野田子   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日	055		法務省	arte a fa		****
型点の	255	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令	警察庁	第1条		書面掲示
お助用書館商産責任保険の何険金等及び日命申請主請復員行共済の  全般庁   日上交通者   日上支通者   日上支通					(公告)義務	
日勤申損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の   国土交通官 会施庁   第12条   前定粉中処理機関である旨の場 示	256	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律		第33条	標識の掲示義務	書面掲示
257         共済金等の支払の適正化のための措置に関する命令         金融庁         第12条         示表勢         書面掲示           259         台参車根事階價保険法         国土交通省 原生労働省         第13条         福陵の掲示義務         書面掲示           260         住宅宿泊事業法         厚生労働省         第39条         標識の掲示義務         書面掲示           261         農業協同組合達合会の信用事業に関する命令         金融庁         第12条第3項及び第4項         会長債権等の商品を取り扱う編合等の場示義務         書面掲示           262         農業協同組合及び農業協同組合達合会の信用事業に関する命令         金融庁         第13条第3項及び第4項         会長債権等の商品を取り扱う編合等の場示義務         書面掲示           263         海井中央企業人が特定農水産産協同組合等による信用事業の再源及 労強化に関する法律施行規則         金融庁         第13条第3項及び第4項 金融庁         最所の理所を表別・扱う編合会の掲示表務         書面掲示           264         農林中央企業法施行規則         金融庁         第62条第3項及び第4項 金融庁         会債債権等の商品を取り扱う編合会の掲示表務         書面掲示           265         農林中央企業法施行規則         金融庁         第13条第3項及び第4項 金融庁         会債債等の商品を取り扱う場合の場所表 合の場所表務         書面掲示           266         農林中央企業法施行規則         金融庁         第149条第2項 金融庁         年の明示義務         書面掲示           267         農林中央企業法施行規則         金融庁         第149条         臨時休業の掲示義務         書面掲示           268         不動産特定共同事業法         国土交通常         第6条第3項         保証の組示義務         書面掲示           269         大学企業法         第149条						
	257	自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の	国土交通省	第12条	指定紛争処理機関である旨の掲	書面掲示
全額庁   第23条の5第5項   元義務   整面掲示     259   住宅宿泊事業法   原生労働省   新國の掲示義務   整面掲示     261   農業協同組合及び農業協同組合連合金の信用事業に関する命令   農林水産省   金銀庁   の掲示義務   金銀庁   の掲示義務   番面掲示     262   農林中央全庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の開発及   企銀庁   の掲示義務   番面掲示     263   農林中央企業及び特定農水産業協同組合等による信用事業の開発及   企銀庁   の掲示義務   番面掲示     264   農林中央全庫法施行規則   金銀庁   第13条第3項集199及   金銭債等の商品を取り扱う場   金銭債等の商品を取り扱う場   金銀庁   の掲示義務   番面掲示     265   農林中央全庫法施行規則   金銀庁   第13条第2項   成年金庫代理行為を行う旨   の掲示義務   番面掲示     266   農林中央全庫法施行規則   金銀庁   第14条第2項   成年金庫代理行為を行う旨   金銀庁   の掲示義務   番面掲示     267   農林中央全庫法施行規則   金銀庁   第14条第2項   成日の掲示義務   番面掲示     268   本体中央全庫法施行規則   金銀庁   第14条第1項   依日の掲示義務   番面掲示     269   野働全連法施行令   原生労働省   第6条第3項   休日の掲示義務   番面掲示     260   労働金連法施行令   原生労働省   第7条の2第3項   休日の掲示義務   番面掲示     270   労働金連法施行規則   260   第7条第3項   休日の掲示義務   番面掲示     271   労働金連法施行規則   260   第7条の2第3項   休日の掲示義務   番面掲示     272   労働金連法施行規則   260   第14条第3項   第14条第3   第14条第3		共済金等の支払の適正化のための措置に関する命令	金融庁	71-2-71	示	
全額庁	258	白動車指字賠償保障法	国土交通省	<b>第23条の5第5頃</b>	指定紛争処理機関である旨の掲	<b>車而</b> 掲示
第13条   標識の掲示義務   書面掲示   262   農業協同組合及び農業協同組合達合金の信用事業に関する命令   農林水産省   金融庁   第12条第3項及び第4項   合等の掲示義務   書面掲示   262   農業協同組合及び農業協同組合達合金の信用事業に関する命令   農林水産省   金融庁   数元は条第3項第19号及   特定信用事業代理行為を行う際   金融庁   が変化に関する法律施行規則   金融庁   が変化に関する法律施行規則   金融庁   第13条第2項   金融庁   公議化に関する法律施行規則   金融庁   公司の提示義務   書面掲示   金融庁   金融庁   金融庁   金融庁   金融庁   第148条第2項   佐日の掲示義務   書面掲示   金融庁   第148条第2項   佐日の掲示義務   書面掲示   金融庁   第148条第2項   佐日の掲示義務   書面掲示   金融庁   第148条第2項   佐田の掲示義務   書面掲示   金融庁   第148条第2項   佐田の掲示義務   書面掲示   第16条第1項   第16条第2項   株日の掲示義務   書面掲示   第16条第2項   株日の掲示義務   書面掲示   第16条第2項   株日の掲示義務   書面掲示   第16条第2項   第16条第3項   株日の掲示義務   書面掲示   第16条第3項   第16条第3项   第	230	口到十块口和良水件丛	金融庁	3123/K 07 031 35/K	示義務	自由的小
厚生労働者   第39条	250	位 位 定 宏 位 東 業 は	国土交通省	第13条	標識の掲示義教	<b>車</b> 面掲示
260 住宅宿泊事業法         厚生労働省         無39条         標識の掲示義務         書面掲示           261 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令 金融庁 金融庁 公路へは関する命令 金融庁 公路へに関する命令 金融庁 公路へに関する法律施行規則         農林水産省 会融庁 特定信用事業代理行為を行う際 会融庁 が強化に関する法律施行規則         需面掲示 会議 所名 の場示義務 書面掲示 の場示義務 書面掲示 の場示義務 書面掲示 を接債権等の商品を取り扱う場合 会融庁 が強化に関する法律施行規則         書面掲示 の場示義務 書面掲示 の場本を が変との場 表表所で理解さないます場 会融庁 が強化に関する法律施行規則         書面掲示 の場示義務 書面掲示 を接債権等の商品を取り扱う場 会議庁 場所を表表 の場示義務 書面掲示 を接債権等の商品を取り扱う場合 表表所で 場所を表表 の場示義務 書面掲示 を接債権等の商品を取り扱う場合 の場示義務 書面掲示 を接債権等の商品を取り扱う場合 場面掲示 を接債権等の商品を取り扱う場合 場面掲示 を接債権等の商品を取り扱う場合 場面掲示 を接債権等の商品を取り扱う場合 場面掲示 を接債権等の商品を取り扱う会議権 等の の場 書面掲示 を表した。 の場の表表 を提供を 等の場示義務 書面掲示 を設け、企業庁 第131条第2項 保口の掲示義務 書面掲示 を設け、実施の掲示義務 書面掲示 を設け、 第148条第2項 保口の掲示義務 書面掲示 第149条 臨時休業の掲示義務 書面掲示 第149条 臨時休業の掲示義務 書面掲示 第149条 協計を定け、おいて 等用する場合を含 む。 )         第148条第2項 保口の掲示義務 書面掲示 書面掲示 第29動台 第6品に関する掲示義務 書面掲示 第49条 金融庁 厚生労働台 を施庁 厚生労働台 第6品に関する掲示義務 書面掲示 第29動音 第3項 保口の掲示義務 書面掲示 第29動音 第3項 株日の現示義務 書面掲示 第3項 が場金庫が取り扱う全銭債権等 商品に関する掲示表務 第10条第3項 第110条第3項 第110条第3 第110条第3 第110条第3 第110条第3項 第110条第3 第110条列 第11	233	[[七七]] [[十二] [[十二] [[十二] [[十二] [[十二] [[十二] [[1] [[1] [[1] [[1] [[1] [[1] [[1] [[	厚生労働省	<b>新13</b> 未	1示。成 プラゼ ハン・また 3カ	音曲地小
261			国土交通省			
261         農業協同組合建合会の信用事業に関する命令         金融庁         第12条第3項及び第4項         合等の掲示義務         書面掲示           262         農業協同組合建合会の信用事業に関する命令         農林水産省         第57条の15第2項         均定信用事業代理行為を行う際の掲示義務         書面掲示           263         農林中央金庫及び特定農産産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則         農林水産省金融庁         第11条第3項第19号及分類代理局合における標識等の掲示義務         書面掲示           264         農林中央金庫法施行規則         農林水産省金融庁         第62条第3項及び第4項合等の掲示表務         書面掲示           265         農林中央金庫法施行規則         農林水産省金融庁         第134条第2項の掲示義務         書面掲示           266         農林中央金庫法施行規則         第148条第2項 休日の掲示義務         書面掲示           267         農林中央金庫法施行規則         第149条 臨時休業の掲示義務         書面掲示           268         不動産特定共同事業法         第16条第1項 係50条第2項において海の場示義務         書面掲示           269         労働金庫法施行規則         第6条第3項 休日の掲示義務         書面掲示           270         労働金庫法施行令         第6条第3項 休日の掲示義務         書面掲示           271         労働金庫法施行規則         金融庁原生労働省         第7条の2第3項 休日の承認養所 書面掲示         書面掲示           272         労働金庫法施行規則         第87条第3項 新企業の2第3項 休日の承認委員 書面掲示         書面掲示           273         労働金庫法施行規則         第80条         第110条第3項 新の表の場 書面掲示         第10条第3項 新の場示義務         書面掲示           273         労働金庫法施行規則         第6条	260	住宅宿泊事業法	厚生労働省	第39条	標識の掲示義務	書面掲示
261         農業協同組合建合会の信用事業に関する命令         金融庁         第12条第3項及び第4項         合等の掲示義務         書面掲示           262         農業協同組合建合会の信用事業に関する命令         農林水産省         第57条の15第2項         均定信用事業代理行為を行う際の掲示義務         書面掲示           263         農林中央金庫及び特定農産産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則         農林水産省金融庁         第11条第3項第19号及分類代理局合における標識等の掲示義務         書面掲示           264         農林中央金庫法施行規則         農林水産省金融庁         第62条第3項及び第4項合等の掲示表務         書面掲示           265         農林中央金庫法施行規則         農林水産省金融庁         第134条第2項の掲示義務         書面掲示           266         農林中央金庫法施行規則         第148条第2項 休日の掲示義務         書面掲示           267         農林中央金庫法施行規則         第149条 臨時休業の掲示義務         書面掲示           268         不動産特定共同事業法         第16条第1項 係50条第2項において海の場示義務         書面掲示           269         労働金庫法施行規則         第6条第3項 休日の掲示義務         書面掲示           270         労働金庫法施行令         第6条第3項 休日の掲示義務         書面掲示           271         労働金庫法施行規則         金融庁原生労働省         第7条の2第3項 休日の承認養所 書面掲示         書面掲示           272         労働金庫法施行規則         第87条第3項 新企業の2第3項 休日の承認委員 書面掲示         書面掲示           273         労働金庫法施行規則         第80条         第110条第3項 新の表の場 書面掲示         第10条第3項 新の場示義務         書面掲示           273         労働金庫法施行規則         第6条						
金融庁   会銀庁   表記を行規則   金融庁   第13条第2項   農林中央金庫法施行規則   金融庁   第14条条第2項   株日の掲示義務   書面掲示   金融庁   第14条条第2項   株日の掲示義務   書面掲示   金融庁   第14条第1項   第14条第1項   第14条第1項   第14条第1項   第14条第1項   第16条第1項   第16条第1項   第16条第1項   第16条第1項   第16条第1項   第16条第1項   第16条第3項   株日の掲示義務   書面掲示   金融庁   第6条第3項   株日の掲示義務   書面掲示   全融庁   第6条第3項   株日の掲示義務   書面掲示   全融庁   第6条第3項   株日の掲示義務   書面掲示   第16条第3項   株日の掲示義務   書面掲示   第16条第3項   株日の掲示義務   書面掲示   第16条第3項   第6条第3項   株日の掲示義務   書面掲示   第16条第3項   第6条第3項   株日の掲示義務   書面掲示   第16条第3項   第6条第3項   第6条第3可   第6条第3可	261	典学が同知へ及び典学が同知へ本へへの信用す <b>学に</b> 関するへへ	農林水産省	第10条第2項及が第4項	金銭債権等の商品を取り扱う場	単面担子
262         農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令         金融庁         第57条の15第2項         の掲示義務         書面掲示           263         農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及 び強化に関する法律施行規則         農林水産省 金融庁         第11条第3項第19号及 遊銭債権等の商品を取り扱う場合等の掲示義務         書面掲示           264         農林中央金庫法施行規則         農林水産省 金融庁         金融庁 の掲示義務         書面掲示           265         農林中央金庫法施行規則         農林水産省 金融庁 第131条第2項 保日の掲示義務         書面掲示           266         農林中央金庫法施行規則         農林水産省 金融庁 第149条 臨時休業の掲示義務         書面掲示           267         農林中央金庫法施行規則         第16条第1項 (第50条第2項において 押する場合会会 む。)         標識の掲示義務         書面掲示           268         不動産特定共同事業法         富品庁 70 (第50条第3項 休日の掲示義務) 書面掲示         書面掲示           269         労働金庫法施行規則         金融庁 70 (第50条第3項 休日の掲示義務) 書面掲示         書面掲示           270         労働金庫法施行規則         第6条第3項 休日の掲示義務         書面掲示           271         労働金庫法施行規則         金融庁 70 (第50条第3項 70 (第50条第3页 70 (第50条第3页 70 (第50条第3页 70 (第50条第3页 70 (第50条第3項 70 (第50条第3页	201	展末励円組ロ及び展末励円組口圧ロ云の信用事業に関する明节	金融庁	为12未为5块及U·为4块	合等の掲示義務	音曲地小
金融庁 の掲示義務   表稿   表稿   表稿   表稿   表稿   表稿   表稿   表	200	曲光边 同妇人丑 76曲光边 同妇人 本人人 5/5/5/5/5/5/5/5/5/5/5/5/5/5/5/5/5/5/5	農林水産省	<b>空 □ 7</b> 夕 の 1 □ 空 0 百	特定信用事業代理行為を行う際	# <del>*</del> #-
263         び強化に関する法律施行規則         金融庁         び第26号         掲示義務         書面掲示           264         農林中央金庫法施行規則         金融庁         第62条第3項及び第4項         金銭債権等の商品を取り扱う場合等の掲示義務         書面掲示           265         農林中央金庫法施行規則         農林水産省金融庁         第131条第2項 農林中央金庫代理行為を行う旨の掲示義務         書面掲示           266         農林中央金庫法施行規則         農林水産省金融庁         第148条第2項 体日の掲示義務         書面掲示           267         農林中央金庫法施行規則         第149条 臨時休業の掲示義務         書面掲示           268         不動産特定共同事業法         第16条第1項 (第50条第2項において準用する場合を含む。)         標識の掲示義務         書面掲示           269         労働金庫法施行令         第6条第3項 体日の掲示義務         書面掲示           270         労働金庫法施行令         第7条の2第3項 体日の掲示義務         本面掲示           271         労働金庫法施行規則         第87条第3項 衛高に関する掲示義務 書面掲示           272         労働金庫法施行規則         第87条第3項 衛高に関する掲示義務 書面掲示           273         労働金庫法施行規則         第80条第3項 株日の承認を受けた際の掲示義 務         書面掲示           273         労働金庫法施行規則         金融庁 第110条第3項 株日の承認を受けた際の掲示義 務         書面掲示           273         労働金庫法施行規則         金融庁 第111条第4項         業務取扱時間を変更する際の掲載         書面掲示	202	辰未励円組口及び辰未励円組口建口云の旧用事未に関する叩丁	金融庁	<b>第37</b> 余の13第2項	の掲示義務	香山拘小
264	000	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及	農林水産省	第11条第3項第19号及	業務代理組合における標識等の	******
264 農林中央金庫法施行規則         金融庁         第62条第3項及び第4項 合等の掲示義務         書面掲示           265 農林中央金庫法施行規則         農林水産省 金融庁         第131条第2項 規林中央金庫代理行為を行う旨 の掲示義務         書面掲示           266 農林中央金庫法施行規則         農林水産省 金融庁         第148条第2項 休日の掲示義務         書面掲示           267 農林中央金庫法施行規則         農林水産省 金融庁         第149条         臨時休業の掲示義務         書面掲示           268 不動産特定共同事業法         国土交通省 金融庁 第16条第1項 (第50条第2項において 準用する場合を含 む。)         標識の掲示義務         書面掲示           269 労働金庫法施行令         企融庁 厚生労働省 (第6条第3項 (休日の掲示義務) 書面掲示         書面掲示           270 労働金庫法施行規則         金融庁 厚生労働省 (第7条の2第3項 (休日の掲示義務) 書面掲示         書面掲示           271 労働金庫法施行規則         金融庁 厚生労働省 (第7条第3項 (新品に関する掲示義務) 書面掲示         書面掲示           272 労働金庫法施行規則         金融庁 厚生労働省 (新品に関する掲示義務) 書面掲示         書面掲示           273 労働金庫法施行規則         金融庁 厚生労働省 (新品に関する掲示義務) 書面掲示         素務取扱時間を変更する際の掲 書面掲示           273 労働金庫法施行規則         金融庁 原生労働省 (第111条第4項 (東野) (東野) (東野) (東野) (東野) (東野) (東野) (東野)	263	び強化に関する法律施行規則	金融庁	び第26号	掲示義務	書面掲示
265         農林中央金庫法施行規則         農林水産省 会融庁 第131条第2項 農林中央金庫代理行為を行う旨 の掲示義務         書面掲示           266         農林中央金庫法施行規則         農林水産省 会融庁 第148条第2項 休日の掲示義務 書面掲示         株日の掲示義務 書面掲示           267         農林中央金庫法施行規則         農林水産省 会融庁 第149条 臨時休業の掲示義務 書面掲示           268         不動産特定共同事業法         国土交通省 (第50条第2項において 第16条第1項 (第50条第2項において 東埔する場合を含 む。)         標識の掲示義務 書面掲示           269         労働金庫法施行令         金融庁 厚生労働省 第6条第3項 休日の掲示義務 書面掲示         株日の掲示義務 書面掲示           270         労働金庫法施行令 金融庁 厚生労働省 第7条の2第3項 休日の掲示義務 書面掲示         第110条第3項 商品に関する掲示義務 書面掲示           271         労働金庫法施行規則 原生労働省 第110条第3項 務別金庫が取り扱う金銭債権等 商品に関する掲示義務 第 書面掲示         書面掲示           272         労働金庫法施行規則 原生労働省 第110条第3項 務別金庫が取り扱う金銭債権等 商品に関する掲示義務 第 書面掲示         書面掲示           273         労働金庫法施行規則 第111条第4項 業務取扱時間を変更する際の掲 書面掲示		# 11 1 1 4 5 1 1/ /= 15 5 1	農林水産省		金銭債権等の商品を取り扱う場	<b>*</b>
265 農林中央金庫法施行規則     金融庁     第131条第2項     の掲示義務     書面掲示       266 農林中央金庫法施行規則     農林水産省金融庁     第148条第2項     休日の掲示義務     書面掲示       267 農林中央金庫法施行規則     農林水産省金融庁     第149条     臨時休業の掲示義務     書面掲示       268 不動産特定共同事業法     国土交通省金融庁 学用する場合を含む。)     標識の掲示義務     書面掲示       269 労働金庫法施行令     金融庁原生労働省 第7条の2第3項 休日の掲示義務 書面掲示       270 労働金庫法施行令     金融庁原生労働省 第7条の2第3項 休日の掲示義務 書面掲示       271 労働金庫法施行規則     第87条第3項 商品に関する掲示義務 書面掲示       272 労働金庫法施行規則     金融庁原生労働省 第110条第3項	264	農林中央金庫法施行規則	金融庁	第62条第3項及び第4項	合等の掲示義務	<b></b> 書 面 掲 示
266     農林中央金庫法施行規則     農林水産省 金融庁 金融庁 第148条第2項 休日の掲示義務 書面掲示       267     農林中央金庫法施行規則     農林水産省 金融庁 第149条 臨時休業の掲示義務 書面掲示       268     不動産特定共同事業法     国土交通省 (第50条第2項において 準用する場合を含む。)     標識の掲示義務 書面掲示       269     労働金庫法施行令     金融庁 厚生労働省 第6条第3項 休日の掲示義務 書面掲示       270     労働金庫法施行令     金融庁 厚生労働省 第7条の2第3項 休日の掲示義務 書面掲示       271     労働金庫法施行規則     第87条第3項 第87条第3項 所品に関する掲示義務 商品に関する掲示義務 商品に関する掲示義務 書面掲示       272     労働金庫法施行規則     金融庁 厚生労働省 第110条第3項 株日の承認を受けた際の掲示義 務 書面掲示       273     労働金庫法施行規則     金融庁 厚生労働省 第110条第3項 株日の承認を受けた際の掲示義 務 書面掲示       273     労働金庫法施行規則     金融庁 原生労働省 第111条第4項 業務取扱時間を変更する際の掲 書面掲示			農林水産省		農林中央金庫代理行為を行う旨	
266     農林中央金庫法施行規則     金融庁     第148条第2項     休日の掲示義務     書面掲示       267     農林中央金庫法施行規則     農林水産省金融庁     第149条     臨時休業の掲示義務     書面掲示       268     不動産特定共同事業法     国土交通省金融庁 第16条第1項(第50条第2項において準用する場合を含む。)     標識の掲示義務     書面掲示       269     労働金庫法施行令     金融庁厚生労働省第6条第3項 休日の掲示義務 書面掲示     書面掲示       270     労働金庫法施行令     第7条の2第3項 休日の掲示義務 書面掲示       271     労働金庫法施行規則     金融庁厚生労働省第7条第3項 商品に関する掲示義務 商品に関する掲示義務 第日掲示     書面掲示       272     労働金庫法施行規則     金融庁厚生労働省第110条第3項 株日の承認を受けた際の掲示義務第二面掲示     書面掲示       273     労働金庫法施行規則     金融庁原生労働省第110条第3項 株日の承認を受けた際の掲示義務第二組示     書面掲示       273     労働金庫法施行規則     金融庁原生労働省第110条第3項第新の扱時間を変更する際の掲書面掲示     書面掲示	265	農林中央金庫法施行規則	金融庁	第131条第2項	の掲示義務	書面掲示
266     農林中央金庫法施行規則     金融庁     第148条第2項     休日の掲示義務     書面掲示       267     農林中央金庫法施行規則     農林水産省金融庁     第149条     臨時休業の掲示義務     書面掲示       268     不動産特定共同事業法     国土交通省金融庁 第16条第1項(第50条第2項において準用する場合を含む。)     標識の掲示義務     書面掲示       269     労働金庫法施行令     金融庁厚生労働省第6条第3項 休日の掲示義務 書面掲示     書面掲示       270     労働金庫法施行令     第7条の2第3項 休日の掲示義務 書面掲示       271     労働金庫法施行規則     金融庁厚生労働省第7条第3項 商品に関する掲示義務 商品に関する掲示義務 第日掲示     書面掲示       272     労働金庫法施行規則     金融庁厚生労働省第110条第3項 株日の承認を受けた際の掲示義務第二面掲示     書面掲示       273     労働金庫法施行規則     金融庁原生労働省第110条第3項 株日の承認を受けた際の掲示義務第二組示     書面掲示       273     労働金庫法施行規則     金融庁原生労働省第110条第3項第新の扱時間を変更する際の掲書面掲示     書面掲示			農林水産省			
267     農林中央金庫法施行規則     金融庁     第149条     臨時休業の掲示義務     書面掲示       268     不動産特定共同事業法     国土交通省 (第50条第2項において 準用する場合を含む。)     標識の掲示義務     書面掲示       269     労働金庫法施行令     金融庁 厚生労働省 第6条第3項 休日の掲示義務     書面掲示       270     労働金庫法施行令     金融庁 厚生労働省 第7条の2第3項 休日の掲示義務     書面掲示       271     労働金庫法施行規則     金融庁 厚生労働省 第87条第3項 労働金庫が取り扱う金銭債権等 商品に関する掲示義務     書面掲示       272     労働金庫法施行規則     金融庁 厚生労働省 第110条第3項 株日の承認を受けた際の掲示義 務     書面掲示       273     労働金庫法施行規則     金融庁 第111条第4項 業務取扱時間を変更する際の掲 書面掲示	266	農林中央金庫法施行規則	金融庁	第148条第2項	休日の掲示義務	書面掲示
267     農林中央金庫法施行規則     金融庁     第149条     臨時休業の掲示義務     書面掲示       268     不動産特定共同事業法     国土交通省 (第50条第2項において 準用する場合を含む。)     標識の掲示義務     書面掲示       269     労働金庫法施行令     金融庁 厚生労働省 第6条第3項 休日の掲示義務     書面掲示       270     労働金庫法施行令     金融庁 厚生労働省 第7条の2第3項 休日の掲示義務     書面掲示       271     労働金庫法施行規則     金融庁 厚生労働省 第87条第3項 労働金庫が取り扱う金銭債権等 商品に関する掲示義務     書面掲示       272     労働金庫法施行規則     金融庁 厚生労働省 第110条第3項 株日の承認を受けた際の掲示義 務     書面掲示       273     労働金庫法施行規則     金融庁 第111条第4項 業務取扱時間を変更する際の掲 書面掲示			-			
268     不動産特定共同事業法     第16条第1項 (第50条第2項において 準用する場合を含 む。)     標識の掲示義務     書面掲示       269     労働金庫法施行令     金融庁 厚生労働省     第6条第3項     休日の掲示義務     書面掲示       270     労働金庫法施行令     金融庁 厚生労働省     第7条の2第3項     休日の掲示義務     書面掲示       271     労働金庫法施行規則     金融庁 厚生労働省     第87条第3項     労働金庫が取り扱う金銭債権等 商品に関する掲示義務     書面掲示       272     労働金庫法施行規則     金融庁 厚生労働省     第110条第3項 務     株日の承認を受けた際の掲示義 務     書面掲示       273     労働金庫法施行規則     金融庁     第111条第4項     業務取扱時間を変更する際の掲 業務取扱時間を変更する際の掲 書面掲示	267	農林中央金庫法施行規則		第149条	臨時休業の掲示義務	書面掲示
268     不動産特定共同事業法     国土交通省 金融庁 準用する場合を含む。)     標識の掲示義務     書面掲示       269     労働金庫法施行令     金融庁 厚生労働省 第6条第3項 休日の掲示義務     書面掲示       270     労働金庫法施行令     金融庁 厚生労働省 第7条の2第3項 休日の掲示義務 書面掲示       271     労働金庫法施行規則     第87条第3項 第87条第3項 第品に関する掲示義務 書面掲示       272     労働金庫法施行規則     第110条第3項 探別扱時間を変更する際の掲書面掲示       273     労働金庫法施行規則     金融庁 厚生労働省 第111条第4項 業務取扱時間を変更する際の掲書面掲示				第16条第1項		
268     不動産特定共同事業法     金融庁     準用する場合を含む。)     標識の掲示義務     書面掲示       269     労働金庫法施行令     金融庁厚生労働省     第6条第3項     休日の掲示義務     書面掲示       270     労働金庫法施行令     金融庁厚生労働省     第7条の2第3項     休日の掲示義務     書面掲示       271     労働金庫法施行規則     第87条第3項     労働金庫が取り扱う金銭債権等商品に関する掲示義務     書面掲示       272     労働金庫法施行規則     金融庁厚生労働省     第110条第3項     株日の承認を受けた際の掲示義務     書面掲示       273     労働金庫法施行規則     金融庁原生労働省     第110条第3項     業務取扱時間を変更する際の掲書面掲示			国十交诵省			
269     労働金庫法施行令     金融庁厚生労働省     第6条第3項     休日の掲示義務     書面掲示       270     労働金庫法施行令     金融庁厚生労働省     第7条の2第3項     休日の掲示義務     書面掲示       271     労働金庫法施行規則     金融庁厚生労働省     第87条第3項     労働金庫が取り扱う金銭債権等商品に関する掲示義務     書面掲示       272     労働金庫法施行規則     金融庁厚生労働省     第110条第3項     休日の承認を受けた際の掲示義務     書面掲示       273     労働金庫法施行規則     金融庁原生労働省     第111条第4項     業務取扱時間を変更する際の掲書面掲示	268	不動産特定共同事業法			標識の掲示義務	書面掲示
269     労働金庫法施行令     金融庁厚生労働省     第6条第3項     休日の掲示義務     書面掲示       270     労働金庫法施行令     金融庁厚生労働省     第7条の2第3項     休日の掲示義務     書面掲示       271     労働金庫法施行規則     金融庁厚生労働省     第87条第3項     労働金庫が取り扱う金銭債権等商品に関する掲示義務     書面掲示       272     労働金庫法施行規則     第110条第3項     休日の承認を受けた際の掲示義務     書面掲示       273     労働金庫法施行規則     金融庁厚生労働省     第111条第4項     業務取扱時間を変更する際の掲書面掲示			III. 10A7 J			
269     労働金庫法施行令     厚生労働省     第6条第3項     休日の掲示義務     書面掲示       270     労働金庫法施行令     金融庁 厚生労働省     第7条の2第3項     休日の掲示義務     書面掲示       271     労働金庫法施行規則     金融庁 厚生労働省     第87条第3項     労働金庫が取り扱う金銭債権等 商品に関する掲示義務     書面掲示       272     労働金庫法施行規則     第110条第3項     休日の承認を受けた際の掲示義 務     書面掲示       273     労働金庫法施行規則     第111条第4項     業務取扱時間を変更する際の掲     書面掲示			全融庁	0.,		
270     労働金庫法施行令     金融庁厚生労働省     第7条の2第3項     休日の掲示義務     書面掲示       271     労働金庫法施行規則     金融庁厚生労働省     第87条第3項     労働金庫が取り扱う金銭債権等商品に関する掲示義務     書面掲示       272     労働金庫法施行規則     金融庁厚生労働省     第110条第3項     休日の承認を受けた際の掲示義務務     書面掲示       273     労働金庫法施行規則     金融庁原生労働省     第111条第4項     業務取扱時間を変更する際の掲書面掲示	269	労働金庫法施行令		第6条第3項	休日の掲示義務	書面掲示
270     労働金庫法施行令     厚生労働省     第7条の2第3項     休日の掲示義務     書面掲示       271     労働金庫法施行規則     金融庁 厚生労働省     第87条第3項     労働金庫が取り扱う金銭債権等 商品に関する掲示義務     書面掲示       272     労働金庫法施行規則     金融庁 厚生労働省     株日の承認を受けた際の掲示義 務     書面掲示       273     労働金庫法施行規則     金融庁 第110条第3項     業務取扱時間を変更する際の掲書面掲示						
271     労働金庫法施行規則     金融庁 厚生労働省     第87条第3項     労働金庫が取り扱う金銭債権等 商品に関する掲示義務     書面掲示       272     労働金庫法施行規則     金融庁 厚生労働省     第110条第3項     休日の承認を受けた際の掲示義 務     書面掲示       273     労働金庫法施行規則     金融庁 第111条第4項     業務取扱時間を変更する際の掲書の掲示	270	労働金庫法施行令		第7条の2第3項	休日の掲示義務	書面掲示
271     労働金庫法施行規則     厚生労働省     第87条第3項     商品に関する掲示義務     書面掲示       272     労働金庫法施行規則     金融庁 厚生労働省     第110条第3項     株日の承認を受けた際の掲示義 務     書面掲示       273     労働金庫法施行規則     金融庁     第111条第4項     業務取扱時間を変更する際の掲書の掲示					労働全庸が取り扱う全线信佐等	
272     労働金庫法施行規則     金融庁 厚生労働省     第110条第3項     株日の承認を受けた際の掲示義 務     書面掲示       273     労働金庫法施行規則     金融庁 第111条第4項     業務取扱時間を変更する際の掲書の掲示	271	労働金庫法施行規則		第87条第3項		書面掲示
272     労働金庫法施行規則     厚生労働省     第110条第3項     務       273     労働金庫法施行規則     金融庁     第111条第4項     業務取扱時間を変更する際の掲書の掲示						
273 労働金庫法施行規則 金融庁 第111条第4項 業務取扱時間を変更する際の掲 書面掲示	272	労働金庫法施行規則		第110条第3項		書面掲示
273   労働金庫法施行規則						
	273	労働金庫法施行規則		第111条第4項		書面掲示
	<u> </u>		厚生牙側省		小我防	

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型
274	労働金庫法施行規則	金融庁厚生労働省	第112条第3項	臨時休業する際の掲示義務	書面掲示
275	労働金庫法施行規則	金融庁	第133条第2項	労働金庫代理業者の掲示義務	書面掲示
276	労働金庫法施行規則	金融庁	第142条の2第3項	特定労働金庫代理業者の休日に 係る掲示義務	書面掲示
277	労働金庫法施行規則	金融庁厚生労働省	第143条第4項及び第6 項	特定労働金庫代理業者の業務取 扱時間等の掲示義務	書面掲示
1	道路交通法	警察庁	第108条の2第1項第15 号	自転車運転者に対する講習	対面講習
2	社会教育法	文部科学省	第9条の5	社会教育主事の講習	対面講習
3	図書館法	文部科学省	第6条第1項	司書及び司書補の講習	対面講習
4	学校図書館法	文部科学省	第5条第2項	司書教諭の講習	対面講習
5	クリーニング業法	厚生労働省	第8条の2第1項、第2項	クリーニング師の研修	対面講習
6	クリーニング業法	厚生労働省	第8条の3第1項	クリーニング業務従事者に対す る講習	対面講習
7	食品衛生法	厚生労働省	第48条第6項第4号	食品衛生管理者講習	対面講習
8	美容師法	厚生労働省	第12条の3第2項	管理美容師講習	対面講習
9	理容師法	厚生労働省	第11条の4第2項	管理理容師講習	対面講習
	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	厚生労働省	第7条第1項第1号	建築物環境衛生管理技術者資格 取得講習	対面講習
11	職業能力開発促進法施行規則	厚生労働省	第48条の17	キャリアコンサルタント更新講 習	対面講習
12	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	厚生労働省	第12条第3号	精神保健福祉相談員講習会	対面講習
13	母体保護法	厚生労働省	第15条第2項	受胎調節の実地指導講習	対面講習
14	労働安全衛生法	厚生労働省	第14条第1項	作業主任者講習	対面講習
15	労働安全衛生法	厚生労働省	第61条第1項	技能講習(クレーンの運転等)	対面講習
16	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関 する基準	厚生労働省	第20条第3項	相談支援従事者現任研修	対面講習
17	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第25条第2号イ、ロ	清掃作業監督者講習·清掃作業 監督者再講習	対面講習
18	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第25条第3号	清掃作業従事者研修	対面講習
19	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第26条第2号イ、ロ	空気環境測定実施者講習・空気 環境測定実施者再講習	対面講習
20	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第26条の3第2号イ、ロ	ダクト清掃作業監督者講習・ダ クト清掃作業監督者再講習	対面講習
21	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第26条の3第3号	ダクト清掃作業従事者研修	対面講習
22	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第28条第4号イ、ロ	貯水槽清掃作業監督者講習・貯 水槽清掃作業監督者再講習	対面講習
23	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第28条の3第4号イ、ロ	排水管清掃作業監督者講習·排 水管清掃作業監督者再講習	対面講習
24	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第28条の3第5号	排水管清掃作業従事者研修	対面講習
25	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第28条第5号	貯水槽清掃作業従事者研修	対面講習
26	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第29条第3号イ、ロ	防除作業監督者講習・防除作業 監督者再講習	対面講習
27	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第29条第4号	防除作業従事者研修	対面講習
28	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第30条第2号イ、ロ	統括管理者講習·統括管理者再 講習	対面講習
29	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第30条第5号イ、ロ	空調給排水管理監督者講習·空 調給排水管理監督者再講習	対面講習
30	登録販売者に対する研修の実施について(薬食総発0326第1号 平成24年3月26日)	厚生労働省	2. 外部研修の受講対象者、時間数等について	登録販売者の資質向上のための 外部研修	対面講習
31	健康サポート薬局に関する基準	厚生労働省	3. 常駐する薬剤師の資 質(基準告示 3 関係)	健康サポート薬局に係る研修	対面講習
32	ボイラー及び圧力容器安全規則	厚生労働省	第97条第3号イ (3)	二級ボイラー技士免許	対面講習
33	建築基準法	国土交通省	第12条の2第1項第1号	調査及び点検に関する講習(建 築物調査員)	対面講習
34	建築士法	国土交通省	第10条の3の1の1、2	一級建築士資格講習	対面講習
35	タクシー業務適正化特別措置法	国土交通省	第18条の2第1項	輸送の安全及び利用者の利便の 確保に関する講習	対面講習
36	宅地建物取引業法	国土交通省	第16条第3項	登録講習(宅地建物取引士)	対面講習
37	宅地建物取引業法	国土交通省	第22条の2第2項	法定講習(宅地建物取引士)	対面講習

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型
38	船舶職員及び小型船舶操縦者法	国土交通省	第7条の2第3項第3号	海技免状更新講習	対面講習
39	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律	国土交通省	第12条第4項第2号	観光圏内限定旅行業務取扱管理 者の職務に関する研修	対面講習
40	船員法施行規則	国土交通省	第77条の7第4項第2号	危険物等取扱責任者(タン カー)講習	対面講習
41	船員法施行規則	国土交通省	第10号表(第77条の 6、第77条の6の22一第 77条の6の24、第77の7 関係)	危険物等取扱責任者(低引火点 燃料船)	対面講習
42	船員法施行規則	国土交通省	第15号表(第77条の 11、第77条の11の2一 第77条の11の4、第77 条の12関係)	特定海域運航責任者	対面講習
43	船員法施行規則	国土交通省	第77条の14第2項	旅客船に乗り組む船員の教育訓 練	対面講習
44	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則	国土交通省	第65条の2第1号ハ	承認を受けてなろうとする船舶 職員が有すべき海事法令に関す る知識の不足を補うための講習 (国内海事法令講習)	対面講習
45	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	環境省	第51条第4項	狩猟免許の更新	対面講習
1	国家公安委員会行政文書管理規則	警察庁	第17条	行政文書の閲覧	往訪閲覧
2	協同組合による金融事業に関する法律	金融庁	第5条の7	計算書類の閲覧請求等	往訪閲覧
3	協同組合による金融事業に関する法律	金融庁	第6条の5第1項	説明書類等の縦覧	往訪閲覧
4	協同組合による金融事業に関する法律	金融庁	第6条	業務及び財産の状況に関する説 明書類の縦覧	往訪閲覧
5	協同組合による金融事業に関する法律	金融庁	第6条の5の9第6項	会員名簿の縦覧	往訪閲覧
6	金融サービスの提供に関する法律	金融庁	第34条第2項	事業報告書の縦覧	往訪閲覧
7	金融サービスの提供に関する法律	金融庁	第65条	指定紛争解決機関による加入金 融サービス仲介業者の名簿の縦 覧	往訪閲覧
8	金融機関の合併及び転換に関する法律	金融庁	第33条第5項	合併契約に関する書面等の閲覧	往訪閲覧
9	金融商品取引業等に関する内閣府令	金融庁	第12条	登録簿の縦覧	往訪閲覧
10	金融商品取引業等に関する内閣府令	金融庁	第48条	登録簿の縦覧	往訪閲覧
11	金融商品取引業等に関する内閣府令	金融庁	第262条	登録簿の縦覧	往訪閲覧
12	金融商品取引業等に関する内閣府令	金融庁	第302条	登録簿の縦覧	往訪閲覧
13	金融商品取引業等に関する内閣府令	金融庁	第331条	登録簿の縦覧	往訪閲覧
14	金融商品取引所等に関する内閣府令	金融庁	第46条第4項	書面の縦覧	往訪閲覧
15	金融商品取引清算機関等に関する内閣府令	金融庁	第21条第4項	書類の縦覧	往訪閲覧
16	金融商品取引法	金融庁	第29条の3第2項	金融商品取引業者登録簿の縦覧	往訪閲覧
17	金融商品取引法	金融庁	第33条の4第2項	金融機関登録簿の縦覧	往訪閲覧
18	金融商品取引法	金融庁	第46条の4	説明書類を事務所に備え置いて の縦覧	往訪閲覧
19	金融商品取引法	金融庁	第46条の6第3項	自己資本規制比率書の縦覧	往訪閲覧
20	金融商品取引法	金融庁	第47条の3	説明書類を事務所に備え置いて の縦覧	往訪閲覧
21	金融商品取引法	金融庁	第57条の4	説明書類を事務所に備え置いて の縦覧	往訪閲覧
22	金融商品取引法	金融庁	第57条の5第3項	経営状況書を事務所に備え置い ての縦覧	往訪閲覧
23	金融商品取引法	金融庁	第57条の16	説明書類の事務所に備え置いて の縦覧	往訪閲覧
24	金融商品取引法	金融庁	第57条の17第3項	経営状況書の事務所に備え置い ての縦覧	往訪閲覧
25	金融商品取引法	金融庁	第63条第5項,第6項	適格機関投資家等特例業務者の 情報の事務所に備え置いての縦 覧	往訪閲覧
26	金融商品取引法	金融庁	第63条の4 第3項	特例業務届出者の説明書類の事 務所に備え置いての縦覧	往訪閲覧
27	金融商品取引法	金融庁	第66条の3第2項	金融商品仲介業者登録簿の縦覧	往訪閲覧
28	金融商品取引法	金融庁	第66条の17第2項	事業報告書の事務所に備え置い ての縦覧	往訪閲覧
20	金融商品取引法	金融庁	第66条の18	説明書類の事務所に備え置いて	往訪閲覧
29				の縦覧	

	法令名	 所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型
31	金融商品取引法	金融庁	第66条の52第2項	高速取引行為者登録簿の縦覧	往訪閲覧
32	金融商品取引法	金融庁	第79条の11第2項	対象事業者名簿の縦覧	往訪閲覧
33	金融商品取引法	金融庁	第104条	発行済株式の総数等の縦覧	往訪閲覧
34	金融商品取引法	金融庁	第105条の18	自主規制委員の名簿の縦覧	往訪閲覧
35	金融商品取引法	金融庁	第156条の12の2	発行済株式の総数等の縦覧	往訪閲覧
				指定紛争解決機関による加入金	
36	金融商品取引法	金融庁	第156条の53	融商品取引関係業者の名簿の縦	往訪閲覧
				覧	
37	金融商品取引法	金融庁	第156条の87第2項第7	説明書類の縦覧	往訪閲覧
	ELICATES HH- N/ 3 17AA	E 1047 3	号	100 73 El 700 - 100 96	124770030
38	金融商品取引法	金融庁	第164条第7項	利益関係書類の写しの縦覧	往訪閲覧
39	金融商品取引法	金融庁	第165条の2第12項	組合利益関係書類の写しの縦覧	往訪閲覧
40	金融商品取引法	金融庁	第166条第4項	書類の公表の定義としての縦覧	往訪閲覧
41	金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令	金融庁	第30条第4項	資料の閲覧	往訪閲覧
42	銀行法	金融庁	第52条の2の6	所属外国銀行に係る説明書類等	往訪閲覧
			NISOENIC FE FO	の縦覧	
43	銀行法	金融庁	第52条の51第1項	所属銀行の説明書類等の縦覧	往訪閲覧
44	銀行法	金融庁	第52条の61第2項	原簿の閲覧の求め	往訪閲覧
45	銀行法	金融庁	第21条第1項	書類、貸借対照表、損益計算書	往訪閲覧
73	3K   1 /D.	775 (4)74/ 3	3121/(311-94	の作成、備え置き、公衆縦覧	工的风克
				連結書類、連結貸借対照表、連	
46	銀行法	金融庁	第21条第2項	結損益計算書の作成、備え置	往訪閲覧
				き、公衆縦覧	
47	銀行法	金融庁	第52条の60第2項	原簿の閲覧の求め	往訪閲覧
48	銀行法施行規則	金融庁	第19条の2第3項	説明書類、書類の備え置き、縦	往訪閲覧
40	取(1 ) /本/他1 J がただり	並問以	第19米·0/2第3項	覧	11年初1月月
49	銀行法施行規則	金融庁	第19条の2第4項	書類の備え置き、縦覧	往訪閲覧
50	銀行法施行規則	金融庁	第34条の26第2項	書類の備え置き、縦覧	往訪閲覧
51	銀行法施行規則	金融庁	第34条の26第3項	書類の備え置き、縦覧	往訪閲覧
52	公認会計士法	金融庁	第34条の26第3項	有限責任監査法人登録簿の縦覧	往訪閲覧
53	公認会計士法	金融庁	第34条の58	記録の閲覧	往訪閲覧
				指定紛争解決機関による加入資	
54	資金決済に関する法律	金融庁	第101条第1項	金移動業等関係業者の名簿等の	往訪閲覧
				縦覧	
55	資産の流動化に関する法律	金融庁	第8条第1項	特定目的会社名簿の縦覧	往訪閲覧
56	資産の流動化に関する法律施行規則	金融庁	第24条	特定目的会社名簿の縦覧	往訪閲覧
57	信用金庫法	金融庁	第89条第7項	認定信用金庫電子決済等代行事	往訪閱覧
37	信用並 <b>津</b> 広	並問知八	第03米第7項	業者協会の会員名簿等の縦覧	1生初周見
58	信用金庫法	金融庁	第23条の2第2項	定款の閲覧請求	往訪閲覧
	ERAEH	스라스	# 0.1 <del>2</del> # 0.1 # 1	創立総会の議事録の閲覧又は謄	/ <del>→</del> 計 目 原仁
59	信用金庫法	金融庁	第24条第9項	写の請求	往訪閲覧
60	信用金庫法	金融庁	第37条の2第4項第1号	議事録の閲覧又は謄写の請求	往訪閲覧
61	信用金庫法	金融庁	第38条第11項第1号	計算書類等の閲覧の請求	往訪閲覧
62	后用本库计	会动亡	第40名の7第4項第1日	総会の議事録の閲覧又は謄写の	分→ 見屋5
62	信用金庫法	金融庁	第48条の7第4項第1号	請求	往訪閲覧
62	/E田仝康汁	소라는	第61条第3百年1日	財産目録、賃借対照表の閲覧の	/ <del>↑ □</del> → □□ □□□□
63	信用金庫法	金融庁	第51条第3項第1号	請求	往訪閲覧
64	信用金庫法	金融庁	第63条	賃借対照表の備置き及び閲覧等	往訪閲覧
65	信用金庫法	金融庁	第89条第3項	説明書類等の縦覧	往訪閲覧
cc	<b>后</b> 田 <b>个</b> 唐汁旅行担則	소라는	第127タ の2	所属外国銀行の説明書類等の縦	/ <del>↑ □</del> →□□□□□□
66	信用金庫法施行規則	金融庁	第137条の2	覧	往訪閲覧
67	船主相互保険組合法	金融庁	第55条第3項	財務諸表等の備置き及び閲覧	往訪閲覧
68	損害保険料率算出団体に関する法律	金融庁	第10条	資料の閲覧	往訪閲覧
69	損害保険料率算出団体に関する法律	金融庁	第10条の5第7項	基準料率の告示の縦覧	往訪閲覧
70	損害保険料率算出団体に関する法律の規定による公開の意見聴取に	스라스	年 5 々	立事等の問題	/ <del></del>
70	関する内閣府令	金融庁	第5条	文書等の閲覧	往訪閲覧
71	損害保険料率算出団体に関する法律の規定による公開の意見聴取に	스타스	₩ 0F Ø	押書の開覧	/ <del></del>
71	関する内閣府令	金融庁	第25条	調書の閲覧	往訪閲覧
72	貸金業法	金融庁	第19条の2	帳簿の閲覧	往訪閲覧
		<u> </u>		指定紛争解決機関による加入貸	
73	貸金業法	金融庁	第41条の53	金業者の名簿の縦覧	往訪閲覧
	(N. 11 /= - 11 )	^ =1 <del>-</del>	生0々生に古	1	往訪閲覧
74	貸付信託法	金融庁	第8条第5項	受益証券の閲覧	
	長期信用銀行法	金融庁	第17条	大価証分の閲覧 所属長期信用銀行の説明書類等	往訪閲覧

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型
76	投資信託及び投資法人に関する法律	金融庁	第15条第2項	帳簿書類の閲覧	往訪閲覧
	投資信託及び投資法人に関する法律	金融庁	第92条第4項	本店に備置く書面の閲覧	往訪閲覧
78	投資信託及び投資法人に関する法律	金融庁	第132条第2項	計算書類等の備置き及び閲覧	往訪閲覧
79	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則	金融庁	第217条	投資法人登録簿等の縦覧	往訪閲覧
80	保険業法	金融庁	第69条の2第3項	組織変更に関する書面等の閲覧 請求	往訪閲覧
81	保険業法	金融庁	第69条の2第5項	組織変更に関する書面等の閲覧 請求	往訪閲覧
82	保険業法	金融庁	第87条第3項	組織変更をする相互会社に対す る組織変更に関する書面の閲覧 請求	往訪閲覧
83	保険業法	金融庁	第156条の2第2項	解散に係る書面の閲覧の請求	往訪閲覧
84	保険業法	金融庁	第16条第2項第1号	書面資本金等の額の減少に係る 書面の閲覧請求	往訪閲覧
85	保険業法	金融庁	第26条第2項第1号	相互会社の定款の閲覧請求	往訪閲覧
86	保険業法	金融庁	第54条の8第3項第1号	相互会社の計算書類等の閲覧請 求	往訪閲覧
87	保険業法	金融庁	第57条第4項	基金償却積立金の取崩しに係る 書面の備置き・閲覧請求等	往訪閲覧
88	保険業法	金融庁	第87条第5項第1号	組織変更後の株式会社に対する 組織変更計画の閲覧請求	往訪閲覧
89	保険業法	金融庁	第136条の2第2項	保険契約の移転に関する契約の 閲覧請求・謄本又は抄本の交付 請求	往訪閲覧
90	保険業法	金融庁	第165条の15第2項第1 号	消滅相互会社による合併契約に 関する書面の閲覧請求	往訪閲覧
91	保険業法	金融庁	第165条の19第2項第1 号	存続会社による吸収合併契約に 関する書面の閲覧請求	往訪閲覧
92	保険業法	金融庁	第165条の2第2項第1号	消滅会社による吸収合併契約に 関する書面の閲覧請求	往訪閲覧
93	保険業法	金融庁	第165条の9第2項第1号	存続会社による吸収合併契約に 関する書面の閲覧請求	往訪閲覧
94	保険業法	金融庁	第165条の13第3項第1 号	存続会社による吸収合併に関す る権利義務の書面の閲覧請求	往訪閲覧
95	保険業法	金融庁	第165条の21第3項第1 号	存続会社による吸収合併に伴う 権利義務関係に関する書面の閲 覧請求	往訪閲覧
96	保険業法	金融庁	第166条第3項第1号	合併に関する書面の閲覧請求	往訪閲覧
97	保険業法	金融庁	第196条第5項第1号	定款等の閲覧請求	往訪閲覧
98	保険業法	金融庁	第199条	外国保険会社等の業務報告書等 の備置き又は縦覧	往訪閲覧
99	保険業法	金融庁	第224条第3項第1号	日本において保険業を行う引受 社員の名簿の閲覧請求	往訪閲覧
	保険業法	金融庁	第240条の7第2項第1号	契約条件に関する書面の閲覧請求	往訪閲覧
	保険業法施行規則	金融庁	第59条の4第1項	説明書類の縦覧	往訪閲覧
	保険業法施行規則	金融庁	第143条の2第2項	説明書類等の縦覧	往訪閲覧
	保険業法施行規則	金融庁金融庁	第143条の2第3項	説明書類等の縦覧	往訪閲覧
	保険業法施行規則 保険業法施行規則	金融庁	第143条の3 第210条の10の2第2項	説明書類等の縦覧 説明書類等の縦覧	往訪閲覧 在訪閲覧
	保険業法施行規則	金融庁	第210条の10の2第2項	説明書類等の縦覧	往訪閲覧
107	保険業法施行規則	金融庁	第210条の10の2第3項	説明書類等の縦覧	在訪閲覧 往訪閲覧
	保険業法施行規則	金融庁	第210条の10の3第1項	説明書類等の縦覧	全訪閲覧
	保険業法施行規則	金融庁	第211条の82第3項	説明書類等の縦覧	往訪閲覧
110	保険業法施行規則	金融庁	第211条の83	説明書類等の縦覧	往訪閲覧
111	無尽業法	金融庁	第35条の2の3	指定紛争解決機関による加入無 尽会社の名簿の縦覧	往訪閲覧
112	有価証券の取引等の規制に関する内閣府令	金融庁	第8条第2項	書類の縦覧	往訪閲覧
113	有価証券の取引等の規制に関する内閣府令	金融庁	第32条	書類の写しの縦覧	往訪閲覧
114	有価証券の取引等の規制に関する内閣府令	金融庁	第44条	書類の写しの縦覧	往訪閲覧
115	公害紛争の処理手続等に関する規則	総務省	第64条第1項	あっせん・調停・仲裁に係る事 件記録の閲覧	往訪閲覧
116	公害紛争の処理手続等に関する規則	総務省	第64条第2項	裁定に係る事件記録の閲覧	往訪閲覧
117	公害紛争の処理手続等に関する規則	総務省	第65条第1項	委員長等の名簿の閲覧	往訪閲覧

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型
118	公害紛争処理法施行規則	総務省	第1条	委員等名簿の閲覧	往訪閲覧
119	公害紛争処理法施行令	総務省	第15条の3	事件記録の閲覧	往訪閲覧
100	A PM 37 WAL	(A) 75 (I)	Man and the second	選挙人名簿・在外選挙人名簿の	() = L = = = = = = = = = = = = = = = = =
120	公職選挙法	総務省	第28条の2	抄本の閲覧申出	往訪閲覧
121	鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律	総務省	第39条第2項	調書の閲覧	往訪閲覧
122	位尺字二/	<b>∜公</b> □友 /♪›	空0夕空0百	住居表示台帳又はその写しの閲	分計則監
122	住居表示に関する法律	総務省	第9条第2項	覧	往訪閲覧
123	地方税法	総務省	第354条の2	所得税又は法人税に関する書類	往訪閲覧
123	אווווי נלשיב	/NO:3カ 目	为354米07Z	の閲覧等	工机场差
124	地方税法	総務省	第410条第2項	地域ごとの住宅の標準的な価格	往訪閲覧
	-073 (66)4	10000	313 1 2 0 3 (	を記載した書面の閲覧	11 W 1 P G 9 E
125	地方税法	総務省	第605条	市町村長の所得税又は法人税に	往訪閲覧
				関する書類の閲覧請求	
126	地方税法	総務省	第701条の55	所得税又は法人税に関する書類	往訪閲覧
107	/\ TM\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	WAZE (1)	Mr. o.o. fre. o.	等の閲覧等に係る手続	/\ =1 00 EF
127	公職選挙法	総務省	第28条の3	名簿の抄本の閲覧	往訪閲覧
128	公職選挙法	総務省	第30条の12 第30条の14	名簿の閲覧	往訪閲覧
129	公職選挙法	総務省		記録簿の閲覧	往訪閲覧
130	地方税法	総務省	第63条第1項	書類の閲覧	往訪閲覧
131	地方税法地方税法	総務省 総務省	第72条の49の2 第72条の59	書類の閲覧 書類の閲覧	往訪閲覧 在訪閲覧
132	地方税法		第72条の94	書類の閲覧	在訪閲覧 往訪閲覧
134	地方税法	総務省	第72条の94	書類の閲覧	往訪閲覧 往訪閲覧
135	地方税法	総務省	第73条の23	書類の閲覧	往訪閲覧
136	地方税法	総務省	第74条の19第1項	書類の閲覧	往訪閲覧 往訪閲覧
137	地方税法	総務省	第144条の43	書類の閲覧	往訪閲覧
138	地方税法	総務省	第325条	書類の閲覧	往訪閲覧
139	地方税法	総務省	第387条第3項	名寄帳の閲覧	往訪閲覧
140	地方税法	総務省	第433条第10項	記録の閲覧	往訪閲覧
141	地方税法	総務省	第479条	書類の閲覧	往訪閲覧
142	国有資産等所在市町村交付金法	総務省	第18条	台帳等の閲覧	往訪閲覧
143	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律	総務省	第18条第3項	書類の閲覧	往訪閲覧
144	特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律	総務省	第18条第3項	書類の閲覧	往訪閲覧
145	国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令	総務省	第6条第2項	国有財産台帳の閲覧	往訪閲覧
1.4.0	自治紛争処理委員の調停、審査及び処理方策の提示の手続に関する	4/\\ Z# /\\\	₩20 <i>⁄</i>	事物の問題	4→ =→ == == == =
146	省令	総務省	第39条	書類の閲覧	往訪閲覧
147	放送法施行規則	総務省	第9条	候補者放送の記録の閲覧	往訪閲覧
148	行政書士法施行規則	総務省	第14条第2項	会計帳簿等の閲覧	往訪閲覧
149	商法	法務省	第539条第1項	書面の閲覧	往訪閲覧
150	破壊活動防止法	法務省	第28条第1項	書類及び証拠物の閲覧	往訪閲覧
			第190条第2項		
151	信託法	法務省	(第3項:貸付信託法の閲	受益者原簿の閲覧	往訪閲覧
101	Панора	74.33 E	覧の条項にて準用され	× 1/3//3 × 1/4/90	12277030
			ている。)		
	信託法	法務省	第38条第1項,第6項	帳簿等の閲覧	往訪閲覧
	建物の区分所有等に関する法律	法務省	第33条第2項	規約の閲覧	往訪閲覧
154	商業登記法	法務省	第11条の2	登記簿の附属書類の閲覧	往訪閲覧
155	鉱害賠償登録令	法務省	第8条第1項	書類の閲覧	往訪閲覧
156	供託規則	法務省	第48条	書類の閲覧	往訪閲覧
157	たばこ耕作組合法	財務省	第27条第4項	たばこ耕作組合の定款等の閲覧	往訪閲覧
158	たばこ耕作組合法	財務省	第37条第6項	地区たばこ耕作組合代議員会の 議事録の閲覧	往訪閲覧
159	たばこ耕作組合法	財務省	第54条	決算報告書等の閲覧	往訪閲覧
133	ACTOR CHAILLE IA	<b>ドリ 1万 目</b>	71UT/N	国家公務員共済組合連合会の決	그에서 見
160	国家公務員共済組合法	財務省	第36条	算の関係書類の閲覧	往訪閲覧
		וענינא	2,200,1	2. C RANK III NAZ - C RAIDO	17 M 1 M 25
161	   酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律		第28条第3項	備置き書類の閲覧請求	往訪閲覧
162	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	財務省	第40条第3項	事業報告書等の閲覧請求	往訪閲覧
163	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	財務省	第41条	会計帳簿等の閲覧請求	往訪閲覧
				定款、組合員名簿、議事録、事	
				業報告書、財産目録、収支計算	0
164	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	財務省	第58条第2項	書、監事の意見書、会計帳簿等	往訪閲覧
				の閲覧請求	
			•	<u>.                                    </u>	

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型
	<b>本で石</b>	別旨目月石	米坦	定款、組合員名簿、議事録、事	別刑寺の規定
165	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	財務省	第83条	業報告書、財産目録、収支計算	往訪閲覧
				書、監事の意見書、会計帳簿等	
100		11十3年八小	<b>第10夕第</b> 0万	の閲覧請求	分⇒BBE5
166	沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律	財務省	第18条第2項	財務諸表等の備付け閲覧	往訪閲覧
167	税理士法	財務省	第49条の18	貸借対照表等の閲覧等	往訪閲覧
168	国家公務員共済組合法	財務省	第16条第3項	決算書類の備付け閲覧	往訪閲覧
169	たばこ耕作組合法	財務省	第28条第3項	事業報告書等を備置き閲覧	往訪閲覧
170	株式会社国際協力銀行法	財務省	第27条第3項	決算報告書の閲覧	往訪閲覧
171	外国為替の取引等の報告に関する省令	財務省	第6条第3項	届出者名簿の閲覧	往訪閲覧
172	著作権法	文部科学省	第78条第4項	原簿の閲覧	往訪閲覧
173	宗教法人法	文部科学省	第25条第3項	財産目録等の事務所備付け書類 の閲覧	往訪閲覧
174	私立学校法	文部科学省	第33条の2	寄附行為の備置き及び閲覧	往訪閲覧
175	私立学校法	文部科学省	第47条第2項	財産目録等の備置き及び閲覧	往訪閲覧
176	私立学校法	文部科学省	第62条第3項第2号	資料の閲覧	往訪閲覧
177	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法	厚生労働省	第30条第3項	財務諸表等の閲覧	往訪閲覧
4.00		E II W M I II	trium to a software	建築物環境衛生管理技術者講習	() = L = = = = = = = = = = = = = = = = =
178	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	厚生労働省	第7条の10第2項	登録機関の財務諸表等の閲覧	往訪閲覧
4.00		E II W M I II	total of a state of the	登録較正機関における財務諸表	() = L = = = = = = = = = = = = = = = = =
179	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第3条の11第2項	等の閲覧	往訪閲覧
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法			医療機器等総括製造販売責任者	
180	律施行規則第百十四条の四十九第一項第三号に規定する講習等を行	厚生労働省	第12条	講習に係る登録講習機関の財務	往訪閲覧
	う者の登録等に関する省令			諸表等の備付け及び閲覧	
				医療法人の理事会の議事録に関	
181	医療法	厚生労働省	第46条の7の2第1項	する社員又は評議員の閲覧又は	往訪閲覧
				謄写の請求	
				社団たる医療法人の社員総会の	
182	医療法	厚生労働省	第46条の3の6	議事録に関する社員及び債権者	往訪閲覧
				の閲覧又は謄写の請求	
				財団たる医療法人の評議員会の	
183	医療法	厚生労働省	第46条の4の7	議事録に関する評議員及び債権	往訪閲覧
				者の閲覧又は謄写の請求	
				医療法人の書類の主たる事務所	A = 1 == ==
184	医療法	厚生労働省	第51条の4第1項	における備え置きと閲覧	往訪閲覧
		_ , , , , , , ,		社会医療法人等の書類の主たる	45 -1
185	医療法	厚生労働省	第51条の4第2項	事務所における備え置きと閲覧	往訪閲覧
400		E II W KI II	Antonia de la destración de la companya de la compa	医療法人の従たる事務所におけ	() = L = = = = = = = = = = = = = = = = =
186	医療法	厚生労働省	第51条の4第4項	る書類の備え置きと閲覧	往訪閲覧
				都道府県知事が閲覧に供する医	A = 1 == ==
187	医療法	厚生労働省	第52条第2項	療法人の定款等	往訪閲覧
				社会医療法人債権者集会の議事	
				録に関する社会医療法人債管理	
				者及び社会医療法人債権者の閲	
				覧又は謄写の請求、社会医療法	
				人債原簿に関する社会医療法人	
				債権者等の閲覧又は謄写の請	
188	医療法	厚生労働省	第54条の7	求、社会医療法人債権者集会の	往訪閲覧
				決議の省略について議決権者の	
				意思表示をした書面に関する社	
				会医療法人債管理者、社会医療	
				法人債管理補助者及び社会医療	
				法人債権者の閲覧又は謄写の請	
				求	
100	压炼法	□ 4. 34 kl /\	#F0/2 # 0/# 0**	医療法人の債権者に対する吸収	/ <del></del>
189	医療法	厚生労働省	第58条の3第2項	合併契約に関する書面等の閲覧	往訪閲覧
100	压炼计	巨牛兴和小	笠50夕かり	医療法人の債権者に対する新設	/ <del></del>
190	医療法	厚生労働省	第59条の2	合併契約に関する書面等の閲覧	往訪閲覧
101	匠傍汁	<b>同</b> 上 出 科 小	第60久の4等0万	医療法人の債権者に対する吸収	/→ =→ 目目 医←
191	医療法	厚生労働省	第60条の4第2項	分割契約に関する書面等の閲覧	往訪閲覧
102	医療法	厚生労働省	第61冬の3	医療法人の債権者に対する新設	<b>分計開</b> 監
192	<u>△7</u> 宋/広	<b>序</b> 土力 側 自	第61条の3	分割契約に関する書面等の閲覧	往訪閲覧

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	 規制等の類型
	A D T	7/16 8/7 / 1	***	地域医療連携推進法人の書類の	がin 守 *7 及王
				主たる事務所における備え置き	
				と閲覧、地域医療連携推進法人	
193	医療法	厚生労働省	第70条の14	の従たる事務所における書類の	往訪閲覧
133	<b>△凉</b> /△		あ70未の14	閲覧、都道府県知事が閲覧に供	江川周見
				関 見、都道州県和事が関 見に供 する地域医療連携推進法人の定	
				款等	
				書面をもって作成された財務諸	
194	勤労者財産形成促進法施行規則	厚生労働省	第24条の8第2項第1号	表等の閲覧等	往訪閲覧
				電磁的記録をもって作成された	
195	勤労者財産形成促進法施行規則	厚生労働省	第24条の8第2項第3号	財務諸表等の閲覧等	往訪閲覧
196	社会福祉法	厚生労働省	第34条の2第2項,第3項	定款の閲覧等の請求	 往訪閲覧
130	[[[]]]	<b>サエカ</b> 園目	310+2012312-96,310-96	人,从5月周克行5月前八	工的风克
197	社会福祉法	厚生労働省	第45条の15第2項,第3項	理事会の議事録の閲覧請求	往訪閲覧
198	社会福祉法	厚生労働省	第45条の32第3項,第4項	計算書類等の閲覧等の請求	往訪閲覧
199	社会福祉法	厚生労働省	第45条の34第3項	財産目録等の閲覧等の請求	往訪閲覧
200	社会福祉法	厚生労働省	第45条の11第4項	評議員会の議事録の閲覧請求	往訪閲覧
001	11 4 1-11		MEAN AND A COMMANDE	評議員会の提案に係る同意書面	/> =L == == f
201	社会福祉法	厚生労働省	第45条の9第10項	の閲覧請求	往訪閲覧
202	社会福祉法	厚生労働省	第45条の25	会計帳簿の閲覧等の請求	往訪閲覧
203	社会福祉法	厚生労働省	第46条の20第2項,第3項	清算人会の議事録の作成閲覧等	往訪閲覧
203	<u> </u>	厚生ガ惻旬	第40条のZU第Z項,第3項	の請求	1生初阅見
204	社会福祉法	厚生労働省	第46条の26第2項	清算法人の貸借対照表等の閲覧	往訪閲覧
204	化云油性/公		另40未v)20别2项	等の請求	压则闭克
				吸収合併消滅法人の吸収合併契	
205	社会福祉法	厚生労働省	第51条第2項	約に関する書面等の閲覧等の請	往訪閲覧
				求	
				吸収合併存続法人の吸収合併契	
206	社会福祉法	厚生労働省	第54条第2項	約に関する書面等の閲覧等の請	往訪閲覧
				求	
		_ , , , , , , , , ,		新設合併消滅法人の新設合併契	
207	社会福祉法	厚生労働省	第54条の7第2項	約に関する書面等の閲覧等の請	往訪閲覧
				求	
208	社会福祉法	厚生労働省	第54条の4第3項	吸収合併存続法人の吸収合併に	往訪閲覧
				関する書面等の閲覧等の請求	
209	社会福祉法	厚生労働省	第54条の11第3項	新設合併設立法人の新設合併に	往訪閲覧
210	生油/1/ <i>伸</i> 孔/**生油陪束老短划/	巨生兴趣少	第19条の6の10第2項	関する書面等の閲覧等の請求	往訪閲覧
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 臓器の移植に関する法律	厚生労働省 厚生労働省	第19条の6の10第2項 第10条第3項	財務諸表等の閲覧等 記録の閲覧	住 が 関 覧
211	脱砕の移植に関する法律		薬剤師法第8条第6項	記録の周見	1年初181見
			条角即広第 0 条第 0 項 において読み替えて準		
212	薬剤師法	厚生労働省	用する行政手続法第18	免許の取消に係る文書等の閲覧	往訪閲覧
			条		
213	健康保険法	厚生労働省	第199条第2項	書類の閲覧	往訪閲覧
214	労働基準法	厚生労働省	第100条第2項	文書の閲覧	往訪閲覧
				地域医療支援病院における諸記	
215	医療法	厚生労働省	第16条の2第1項第5号	録の閲覧	往訪閲覧
04.5	压炸工		http://chi.en.	特定機能病院における諸記録の	/A =1 00 F4
216	医療法	厚生労働省	第16条の3第1項第6号	閲覧	往訪閲覧
217	児童福祉法	厚生労働省	第56条第4項	書類の閲覧	往訪閲覧
218	墓地、埋葬等に関する法律	厚生労働省	第15条第2項	書類の閲覧	往訪閲覧
219	身体障害者福祉法	厚生労働省	第38条第3項	書類の閲覧	往訪閲覧
220	生活保護法	厚生労働省	第29条	書類の閲覧	往訪閲覧
221	労働保険審査官及び労働保険審査会法	厚生労働省	第16条の3	文書等の閲覧	往訪閲覧
222	労働保険審査官及び労働保険審査会法	厚生労働省	第47条第2項	調書の閲覧	往訪閲覧
223	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	厚生労働省	第35条第4項	定款等の備付け閲覧	往訪閲覧
224	国民健康保険法	厚生労働省	第20条	書類の閲覧	往訪閲覧
225	国民健康保険法	厚生労働省	第113条の2第1項	書類の閲覧	往訪閲覧
			1	吸収合併契約により作成された	
226	国民年金法	厚生労働省	第137条の3の4第2項	国民年金基金の財産目録等の備 付け閲覧	往訪閲覧

	法令名	 所管省庁名	条項	規制等の内容概要	 規制等の類型
			.,,,,,,	吸収分割契約により作成された	
227	国民年金法	厚生労働省	第137条の3の10第2項	国民年金基金の財産目録等の備	往訪閲覧
		.,,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	付け閲覧	
				個人型年金加入者等原簿等の閲	
228	確定拠出年金法	厚生労働省	第67条第3項	覧	往訪閲覧
229	確定拠出年金法	厚生労働省	第4条第4項	企業型年金規約の備付け閲覧	往訪閲覧
230	確定拠出年金法	厚生労働省	第18条第2項	企業型年金加入者等原簿の閲覧	全訪閲覧
231	知的障害者福祉法		第27条第2項	書類の閲覧	全訪閲覧
	社会保険労務士法		第25条の48	質借対照表等の閲覧	
233	社会福祉施設職員等退職手当共済法	厚生労働省	第24条第2項	原簿の閲覧	往訪閲覧
234	消費生活協同組合法	厚生労働省	第53条の2第1項,第2項,	業務及び財産の状況に関する説	往訪閲覧
			第3項,第4項	明書類の縦覧	
			第20条第5項(第59条	企業型運用関連運営管理機関等	
235	確定拠出年金法施行規則	厚生労働省	第1項の規定により準用	及び個人型運営関連運営管理機	往訪閲覧
			する場合も含む。)	関の説明書類の縦覧	
236	日本年金機構法	厚生労働省	第41条第3項	財務諸表の閲覧	往訪閲覧
237	じん肺法施行規則	厚生労働省	第33条	指針の閲覧	往訪閲覧
238	社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則	厚生労働省	第22条	被共済職員原簿の閲覧請求	往訪閲覧
239	福祉の措置及び助産の実施等の解除に係る説明等に関する省令	厚生労働省	第8条第3項	調書の閲覧	往訪閲覧
240	医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令	厚生労働省	第37条第2項	治験に関する記録の閲覧	往訪閲覧
241	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令	厚生労働省	第56条第2項	治験に関する記録の閲覧	往訪閲覧
242	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令	厚生労働省	第56条第2項	治験に関する記録の閲覧	往訪閲覧
243	農業保険法	農林水産省	第52条第2項	定款等の備付け閲覧	全訪閲覧 往訪閲覧
243	農業保険法	展	第52条第2項	定款等の偏行の閲覧 決算関係書類の備付け閲覧	住訪閲覧 往訪閲覧
	卸売市場法	農林水産省	第4条第5項第5号	決算関係書類の閲覧	往訪閲覧
246	卸売市場法	農林水産省	第13条第5項第5号	決算関係書類の閲覧	往訪閲覧
247	農業協同組合法施行規則	農林水産省	第206条第1項	書類の縦覧	往訪閲覧
248	水産業協同組合法施行規則	農林水産省	第209条第1項	書類の閲覧	往訪閲覧
249	タクシー業務適正化特別措置法	国土交通省	第26条第2項	登録実施機関の財務諸表等の閲	往訪閲覧
249	メソン一未伤地正化付別指팉広	国工义进官	- 520米第2項	覧等	1生初月見
050		<b>园上大学</b>	77 10 AZ	マンション管理業者登録簿等の	/ <del></del>
250	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	国土交通省	第49条	閲覧	往訪閲覧
				マンション管理業者の業務を記	
251	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	国土交通省	第79条	載した書類の閲覧	往訪閲覧
				マンション管理業者登録簿等の	
252	マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則	国土交通省	第57条第2項	閲覧規則の告示	往訪閲覧
253	マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則	国土交通省	第69条の10第2項	財務諸表等の閲覧	 往訪閲覧
254	建築士法	国土交通省	第23条の9	建築士事務所登録簿の閲覧	全訪閲覧
234	<b>建</b> 栄工広	国工义进官	第23米の3		1生初恩見
255	積立式宅地建物販売業法	国土交通省	第13条	積立式宅地建物販売業者名簿等	往訪閲覧
				の閲覧	
256	積立式宅地建物販売業法施行規則	国土交通省	第14条第2項	名簿等の閲覧場所及び閲覧規則	往訪閲覧
				の告示	
257	宅地建物取引業法	国土交通省	第10条	宅地建物取引業者名簿等の閲覧	往訪閲覧
258	宅地建物取引業法	国土交通省	第17条の11第2項	財務諸表等の閲覧	往訪閲覧
				書類を閲覧に供するための宅地	
259	宅地建物取引業法施行規則	国土交通省	第5条の2第2項	建物取引業者名簿等の閲覧所の	往訪閲覧
				設置	
			1	登録実務講習実施機関の財務諸	
260	宅地建物取引業法施行規則	国土交通省	第13条の25第2項	表等の閲覧	往訪閲覧
261	通訳案内士法	国土交通省	第27条	全国通訳案内士登録簿の閲覧	 往訪閲覧
	都市計画法	国土交通省	第17条第1項	都市計画の案の縦覧	往訪閲覧 往訪閲覧
			第47条第5項		
263	都市計画法	国土交通省	<b>541米年3</b> 児	開発登録簿の閲覧	往訪閲覧
264	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	国土交通省	第9条第7項	土砂災害特別警戒区域の指定の	往訪閲覧
			the a a feet	公示事項を記載した図書の縦覧	
265	土地区画整理法	国土交通省	第88条第2項	換地計画の公衆の縦覧	往訪閲覧
266	土地区画整理法施行令	国土交通省	第21条第1項	選挙人名簿の公衆の縦覧	往訪閲覧
267	建築士法	国土交通省	第6条第2項	名簿の閲覧	往訪閲覧
268	建築士法	国土交通省	第24条の6	書類を備置き閲覧	往訪閲覧
269	建築士法	国土交通省	第27条の28第6項	名簿の閲覧	往訪閲覧
270	旅行業法	国土交通省	第12条の2第3項	約款の備置き閲覧	往訪閲覧
271	タクシー業務適正化特別措置法	国土交通省	第12条	原簿の閲覧	往訪閲覧
272	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令	国土交通省	第50条	管理規約の縦覧	往訪閲覧
273	マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令	国土交通省	第23条第1項	管理規約の縦覧	往訪閲覧
	- 、ィィコイツは日へ寸ツ川川しに肉りる広牛肥11円	出工人世目	わとり木分1次	ロイエバルリッノ小川、見	正则因見

			T .	1	
	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型
274	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行規則	国土交通省	第3条	航空機騒音対策基本方針の案の 縦覧	往訪閲覧
275	住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則	国土交通省	第16条第4項	評価業務規程の閲覧	往訪閲覧
276	動物の愛護及び管理に関する法律	環境省	第15条	第一種動物取扱業者登録簿の閲 覧	往訪閲覧
277	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	経済産業省・環境省	第47条第2項	充塡量・回収量等の記録の閲覧	往訪閲覧
278	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	経済産業省・環境省	第60条第2項	再生量等の記録の閲覧	往訪閲覧
279	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	経済産業省・環境省	第71条第2項	破壊量等の記録の閲覧	往訪閲覧
280	外国保険会社等供託金規則	金融庁、法務省	第9条	調書の閲覧	往訪閲覧
	ALEMNA E O MOEMM	- III	7,50714	確定拠出年金運営管理機関登録	12,000,000
281	確定拠出年金法	金融庁、厚生労働省	第90条第3項	簿の閲覧	往訪閲覧 
282	確定拠出年金法	金融庁、厚生労働省	第96条	運営管理機関の業務状況の備付け関覧	往訪閲覧
283	株式会社日本政策金融公庫法	財務省・厚生労働省・ 農林水産省	第44条第3項	公庫の決算報告書等の閲覧	往訪閲覧
284	株式会社商工組合中央金庫法	金融庁、財務省、経済 産業省	第53条第1項	業務及び財産の状況に関する説 明書類の縦覧	往訪閲覧
285	株式会社商工組合中央金庫法	金融庁、財務省、経済 産業省	第60条の5第3項	代行業者登録簿の縦覧	往訪閲覧
286	株式会社商工組合中央金庫法	金融庁、財務省、経済 産業省	第60条の23第1項	会員名簿の縦覧	往訪閲覧
287	株式会社商工組合中央金庫法	金融庁、財務省、経済 産業省	第60条の32第3項	電子決済等代行業者に係る名簿 の縦覧	往訪閲覧
288	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令	金融庁、農林水産省	第49条第1項	書類の縦覧	往訪閲覧
289	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令	金融庁、農林水産省	第50条の25第5項	報告書の縦覧	往訪閲覧
290	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令	金融庁、農林水産省	第50条の26第1項	説明書類の縦覧	往訪閲覧
291	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令	金融庁、農林水産省	第50条の31の25	名簿の縦覧	往訪閲覧
292	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令	金融庁、農林水産省	第50条の31の26	名簿の縦覧	往訪閲覧
293	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令	金融庁、農林水産省	第50条の31の30	登録簿の縦覧	往訪閲覧
294	金融サービス仲介業者保証金規則	金融庁、法務省	第9条	調書の閲覧	往訪閲覧
295	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律	金融庁、財務省	第391条第2項	預金者表の縦覧	往訪閲覧
296	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律	金融庁、財務省	第410条第2項	顧客表の縦覧	往訪閲覧
297	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律	金融庁、財務省	第428条第2項	保険契約者表の縦覧	往訪閲覧
298	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律	金融庁、財務省	第462条第2項	預金者表の縦覧	往訪閲覧
299	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律	金融庁、財務省	第479条第2項	顧客表の縦覧	全訪閲覧
300	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律	金融庁、財務省	第503条第2項	預金者表の縦覧	往訪閲覧 往訪閲覧
301	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律	金融庁、財務省	第520条第2項	顧客表の縦覧	在的閲覧 往訪閲覧
302	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律	金融庁、財務省	第536条第2項	保険契約者表の縦覧	往訪閲覧
303	金融商品取引業者営業保証金規則 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行	金融庁、財務省、経済	第9条 第85条第1項	調害の閲覧 書類の縦覧	往訪閲覧
305	規則 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行	産業省 金融庁、財務省、経済	第89条の27	名簿の縦覧	往訪閱覧
	規則 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行	産業省 金融庁、財務省、経済			
306	規則	産業省 厚生労働省・国土交通	第89条の30	名簿の縦覧	往訪閲覧
307	高齢者の居住の安定確保に関する法律	省	第10条	登録簿の閲覧	往訪閲覧
308	資金移動業履行保証金規則	金融庁、法務省	第13条	意見聴取会調書の閲覧	往訪閲覧
309	少額短期保険業者供託金規則	金融庁、法務省	第9条	調書の閲覧	往訪閲覧
310	信託会社等営業保証金規則	金融庁、法務省	第9条	調書の閲覧	往訪閲覧
311	信託兼営金融機関営業保証金規則	金融庁、法務省	第9条	調書の閲覧	往訪閲覧
312	水産業協同組合法	金融庁・農林水産省	第121条	指定共済事業等紛争解決機関に よる加入共済事業関係業者の名 簿の縦覧	往訪閲覧
313	前払式支払手段発行保証金規則	金融庁、法務省	第13条	意見聴取会調書の閲覧	 往訪閲覧
314	担保付社債信託法	金融庁、法務省	第20条第2項	信託証書の備え置き及び閲覧	生的閲覧 往訪閲覧
315	担保付社債信託法	金融庁、法務省	第30条第2項	社債原簿の写しの閲覧	生的閲覧 往訪閲覧
316	担保付社債信託法	金融庁、法務省	第33条第2項	議事録の写しの閲覧	往訪閲覧
317	中小漁業融資保証法	金融庁、財務省、農林	第32条第3項	定款等の備置き閲覧	往訪閲覧
318	中小漁業融資保証法	水産省金融庁、財務省、農林	第33条第2項	書類の備置き閲覧	往訪閲覧
		水産省			

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型
				指定信用事業等紛争解決機関に	
319	中小企業等協同組合法	金融庁・農林水産省・	第69条の5	よる加入信用協同組合等の名簿	往訪閲覧
		経済産業省		の縦覧	
		A = 1 + +		指定特定共済事業等紛争解決機	
320	中小企業等協同組合法	金融庁・農林水産省・	第69条の4	関による加入共済事業者の名簿	往訪閲覧
		経済産業省		の縦覧	
	投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規				
321	則の廃止等に関する命令	金融庁、法務省	第10条	調書の閲覧	往訪閲覧
322	日本銀行法施行令	金融庁・財務省	第2条第3項	出資者原簿の閲覧	往訪閲覧
022	H 1 20(1) 20(1) 12	金融庁、総務省、法務	NISENCES N	m9 13003 17496	12011030
		省、文部科学省、厚生			
323	認可特定保険業者等に関する命令	労働省、農林水産省、	第31条第1項	説明書類の縦覧	往訪閲覧
020		経済産業省、国土交通	NJOIN NJI-X	100:03 III 754 - 2 MIC 36	12 07 00 96
		省、環境省			
		金融庁、総務省、法務			
		省、文部科学省、厚生			
224	認可特定保険業者等に関する命令		<b>空25夕空1</b> 百	説明事類の俗野	/ <del>→</del> =→ 見見屋生
324	配り付足体院未有寺に関する叩下	労働省、農林水産省、	第35条第1項	説明書類の縦覧	往訪閲覧
		経済産業省、国土交通			
205	曲要切回如△エッビ曲要切回如<オ<< ストローサ・・ ロー・・ ヘ	省、環境省	空に7夕かり5空に云	担生事の経歴	/ <del></del>
325	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令	金融庁、農林水産省	第57条の25第5項	報告書の縦覧	往訪閲覧
326	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令	金融庁、農林水産省	第57条の26第1項	所属組合の説明書類の縦覧	往訪閲覧
327	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令	金融庁、農林水産省	第57条の31の25	名簿の縦覧	往訪閲覧
328	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令	金融庁、農林水産省	第57条の31の26	名簿の縦覧	往訪閲覧
329	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令	金融庁、農林水産省	第57条の31の30	登録簿の縦覧	往訪閲覧
330	農業協同組合法	金融庁・農林水産省	第92条の8	紛争解決機関による加入組合の	往訪閲覧
				名簿の縦覧	
331	農業協同組合法	金融庁・農林水産省	第92条の9	紛争解決機関による加入組合の	往訪閲覧
				名簿の縦覧	
332	農業信用保証保険法	金融庁・財務省・農林	第41条第3項	定款、業務方法書、規約、会員	往訪閲覧
002	2000 MILLIO BISHIN BISTOCIAN	水産省	33 123(3)30 30	名簿及び総会の議事録の閲覧	12,000
		金融庁・財務省・農林		事業報告書、財産目録、貸借対	
333	農業信用保証保険法	水産省	第42条第2項	照表、損益計算書、剰余金処分	往訪閲覧
		<b>小庄</b> 自		案、損失処理案の閲覧	
334	  農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律	金融庁・財務省・農林	第15条第2項	貯金者表の縦覧	往訪閲覧
334	展外性未励问組日の丹王于帆の行列寺に関する広任	水産省	为1J未为2项	別並有衣の献見	江川周見
335	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及	金融庁・農林水産省	第11条第9項	報告書の縦覧	往訪閲覧
333	び強化に関する法律施行規則	立 融 プ・ 展 外 水 座 自	先11采用5块	報告書の 職見	1生初兇見
226	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及		<b>第11夕第2万年20日</b>	<b>学</b> 変ル四の人に グラ 事新の問題	<b>分計即</b>
336	び強化に関する法律施行規則	金融庁、農林水産省	第11条第3項第39号	業務代理組合に係る書類の閲覧	往訪閲覧
337	農林中央金庫法	金融庁、農林水産省	第52条第1項	書類の閲覧	往訪閲覧
220	######################################	農林水産省	/#0F/A @ 20/#1TE		/> =± 88 5/
338	農林中央金庫法施行規則	金融庁	第85条の32第1項	説明書類等の縦覧	往訪閲覧
000	# U + + A # V + / - In pu	農林水産省	Med a A for Med a T		/> =L == == == == == == == == == == == ==
339	農林中央金庫法施行規則	金融庁	第114条第1項	書類の縦覧	往訪閲覧
0.46	####	農林水産省	Mr 1 A 1 Az Mr E - T	+D + + + + w = +	/A =1.00 <i>F</i> 4
340	農林中央金庫法施行規則	金融庁	第141条第5項	報告書の縦覧	往訪閲覧
0.45	# II -	農林水産省	Mr. 1 A O. Fr	=V =D == VF = 400 E/-	/\ <u>=</u> L =====
341	農林中央金庫法施行規則	金融庁	第142条	説明書類の縦覧	往訪閲覧
0.15	# II -	農林水産省	Mrs 47 fr - 10 · · ·	to take as July 1864	/> =1 pp =/-
342	農林中央金庫法施行規則	金融庁	第147条の16の16	名簿の縦覧	往訪閲覧
		農林水産省			
343	農林中央金庫法施行規則	金融庁	第147条の16の17	名簿の縦覧	往訪閲覧
		農林水産省			
344	農林中央金庫法施行規則	金融庁	第147条の16の21	登録簿の縦覧	往訪閲覧
				不動産特定共同事業者名簿等の	
345	不動産特定共同事業法	金融庁・国土交通省	第13条	閲覧	往訪閲覧
				小規模不動産特定共同事業者登	
346	不動産特定共同事業法	金融庁・国土交通省	第49条	が、旅侯不動座行足共同事業有豆 録簿等の閲覧	往訪閲覧
		金融庁・国土交通省	第29条	 事類の閲覧	往訪閲覧
3/17	不動産特定共同事業注		カ43木	目积기치見	
347	不動産特定共同事業法		第17タ第9百	学教管理セク学の問題	
348	不動産特定共同事業法	金融庁・国土交通省	第17条第2項	業務管理者名簿の閲覧	往訪閲覧
348 349	不動産特定共同事業法 不動産特定共同事業法	金融庁・国土交通省 金融庁・国土交通省	第30条第2項	事業参加者名簿の閲覧	往訪閲覧
348	不動産特定共同事業法	金融庁・国土交通省		事業参加者名簿の閲覧 業務管理者名簿他の閲覧	
348 349	不動産特定共同事業法 不動産特定共同事業法	金融庁・国土交通省 金融庁・国土交通省	第30条第2項	事業参加者名簿の閲覧	往訪閲覧

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型
352	保険会社等営業保証金規則	金融庁、法務省	第9条	調書の閲覧	往訪閲覧
353	保険仲立人保証金規則	金融庁、法務省	第9条	調書の閲覧	往訪閲覧
354	免許特定法人供託金規則	金融庁、法務省	第9条	調書の閲覧	往訪閲覧
355	有限責任監査法人供託金規則	金融庁、法務省	第9条	調書の閲覧	往訪閲覧
356	預金保険法	金融庁、財務省	第37条第5項	資料の閲覧	往訪閲覧
357	旅行業者営業保証金規則	法務省、国土交通省	第3条第10項	調書の閲覧	往訪閲覧
358	労働金庫法	金融庁、厚生労働省	第94条第5項	労働金庫電子決済等代行業者登	往訪閲覧
				録簿の縦覧	